

第4部 都市機能誘導区域

第4部 都市機能誘導区域

第1章 都市機能誘導区域の設定方針

1 都市機能誘導区域とは（都市計画運用指針）

都市機能誘導区域とは、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

2 都市機能誘導区域設定の考え方（都市計画運用指針）

都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

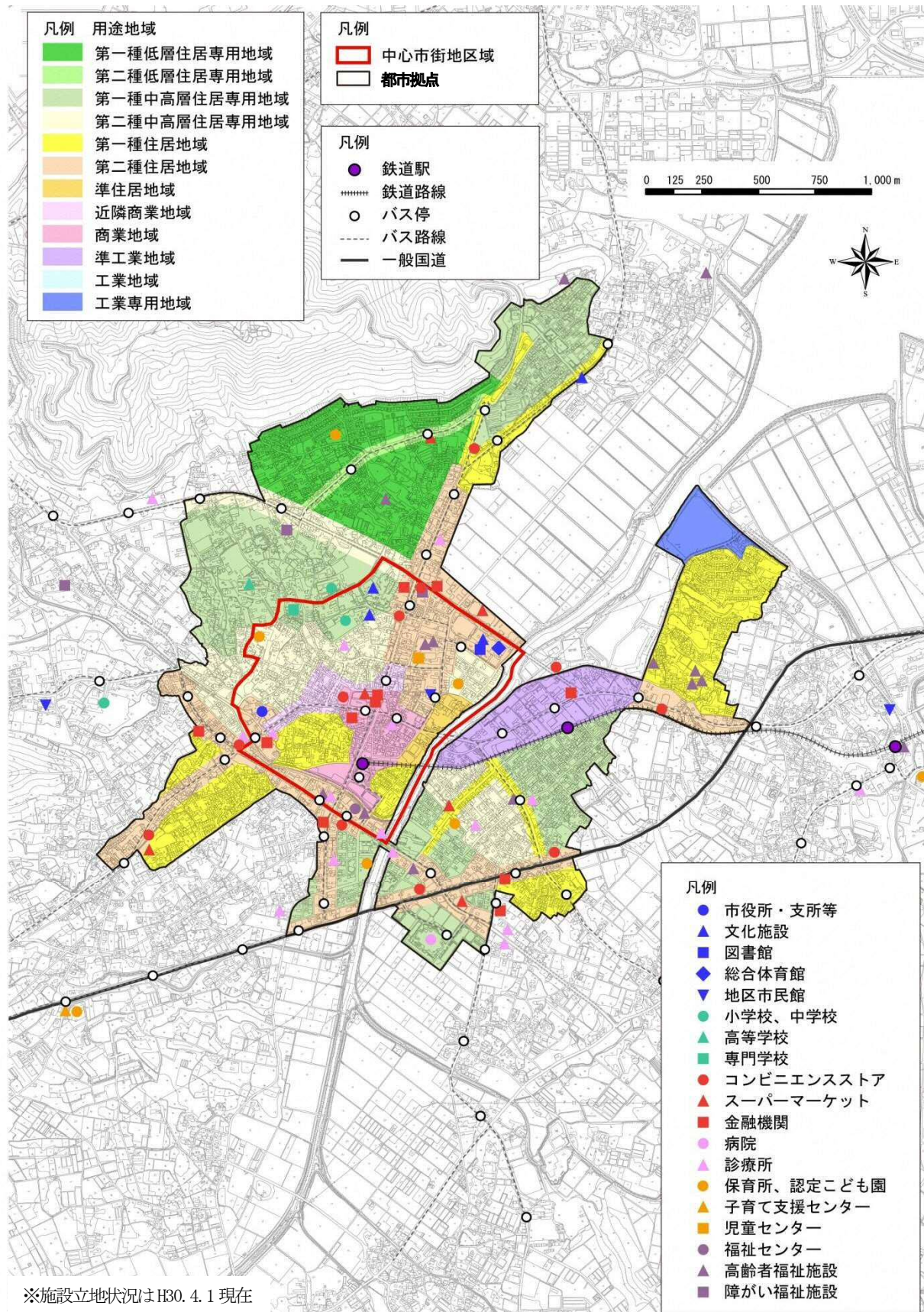
都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下のように示されています。

- ①鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ②周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- ③都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

3 都市機能の立地状況

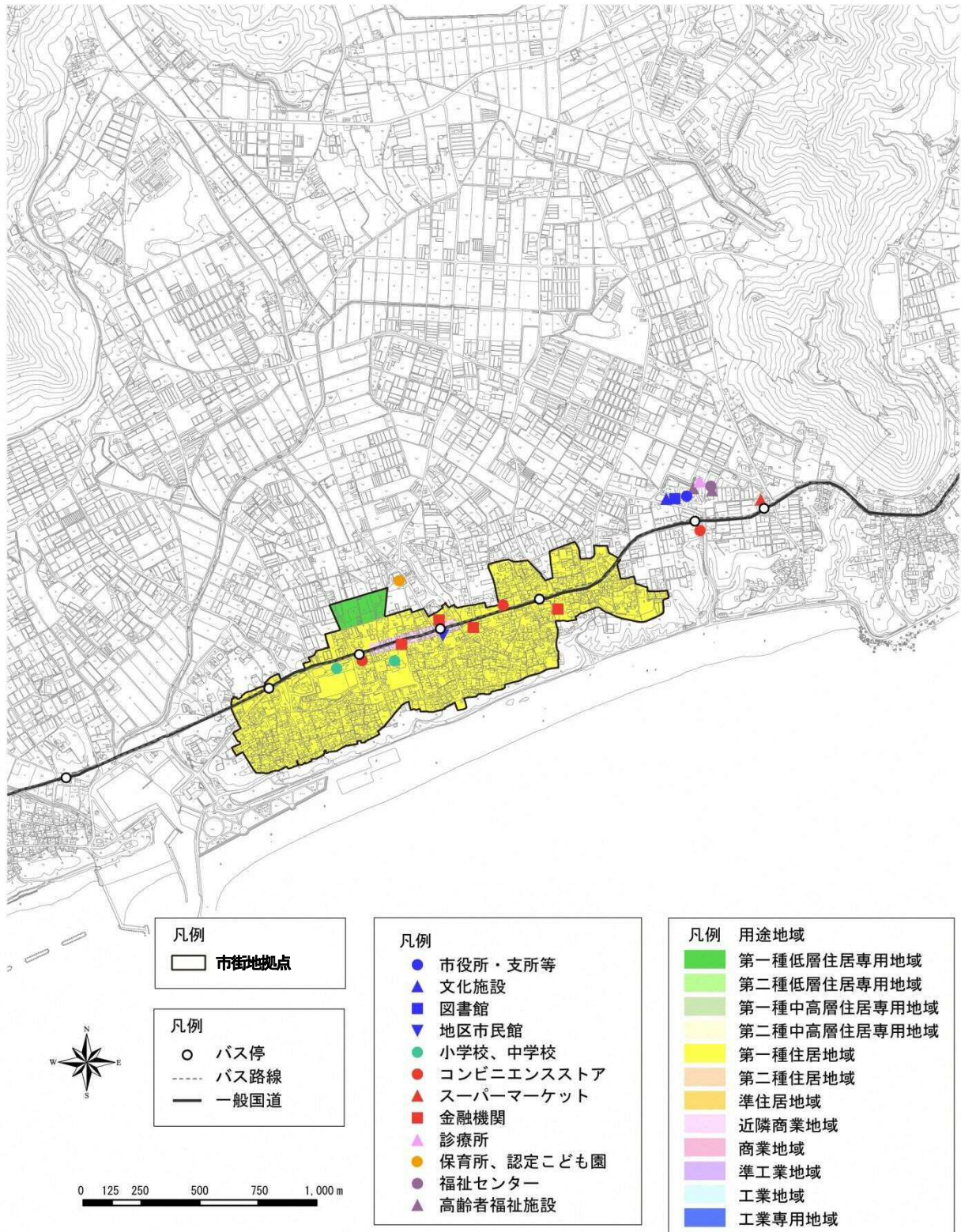
(1) 都市拠点 (田原市街地)

中心市街地の区域内及び国道259号沿いの周辺に都市機能の立地が多く見られます。



(2) 市街地拠点 (赤羽根市街地)

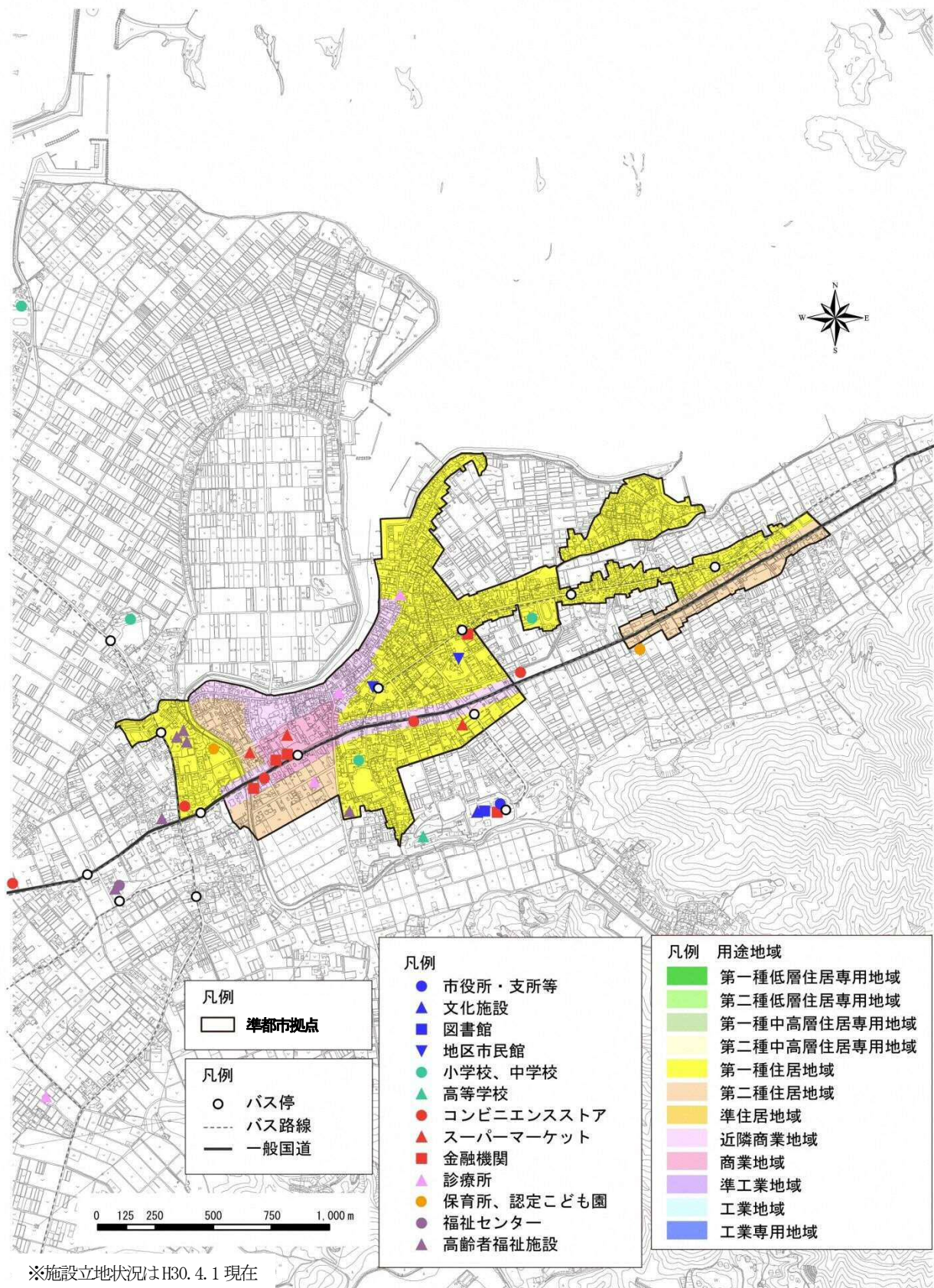
国道42号沿いにほとんどの都市機能が立地していますが、市民センター (行政施設) や文化会館等の公共施設は市街化調整区域に立地しています。



※施設立地状況はH30.4.1現在

(3) 準都市拠点 (福江市街地)

商業地域周辺及び国道259号沿いに都市機能の立地が多く見られますが、支所等公共施設は市街化調整区域に立地しています。



4 田原市における都市機能誘導区域設定の考え方

「2 都市機能誘導区域設定の考え方」を踏まえながら、市内3つの拠点の特色を勘案し、それぞれの都市機能誘導区域設定の考え方を以下に示します。

(1) 都市拠点（田原市街地）

①都市機能誘導区域に含める区域

ア) 鉄道駅から半径1 km圏域

鉄道については、改定版田原市都市計画マスタープランの「田原市の都市づくりの方向」の5つのうち1つに「鉄道駅周辺の土地利用」を示しており、都市間移動において片道1時間に4本で市内の公共交通の中で最も利便性の高い鉄道駅周辺への居住を促進していく方針としていることから、鉄道駅から半径1 km圏域を居住誘導区域に設定したところですが、居住を促進するためには、日常生活サービス等に係る都市機能が身近に必要なことから、同区域を都市機能誘導区域に含める区域とします。

イ) 中心市街地の区域

平成28年4月に策定した田原市中心市街地活性化基本計画においては、『花・緑・歴史的景観など「田原らしさ」を感じられ、歩いて楽しい活気あるまち』を将来像として、中心市街地の核となる商業施設の整備や、まちなかへの回遊促進に取り組み、賑わいの創出を図るとともに、まちなか居住を推進していくこととしています。

よって、同計画で設定されている中心市街地の区域（約88ha）は、本計画の都市機能誘導区域で必要とされる機能と大いに類似していることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

ウ) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

まちなか賑わい機能エリアについては、「田原市の玄関口における集客・交流の拠点として、商業の活性化、賑わいの創出を図り、多くの市民・来訪者が集い、歩き、活気あふれるエリアにします。」、沿道賑わい機能エリアについては、「市民や近隣住民のための商業・サービス施設と住宅が調和しながら立地し、生活の賑わいを感じられるエリアにします。」といった都市施設を誘導する方向の土地利用方針であることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

②都市機能誘導区域に含まない区域（除外区域）

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

用途地域において、低層及び中高層住宅にかかる良好な住居の環境を保護するための地域とされている住居専用地域（①のイ及びウの区域内を除く）については、都市機能誘導区域に含まない区域とします。

(2) 市街地拠点（赤羽根市街地）

①都市機能誘導区域に含める区域

改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

沿道賑わい機能エリアについては、「近隣住民や観光・スポーツエリア等への来訪者のための商業・サービス施設と住宅が調和した生活の賑わいが感じられるエリアにします。」といった都市施設を誘導する方向の土地利用方針であることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

②都市機能誘導区域に含まない区域（除外区域）

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

(3) 準都市拠点（福江市街地）

①都市機能誘導区域に含める区域

ア) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」内のバス停から半径500m圏域と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

まちなか賑わい機能エリア（2か所）については、「近隣住民や半島西部の居住者のための商業・サービス施設等を集積し、今後さらなる賑わいの創出を図るエリアとします。」といった都市施設を誘導する方向の土地利用方針であることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

まちなか賑わい機能エリア（西）は、従来から福江市街地の中心であり、1,000㎡以上のスーパーマーケットを含む複合施設や金融機関等が立地しており、エリア周辺には、飲食店、小売業、診療所などが立地しています。まちなか賑わい機能エリア（東）は、標高が高いため大規模地震における津波災害に対して安全であり、スーパーマーケットやホームセンター、ドラッグストアが20年ほど前から立地集積しており、渥美支所等にも近くポテンシャルの高い区域となっています。

この2核を中心に、周りの飲食店、小売業、診療所などを含めた区域に都市機能を誘導したいことから、交通の利便性を踏まえて、区域内のバス停から半径500m圏域を都市機能誘導区域に含める区域とします。

沿道賑わい機能エリアについては、「市民や近隣住民のための商業・サービス施設と住宅が調和しながら立地し、生活の賑わいが感じられるエリアにします。」といった都市施設を誘導する方向の土地利用方針であることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

イ) 保美バス停から半径500m圏域

保美バス停は、伊良湖本線・支線及び田原市ぐるりんバス中山線の公共交通結節点であり、利便性が高いことから、バス停から半径500m圏域を都市機能誘導区域に含める区域とします。

②都市機能誘導区域に含まない区域（除外区域）

ア) 第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

該当なし

イ) ①都市機能誘導区域に含める区域の内、市道宮下沢線（旧国道）及びまちなか賑わい機能エリア（西）より北側の区域

旧国道の市道宮下沢線及びショッピング中心のまちなか賑わい機能エリア（西）より北側の区域は、土地の区画が小さく居住が密集しており、道路幅も狭いことから、都市機能誘導区域に含まない区域とします。ただし、免々田川より西側の区域については、土地の区画が大きく、居住も密集していないことから、都市機能誘導区域から除外しないこととします。

都市機能誘導区域設定条件のまとめ

前提：居住誘導区域内に設定する。

■都市拠点（田原市街地）

①含める区域

- ア) 鉄道駅から半径1 km圏域
- イ) 中心市街地の区域
- ウ) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

②含まない区域（除外区域）

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域
(①イ及びウの区域内を除く)

■市街地拠点（赤羽根市街地）

①含める区域

改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

②含まない区域（除外区域）

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

■準都市拠点（福江市街地）

①含める区域

- ア) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」内のバス停から半径500m圏域と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域
- イ) 保美バス停から半径500m圏域

②含まない区域（除外区域）

- ア) 第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域 ⇒ 該当なし
- イ) 市道宮下沢線（旧国道）及びまちなか賑わい機能エリア（西）より北側の区域
※免々田川より西側の区域は対象外

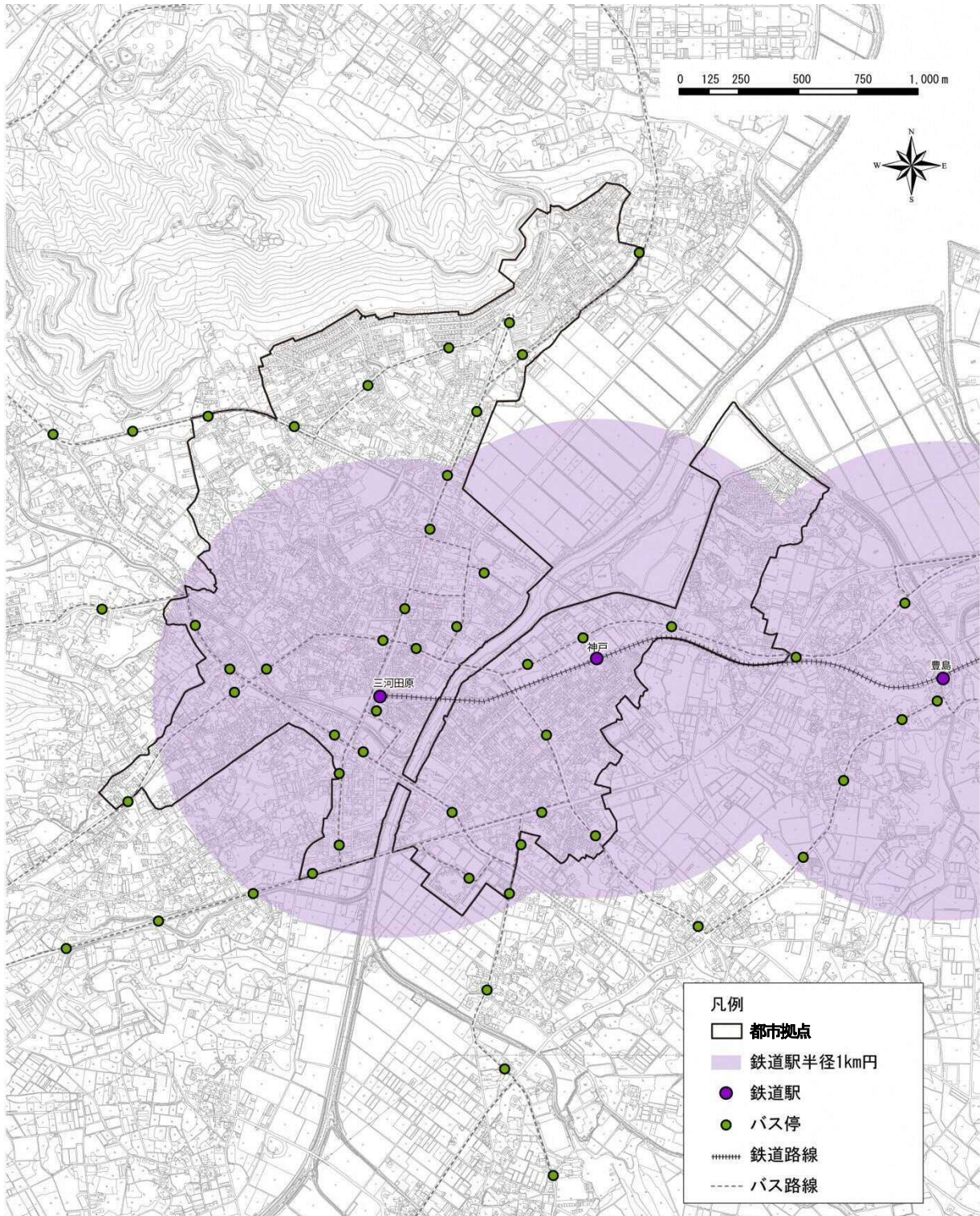
※区域については、最終的に地形地物（道路等）にて整理

第2章 都市機能誘導区域の設定

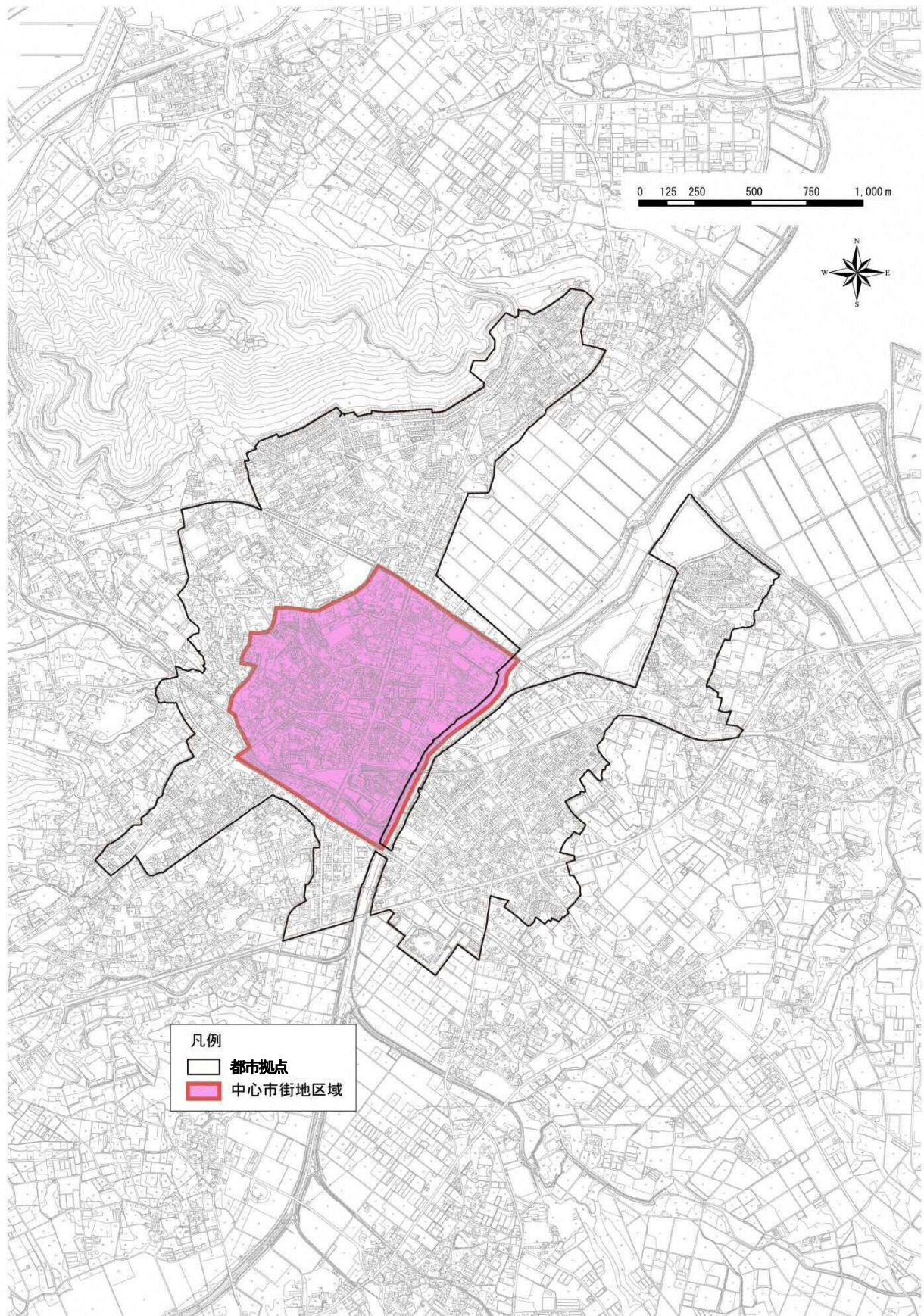
1 都市拠点（田原市街地）

①都市機能誘導区域に含める区域

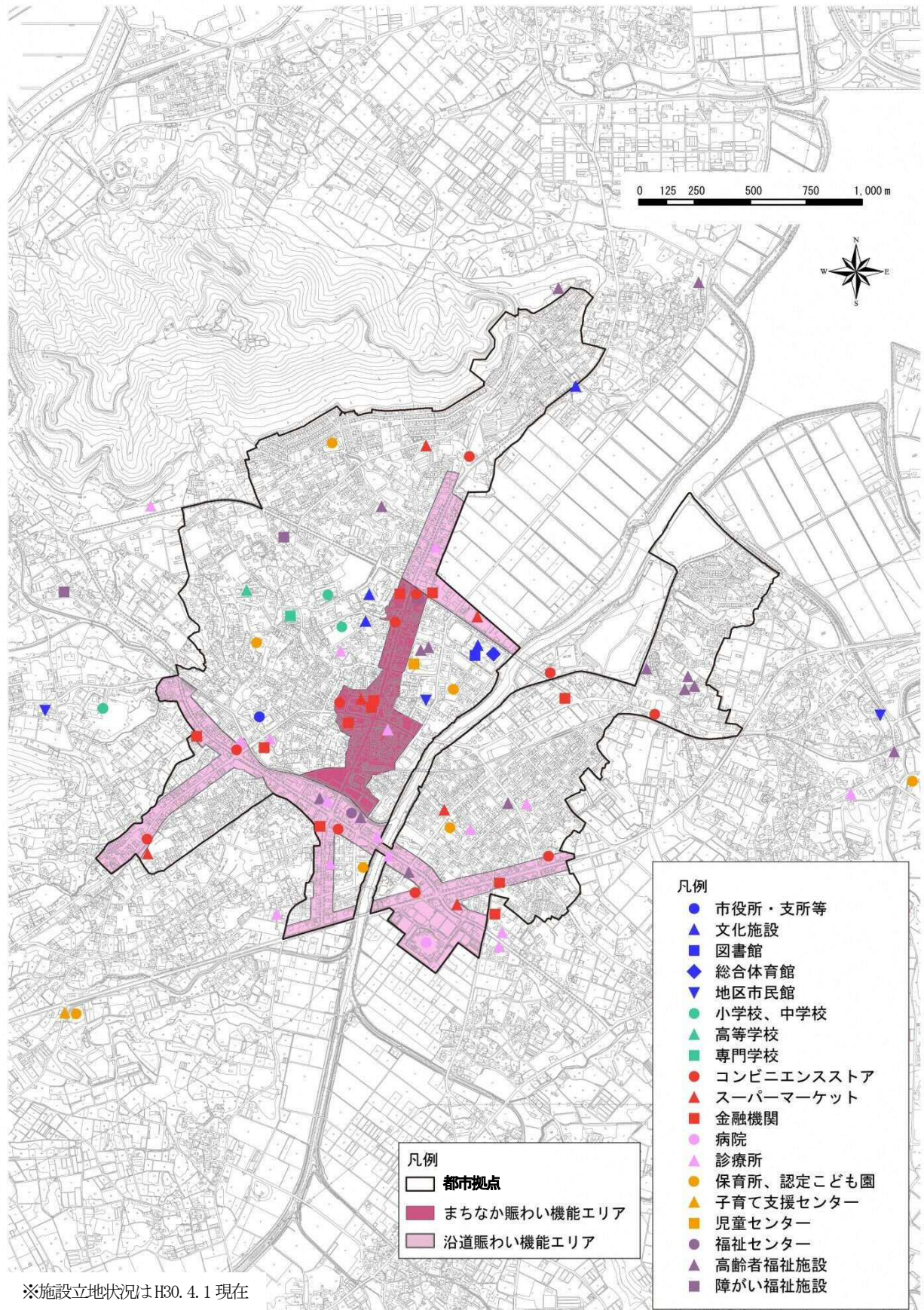
ア) 鉄道駅から半径1km圏域



イ) 中心市街地の区域



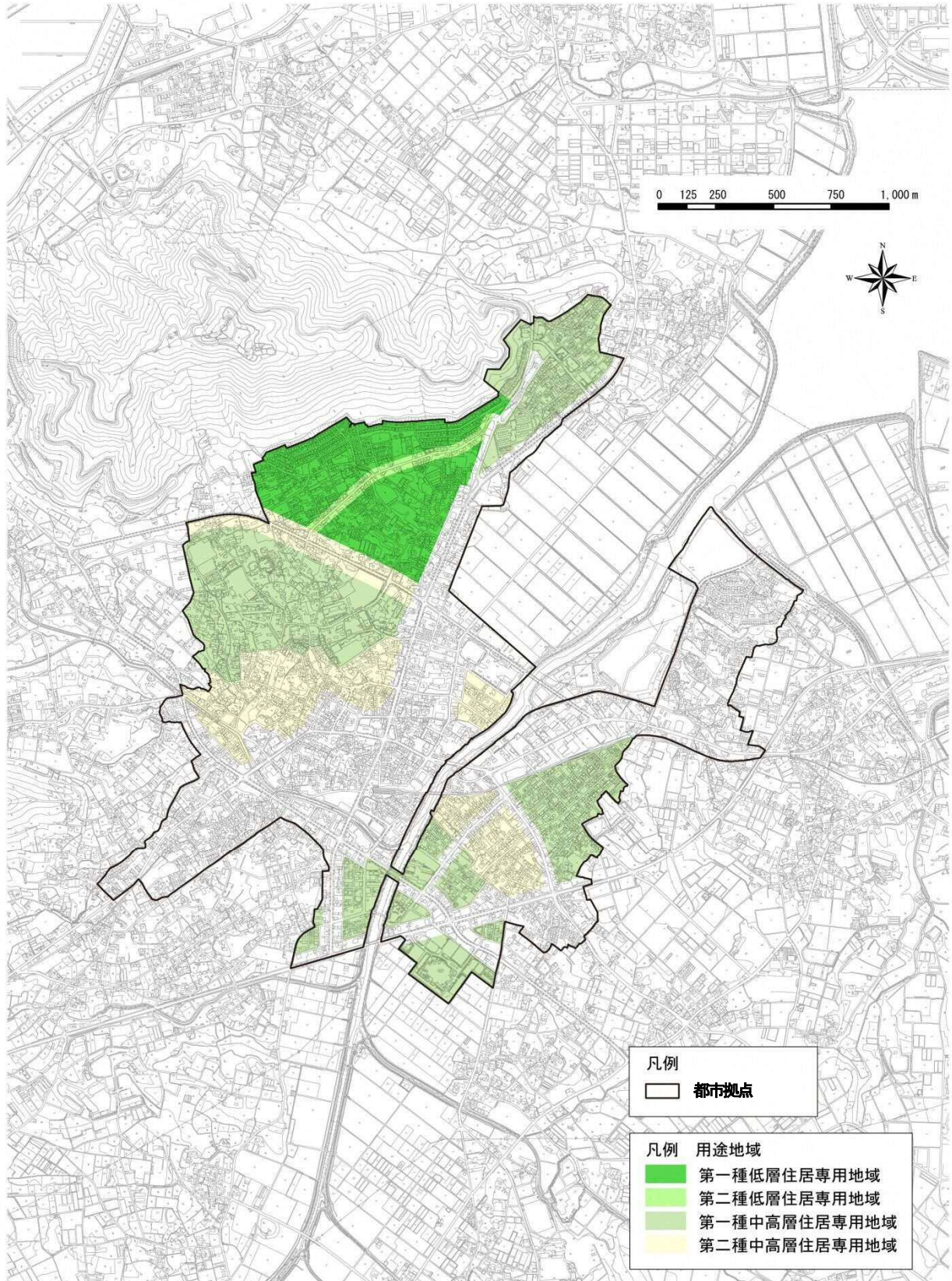
ウ) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域



②都市機能誘導区域に含まない区域

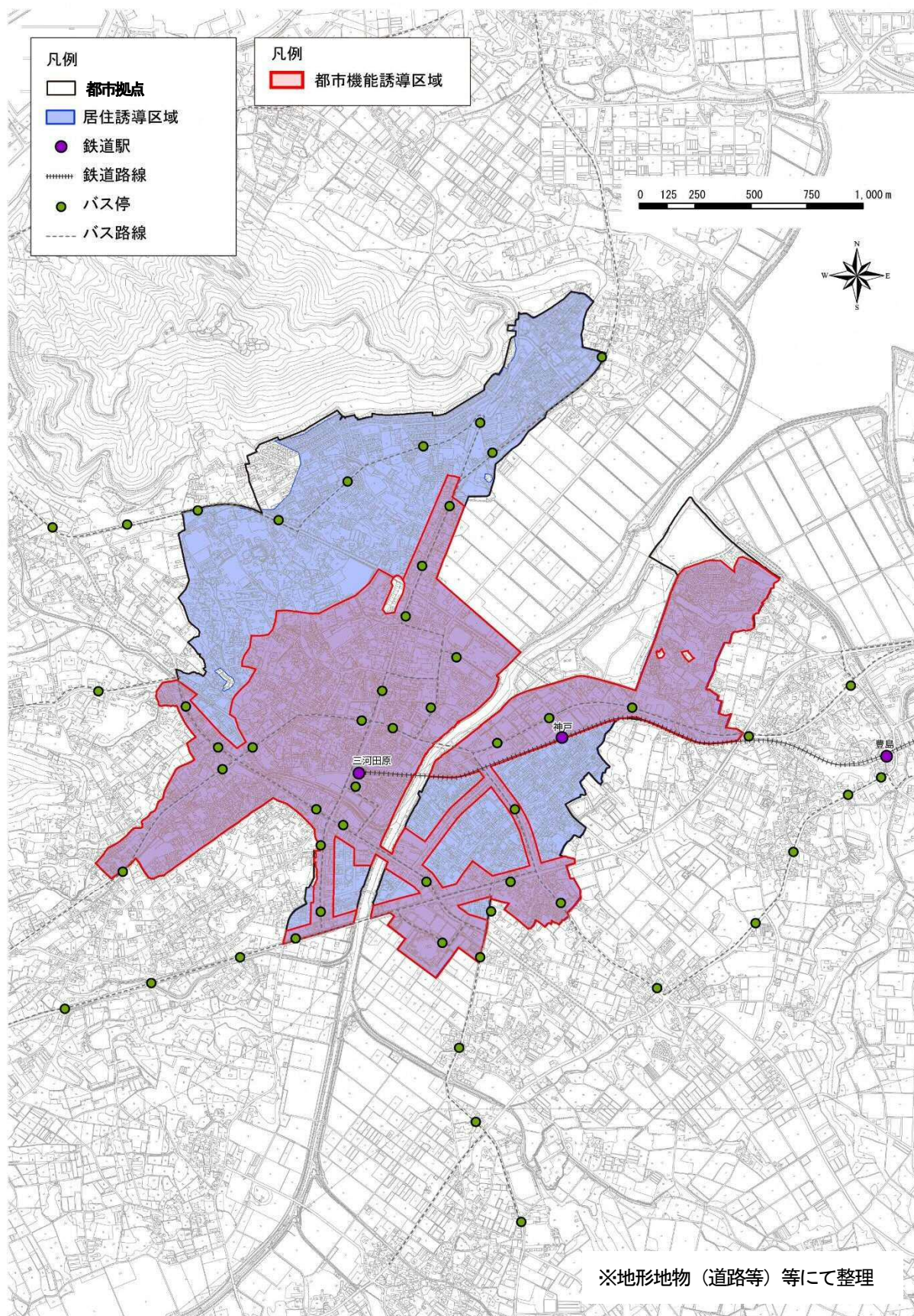
第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

以下に示してある区域から、中心市街地の区域とまちなか賑わい機能エリア及び沿道賑わいエリアの区域を除くものとします。



③都市拠点における都市機能誘導区域の範囲（対象区域）

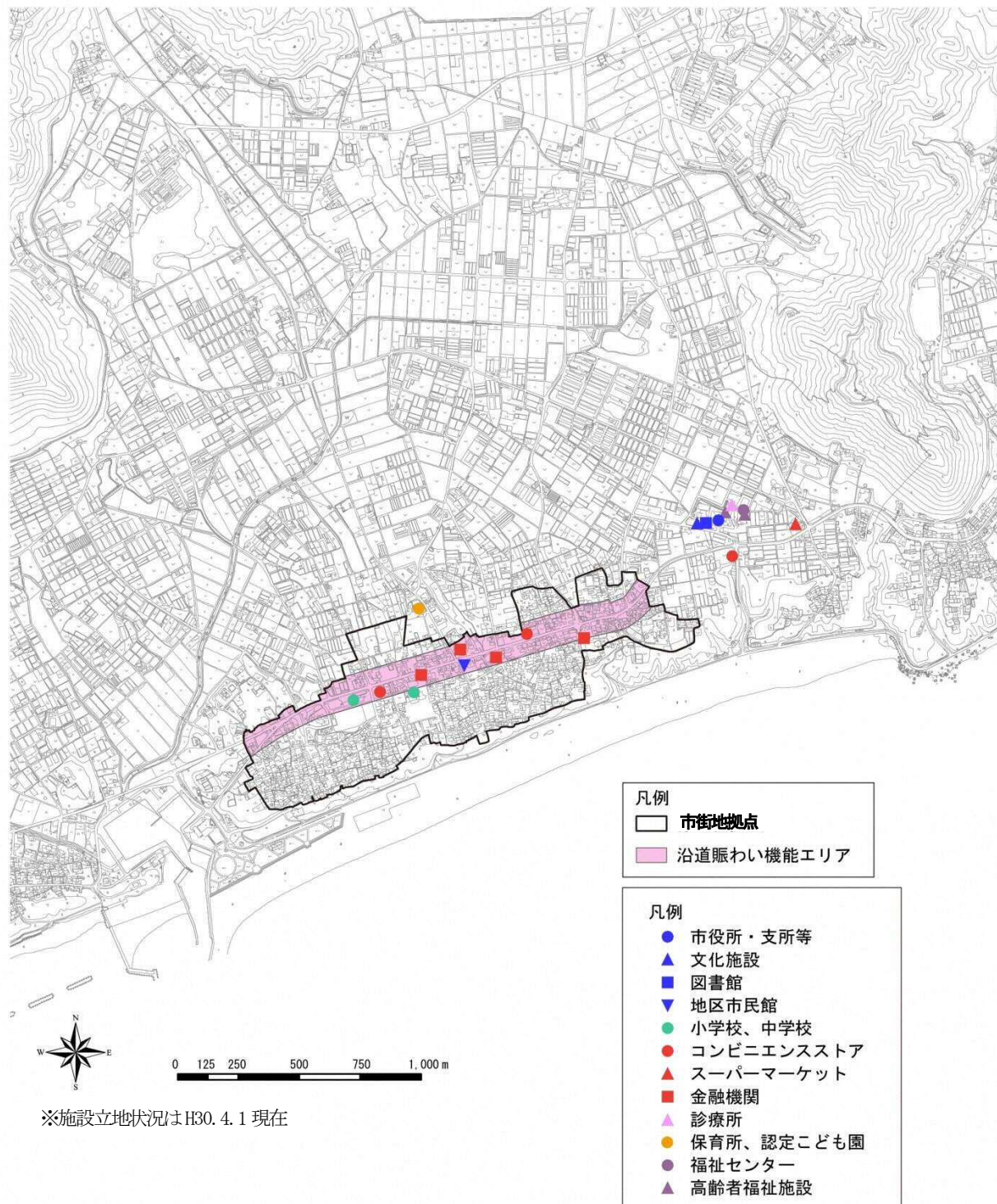
都市拠点（田原市街地）の都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。



2 市街地拠点（赤羽根市街地）

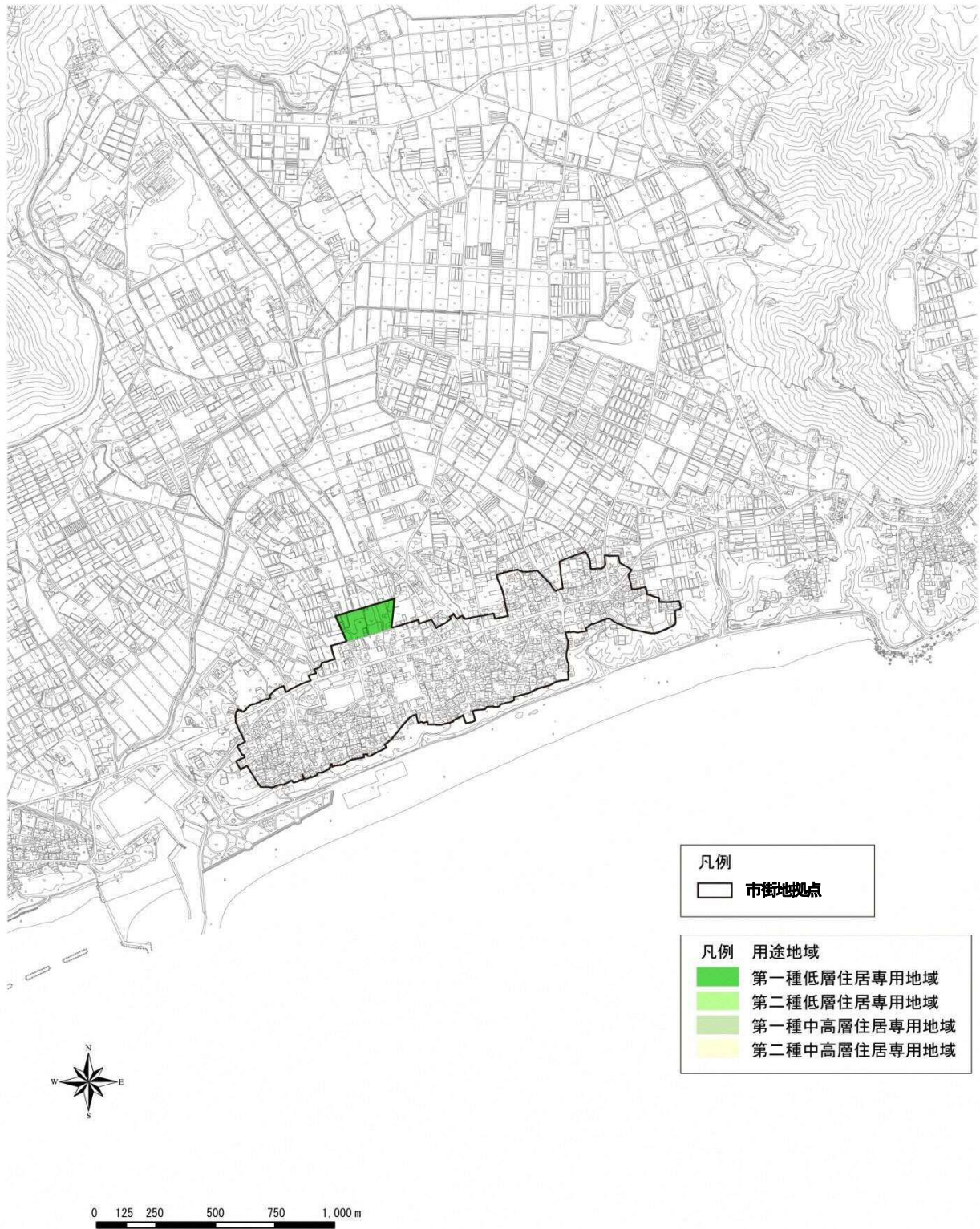
①都市機能誘導区域に含める区域

改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域



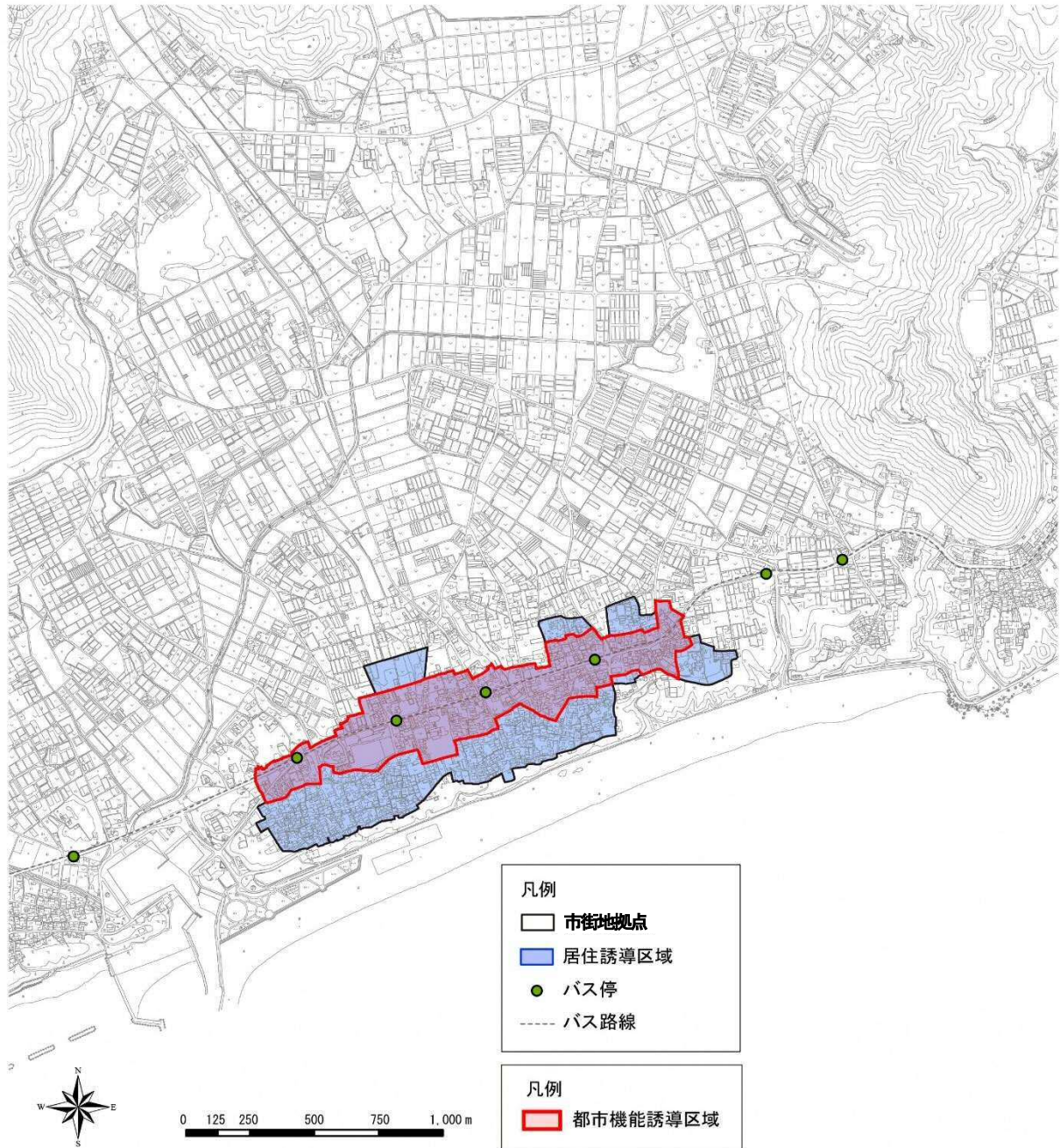
②都市機能誘導区域に含まない区域

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域



③市街地拠点における都市機能誘導区域の範囲（対象区域）

市街地拠点（赤羽根市街地）の都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。

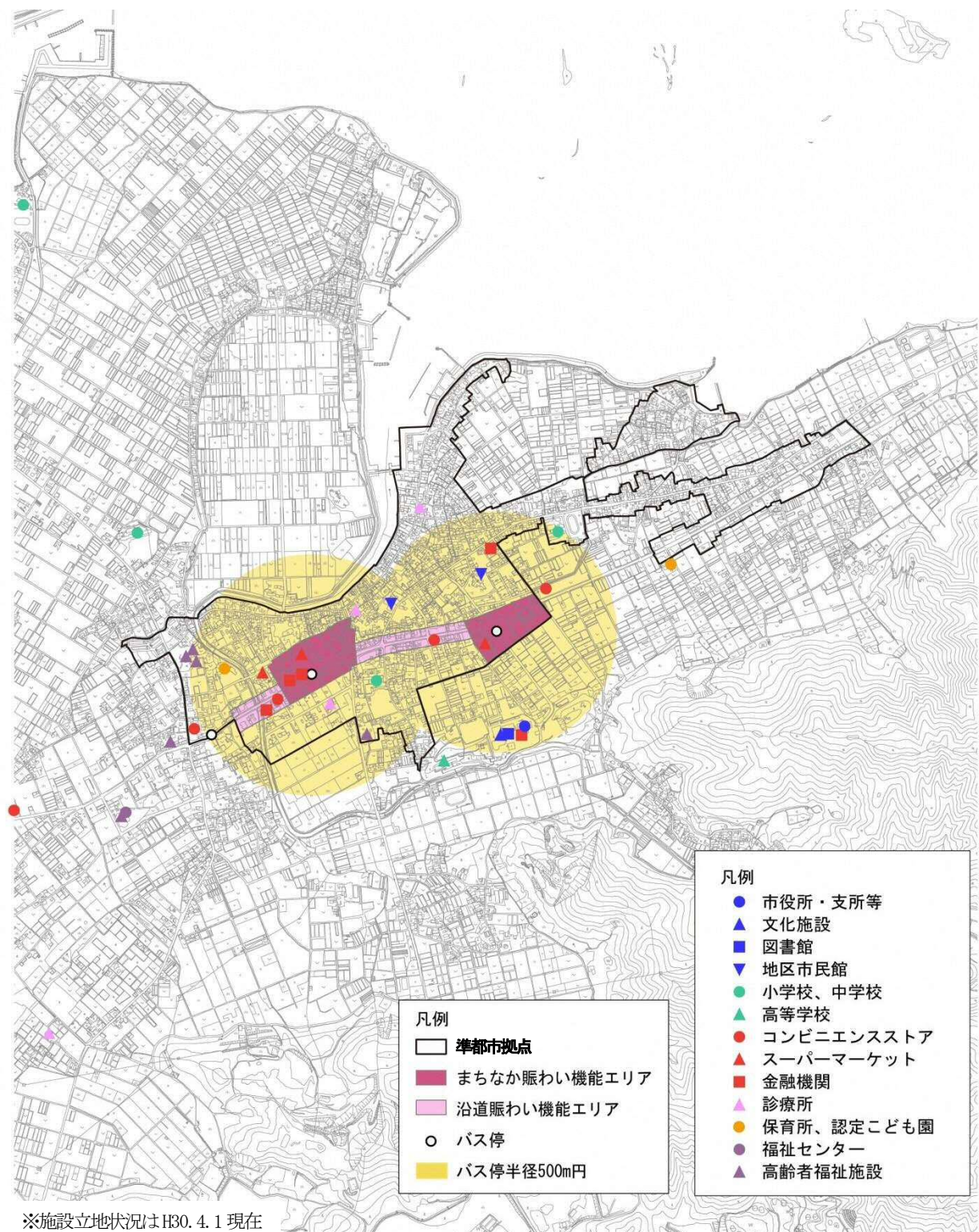


※地形地物（道路等）等にて整理

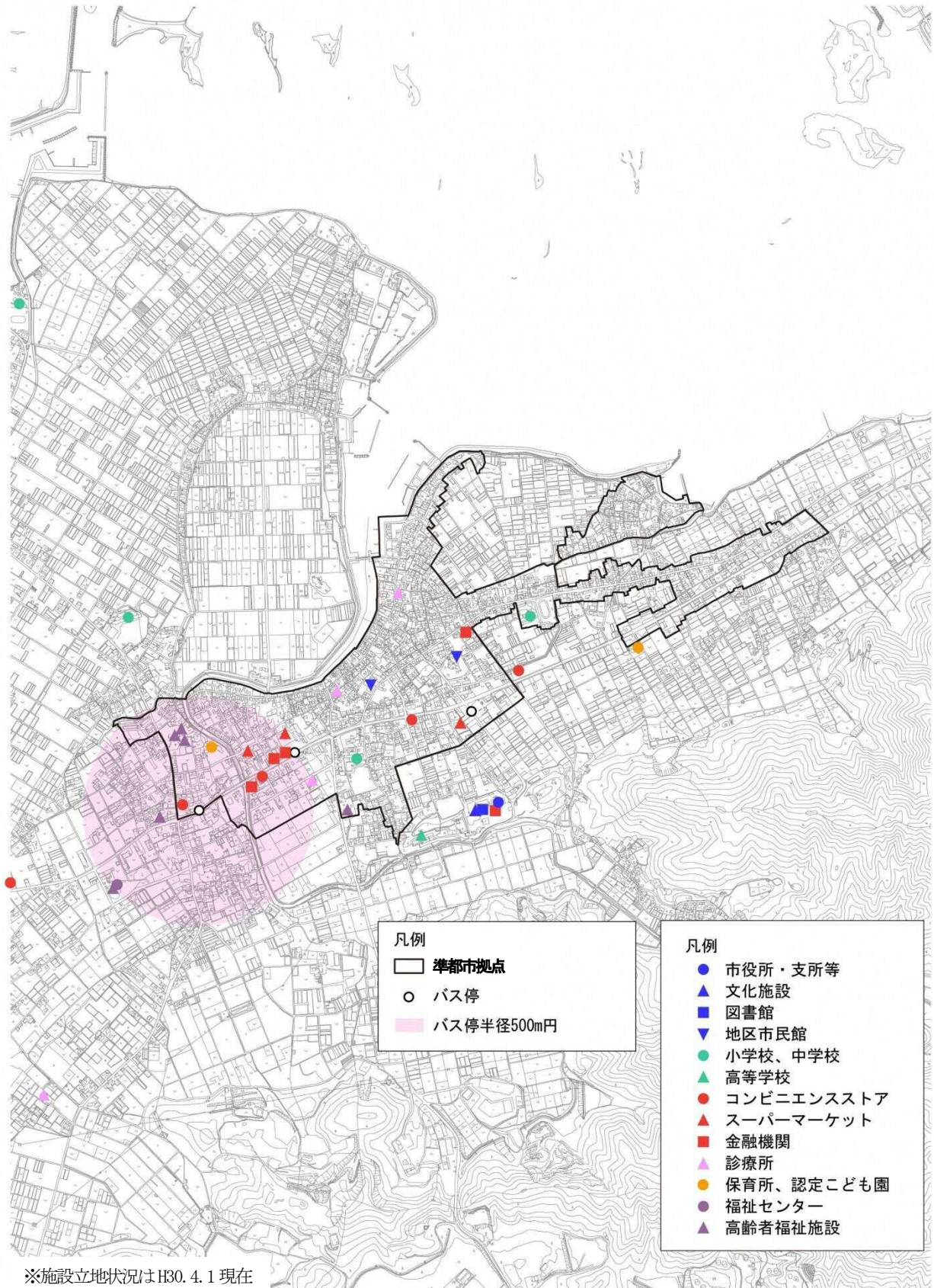
3 準都市拠点（福江市街地）

①都市機能誘導区域に含める区域

ア) 改定版田原市都市計画マスタープラン地域別構想の「市街化区域及びその周辺の土地利用方針」において、「まちなか賑わい機能エリア」内のバス停から半径500m圏域と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域



イ) 保美バス停から半径500m圏域



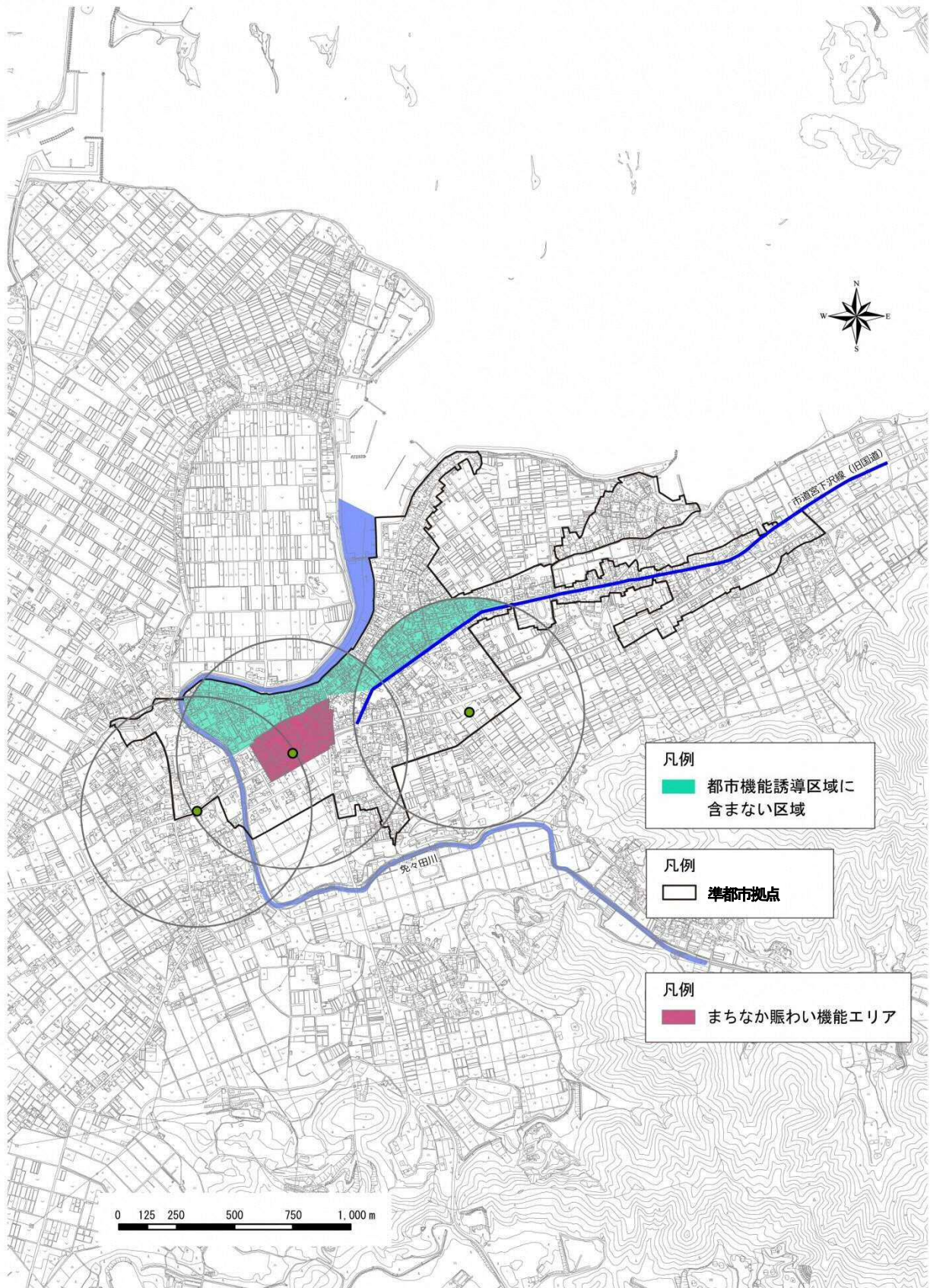
②都市機能誘導区域に含まない区域

ア) 第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

該当なし

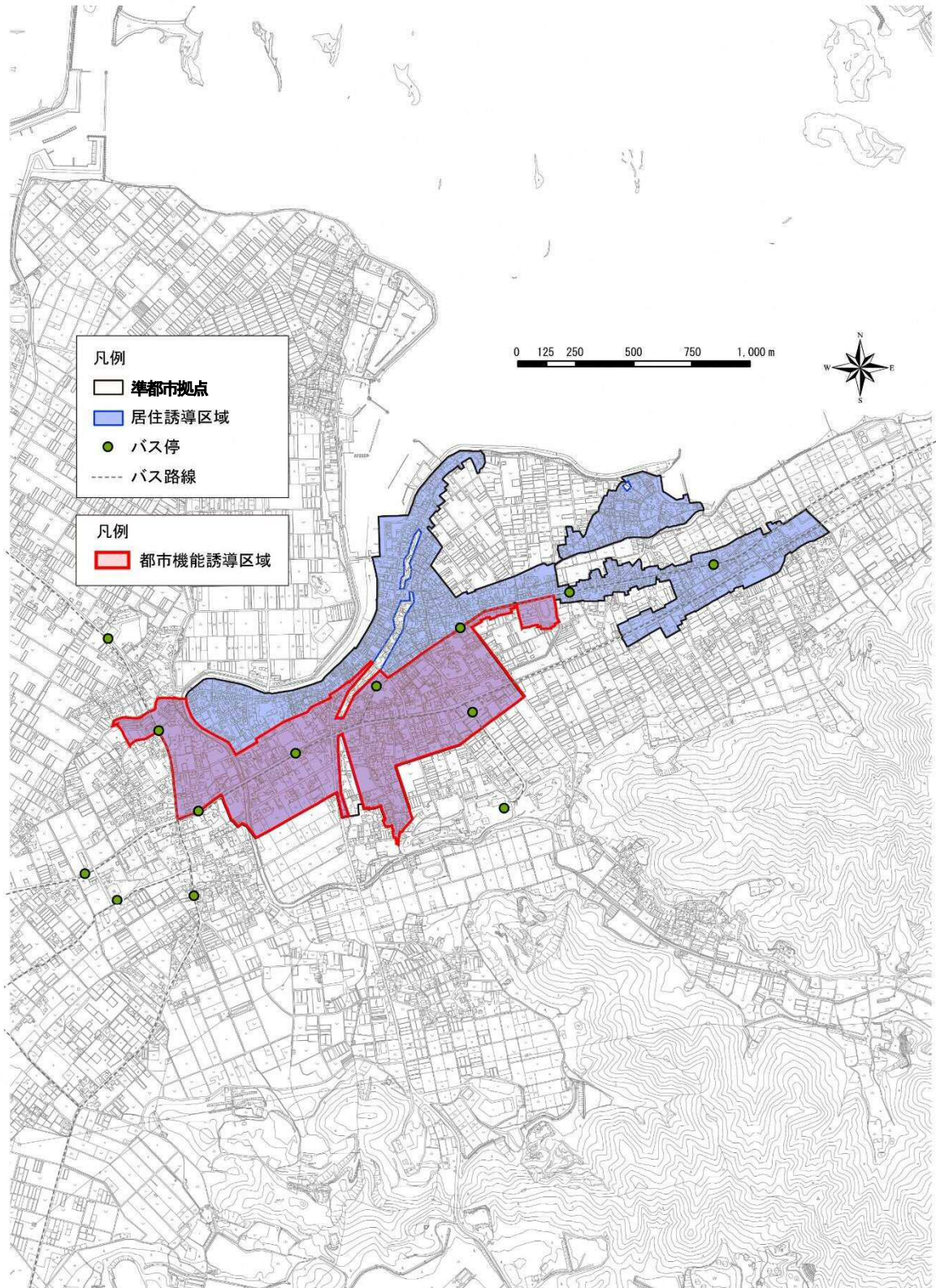


イ) ①都市機能誘導区域に含める区域の内、市道宮下沢線（旧国道）及びまちなか賑わい機能エリア（西）より北側の区域 ※免々田川より西側の区域は対象外



③準都市拠点における都市機能誘導区域の範囲（対象区域）

準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。



※地形地物（道路等）等にて整理

第3章 誘導施設

1 誘導施設とは

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなりますが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられます。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。（都市計画運用指針）

以下に国土交通省の「立地適正化計画作成の手引き」による各拠点への基本的な機能の例を示します。
 ※例の中の「中心拠点」は、本計画の「都市拠点」、「地域生活拠点」は、「市街地拠点」と「準都市拠点」を示します。

	中心拠点	地域生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中枢的な行政機能 □例: 本庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 □例: 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 □例: 総合福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 □例: 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 □例: 子育て総合支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもを持つ世帯が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 □例: 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 □例: 相当規模の商業集積 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 □例: 延床面積〇㎡以上の食品スーパー
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けられる機能 □例: 病院 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常的な診療を受けられる機能 □例: 延床面積〇㎡以上の診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 □例: 銀行、信用金庫 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 □例: 郵便局
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民全体を対象とした教育サービスの拠点となる機能 □例: 文化ホール、中央図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 □例: 図書館支所、社会教育センター

出典：立地適正化計画作成の手引き 国土交通省都市局都市計画課 令和5年11月改訂

2 田原市における誘導施設設定の考え方

(1) 基本的な考え方

第1章で示した都市機能誘導区域に現在立地する都市機能の維持を図ることを前提とし、上位計画である改定版田原市都市計画マスタープランでの各市街地の位置付けに配慮しながら、各都市機能誘導区域に必要な都市機能を設定します。

(2) 各拠点における誘導施設設定の考え方

P** (2) 都市機能の誘導方針を踏まえて、本計画の都市機能誘導区域に必要な誘導施設を設定します。

都市機能の誘導方針 ※再掲

■都市拠点（田原市街地）※立地適正化計画作成の手引きにおける中心拠点

田原市の中心をなす拠点であることから、行政・商業・業務・医療・教育・交通などの高次な都市機能の維持・集積を図ります。

■市街地拠点（赤羽根市街地）※立地適正化計画作成の手引きにおける地域

主に日常生活サービス施設の維持・集積を図ります。

高次なものについては、距離も近い田原市街地での利用を想定。

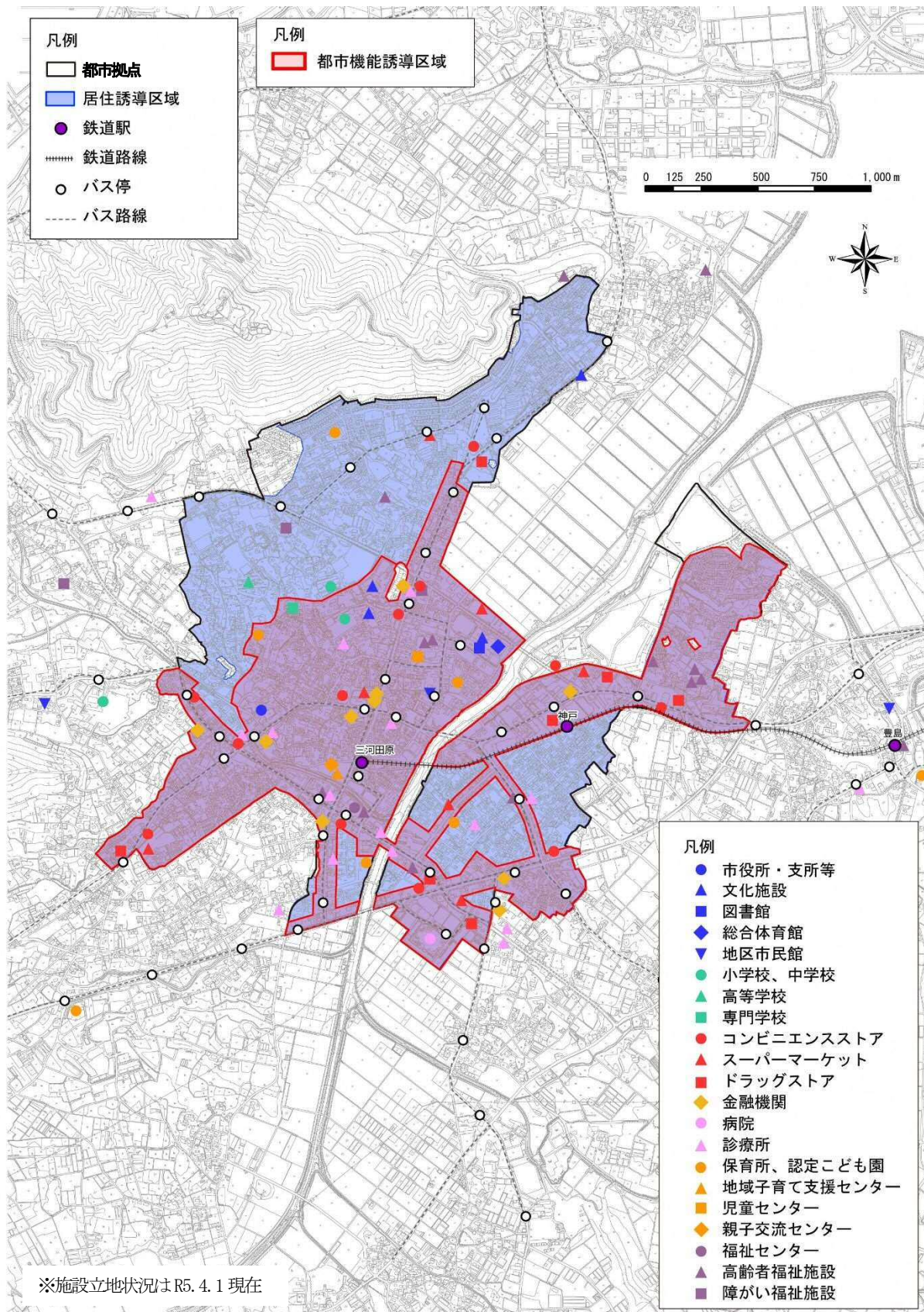
■準都市（福江市街地）※立地適正化計画作成の手引きにおける地域拠点

都市拠点から距離があり、半島西部の集落の生活の拠点となっていることから、生活を支える都市機能サービスの維持・集積を図ります。

3 各拠点の都市機能誘導区域における都市機能の立地状況

各拠点における都市機能の立地状況や必要性を整理し、誘導施設の設定について検討します。

■都市拠点（田原市街地）

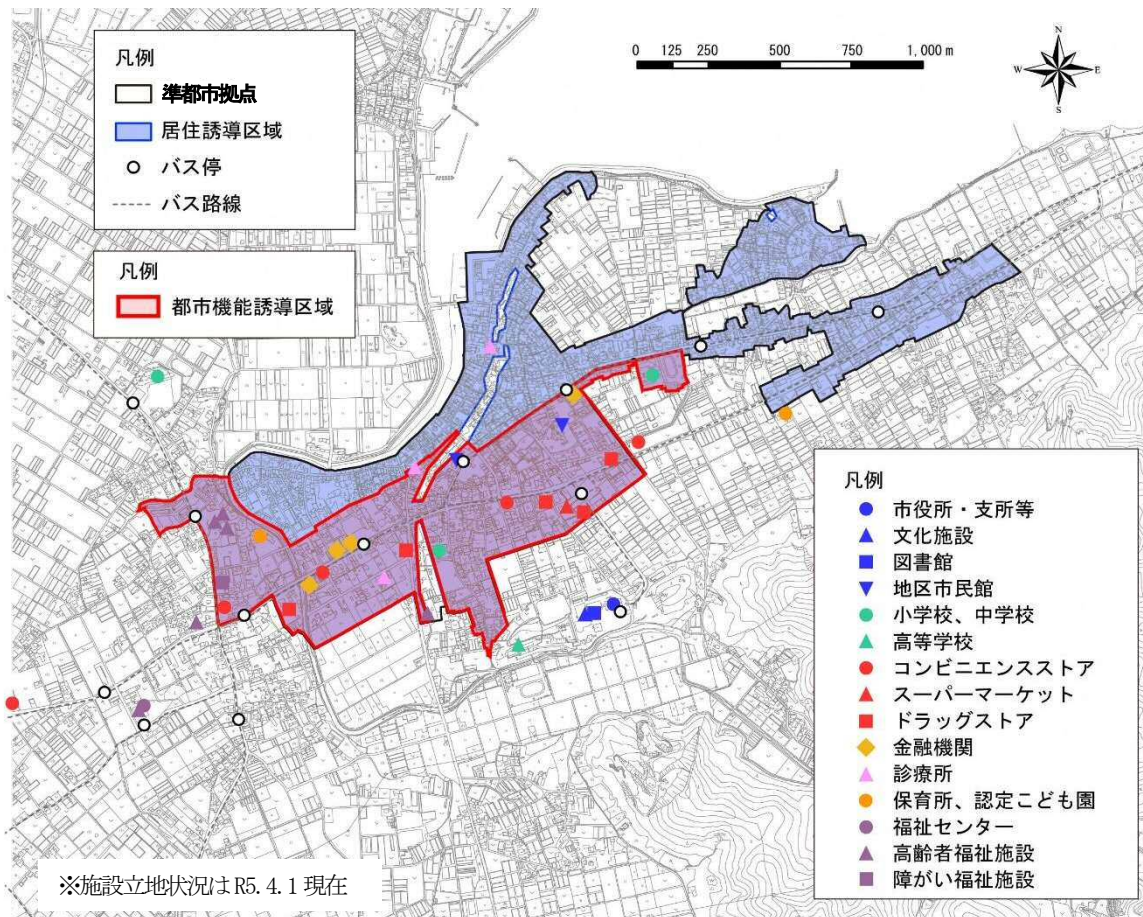


※施設立地状況はR5. 4. 1現在

■市街地拠点（赤羽根拠点）



■準都市拠点（福江市街地）



■都市機能誘導区域における都市機能の立地状況一覧表（R5.4.1現在）

都市機能誘導区域の所在		都市拠点 (田原市街地)	市街地拠点 (赤羽根市街地)	準都市拠点 (福江市街地)
田原市における各拠点が果たす役割		高次の機能充実	地域生活を支える 機能の確保	半島西部の生活を 支える機能の充実
大分類	小分類			
①行政施設	市役所・支所等	・田原市役所		
	文化会館、博物館等、 図書館、総合体育館	・田原文化会館 ・田原市博物館 ・田原市民俗資料館 ・田原市中央図書館 ・田原市総合体育館		
	地区市民館	・田原中部市民館	・赤羽根市民館	・福江市民館 ・清田市民館
②教育施設	小学校、中学校	・田原中部小学校	・赤羽根小学校 ・赤羽根中学校	・福江小学校 ・清田小学校
	高等学校			
	専門学校、大学	・田原福祉グローバル専門 学校		
③商業施設	コンビニエンスストア	・10店舗(9店舗)	・2店舗(2店舗)	・3店舗(3店舗)
	スーパーマーケット	・4店舗(1,000㎡以上) (3店舗(1,000㎡以上)) ・2店舗(1,000㎡未満) (2店舗(1,000㎡未満))		・0店舗(1,000㎡以上) (1店舗(1,000㎡以上)) ・1店舗(1,000㎡未満) (2店舗(1,000㎡未満))
	ドラッグストア ※	・6店舗(4店舗)	・2店舗(1店舗)	・5店舗(1店舗)
	金融機関	・9店舗(10店舗)	・4店舗(4店舗)	・4店舗(4店舗)
④医療施設	病院(20床以上)	・渥美病院		
	診療所(19床以下)	・10施設(10施設)		・2施設(2施設)
⑤子育て支援施設	保育所	・漆田保育園		
	認定こども園	・第一保育園 ・中部保育園		・福江保育園
	地域子育て支援センター	・親子交流館内		
	児童センター	・田原児童センター		
	親子交流施設 ※	・親子交流館		
⑥福祉施設	福祉センター	・田原福祉センター		
	地域包括支援センター	・2施設(2施設)		・1施設(1施設)
	高齢者福祉施設 (通所介護)	・6施設(6施設)		・2施設(2施設)
	高齢者福祉施設 (認知症対応型共同生活介護)	・2施設(2施設)		・1施設(1施設)
	障がい福祉施設 (障がい共同生活援助)	・1施設(1施設)		・1施設(0施設)

出典：田原市街づくり推進課

※「ドラッグストア(食料品を扱う店舗)」及び「親子交流施設」は計画改定(R6.3)で新たに追加した施設

()内は平成30年4月1日時点の数値を記載

4 誘導施設の設定

(1) 誘導施設の設定方針

各拠点の都市機能誘導区域における都市機能の立地状況や必要性を整理し、誘導施設の設定について検討します。

①行政施設

- ・行政施設は、基本的に利便性の高い都市機能誘導区域に配置することとします。
- ・赤羽根地域の市民センター及び図書館と、渥美地域の支所及び図書館は、市街化調整区域に配置されていることから、基本的に施設の複合化等を踏まえながら都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・渥美運動公園は、体育館、弓道場、テニス場、野球場、多目的グラウンドと一体的に市街化調整区域に配置されていますが、広大な土地が必要なこと、日常生活に必ずしも必要である施設でないことから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・地区市民館は、市街化調整区域を含めた概ね各小学校区に必要であることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**

②教育施設

- ・小中学校は、市街化調整区域を含めた各校区に必要であることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・高等学校は、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととしますが**、通学に便利な市街化区域や路線バスが運行している地域への立地が望ましいと考えます。
- ・専門学校や現在市内に立地のない大学は、基本的に交通等の利便性の高い都市拠点（田原市街地）の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・市民プールは、田原市西部地域の小中学校プールの集約化に合わせて活用を予定していることから、準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**

③商業施設

- ・コンビニエンスストアは、集落地にも必要な日常サービス施設であることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・スーパーマーケット（食料品・衣料品）は、市街地拠点（赤羽根市街地）に立地しておらず、必要な日常サービス施設であることから、都市機能誘導区域に**誘導していくこととしますが**、既存の集落にある小規模のスーパーマーケットについても継続立地を望むことから、**面積が500㎡以上のものを対象とします。**
- ・ドラッグストア（食料品を扱う店舗）は、各拠点の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・その他、規模の比較的大きな商業施設（500㎡以上）については、各拠点の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・金融機関は、それぞれの拠点で充足していることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**

④医療施設

- ・病院（20床以上）は、都市拠点（田原市街地）の都市機能誘導区域の渥美病院（二次医療）だけの立地となっていることから、渥美病院から距離のある準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・診療所（19床以下）は、市街地拠点（赤羽根市街地）に立地していないこと、準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域には、特に眼科や小児科の診療所が不足していることから、それぞれ誘導が求められていますが、集落地にもかかりつけ医は必要であることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**

⑤子育て支援施設

- ・保育所及び認定こども園は、概ね小学校区単位に配置されていることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・地域子育て支援センターは、都市拠点（田原市街地）に1か所立地していますが、赤羽根地域は市街化区域（都市機能誘導区域外）に1か所、渥美地域は市街化調整区域に1か所立地していることから、施設の複合化等を踏まえながら、それぞれの拠点の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・児童センターは、都市拠点（田原市街地）のみに配置すべき施設とします。
- ・親子交流施設は、都市拠点（田原市街地）に1か所立地していますが、新たに都市拠点から距離のある準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**

⑥福祉施設

- ・渥美福祉センター（あつみライフランド）は、市街化調整区域に配置されていることから、施設の複合化等を踏まえながら、準都市拠点（福江市街地）の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・赤羽根地域の地域包括支援センター（赤羽根福祉センター内）は、市街化調整区域に配置されていることから、施設の複合化等を踏まえながら、市街地根拠点（赤羽根市街地）の都市機能誘導区域への誘導が求められていますが、本市では、中学校区を基本として、市内の4つの生活圏域に分けてサービス及び支援をしていく方針としており、市街化調整区域にも立地していることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・デイサービスセンター（通所介護）は、市内各所に立地していること、通所に際して通常送迎であること、及び現状充足していることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・グループホーム（認知症対応型共同生活介護）は、田原地域に4か所、赤羽根地域に1か所、渥美地域に2か所立地していますが、通所施設でなく入所施設であり、それほど移動の利便性に配慮する必要がないことから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・グループホーム（障がい者共同生活援助）は、都市拠点（田原市街地）に2か所3施設とその周辺に1か所2施設及び準都市拠点（福江市街地）に1か所1施設と少なく、赤羽根地域には立地がないことから、全ての地域への誘導が求められていますが、通所施設でなく入所施設であり、それほど移動の利便性に配慮する必要がないことや、グループホーム設置事業者の必要な支援体制の状況によることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**

⑦その他

- ・公営住宅施設等を更新する際は、都市機能の維持、買物等の日常生活や公共交通等の利便性を踏まえ、**居住誘導区域への誘導を検討することとします。**

(2) 本計画において設定する誘導施設

誘導施設の設定方針を踏まえ、「誘導(赤字)」「維持(黒字)」「維持・充実(青字)」を目的とした下表に示すすべての施設を、本計画において設定する誘導施設とします。

- ◆誘導(赤字) : 新たに誘導を図るべき施設
- ◆維持(黒字) : 現在立地する施設で、将来の機能更新等に備えて維持の必要性のある施設
- ◆維持・充実(青字) : 現在立地している施設の維持に加え、更に充実(誘導)すべき施設

誘導施設	都市拠点 (田原市街地)	市街地拠点 (赤羽根市街地)	準都市拠点 (福江市街地)
①行政施設	・市役所	・市民センター	・支所
	・文化会館 ・博物館 ・民俗資料館 ・図書館 ・総合体育館	・図書館(分館)	・図書館(分館)
②教育施設	・専門学校 ・大学	—	・市民プール
③商業施設	・スーパーマーケット 500㎡以上 ・ドラッグストア※ ・商業施設 500㎡以上	・スーパーマーケット 500㎡以上 ・ドラッグストア※ ・商業施設 500㎡以上	・スーパーマーケット 500㎡以上 ・ドラッグストア※ ・商業施設 500㎡以上
④医療施設	・病院(20床以上)	—	・病院(20床以上)
⑤子育て支援施設	・地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター
	・児童センター ・親子交流施設	—	・親子交流施設
⑥福祉施設	・福祉センター	—	・福祉センター

※食料品を扱う店舗

第5部 公共交通ネットワーク

第5部 公共交通ネットワーク

1 立地適正化計画における公共交通ネットワークの役割

本市が推進する『多極ネットワーク型のコンパクトシティ』を実現するためには、集落から拠点（市街地）への移動手段、拠点内における都市機能への移動手段としての公共交通ネットワークの維持・充実が、極めて重要です。

2 公共交通ネットワークの検討方針

本市の公共交通ネットワークについては、「第3次田原市地域公共交通戦略計画（地域公共交通計画）」に基づき、交通事業者や市民代表等で構成されている「田原市地域公共交通会議」を中心に検討します。

3 公共交通ネットワークの確保方針

公共交通軸の渥美線（鉄道交通軸）、豊鉄バス（伊良湖本線・支線）は、交通事業者等との連携により、利便性向上や利用促進に努めることにより、運行の維持・サービス水準の充実を図ります。

集落から拠点（市街地）への移動、市街地内での移動に際しては、主に集落と市街地を結んでいるコミュニティバス（田原市ぐるりんバス）の維持・充実はもちろんですが、それらを補完するタクシーや福祉有償運送等においても、事業者と連携・役割分担をしながら、維持・充実を図ります。

公共交通網形成概念図



出典：第2次田原市地域公共交通戦略計画

4 第3次田原市地域公共交通戦略計画における重点施策

計画期間：令和6年度～令和15年（2033年）度

① 現状の公共交通ネットワーク機能の確保・維持・改善の実施及び今後の人口減少を見据えた運行形態の調査の実施

- ア. 路線バスの買い物等の利便性の高い目的地への延伸の検討（伊良湖支線 保美から古田）
- イ. 路線バスの維持が困難になった場合を想定した新しい交通モード等の検討
- ウ. ぐるりんバスにおける利用者ニーズに合わせたバス停設置
- エ. ぐるりんバスにおけるデマンド運行等の新たな運行システム導入調査の実施

② 伊良湖支線の維持等に向けての取組

- ア. 路線バスの買い物等の利便性の高い目的地への延伸の検討（伊良湖支線 保美から古田）【再掲】
- イ. 路線バスの維持が困難になった場合を想定した新しい交通モード等の検討【再掲】
- ウ. 路線バス定期所有者のコミュニティバス乗り継ぎ割引の検討
- エ. 路線バスへのサイクルラック導入
- オ. 高校生の通学定期補助の利用実態の分析等の実施
- カ. 伊良湖支線の存続等のため、地域住民等と意見交換の実施

③ 広域的な幹線路線と市内の幹線路線・地域内路線との乗継機能を強化

- ア. 路線バス定期所有者のコミュニティバス乗り継ぎ割引の検討【再掲】
- イ. ぐるりんバスのダイヤ改正の実施
- ウ. 交通モードを超えた乗継時間等の調整

④ 公共交通と自転車が連携した移動手段の充実

- ア. サイクリストの公共交通機関への乗車誘導の実施
- イ. 路線バスへのサイクルラック導入【再掲】

⑤ 外国人住民等に対する公共交通利用促進の充実

- ア. ヒアリング等を通じた利用意向調査や利用促進施策の実施
- イ. 標識や冊子等のやさしい日本語・多言語化の実施

⑥ 高齢者や高校生に対する公共交通利用促進の充実

- ア. 高齢者等への新たな利用促進策や支援策の実施
- イ. 高齢者等のぐるりんバスの運賃改定の検討
- ウ. 高齢者に対して、バスの乗り方教室等の実施
- エ. 高校生の通学定期補助の利用実態の分析等の実施【再掲】

⑦ 田原地域の夜間帯や赤羽根・渥美地域におけるタクシー等の輸送量不足の解消

ア. 地域の助け合いによる乗合タクシーやサブスクリプションサービスやデマンド交通等の導入調査の実施

⑧ コミュニティ協議会・行政・運行事業者の連携による公共交通利用促進の強化

ア. 伊良湖支線の存続等のため、地域住民等と意見交換の実施【再掲】

⑨ 観光資源を活用した公共交通利用促進の充実

ア. 観光資源と公共交通を連動させた施策やPRの実施
 イ. 東三河等の広域での一体的な施策やPRの実施
 ウ. 二次交通の充実

⑩ DX及びGXを念頭においた施策の実施

ア. EV車両やFC車両等の導入の検討
 イ. 東三河MaaSの検討
 ウ. 路線バス・ぐるりんバス等のIC決済導入

⑪ 特に福江地域の市街地活性化の観点から、目的地と連携した公共交通網の実現

ア. 路線バスの買い物等の利便性の高い目的地への延伸の検討（伊良湖支線 保美から古田）【再掲】

⑫ 国の新たな支援制度の活用を検討及び国等の関係機関に対し支援拡充の要望

ア. エリア一括協定運行事業等の支援策の活用検討
 イ. 路線バス等の補助要件緩和・運賃の利用者負担低減策・運転手不足解消策・物価高騰対策等、事案を整理し、市単独では対応が困難な事案について、国等に支援拡充等の要望を検討



第 6 部 防災指針

第6部 防災指針

第1章 防災指針について

1 防災指針とは

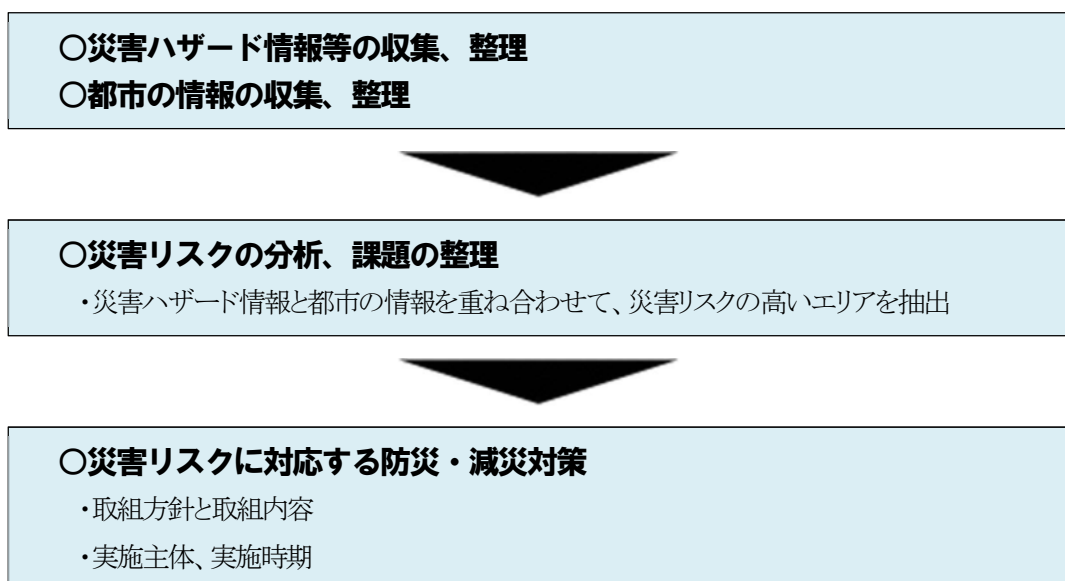
国では、防災まちづくりの推進を図るため、大震災の被害を教訓とした都市火災対策に加え、平成23年の東日本大震災による津波被害や、頻発するゲリラ豪雨を踏まえ、平成25年に「防災都市づくり計画策定指針」を定めています。この中で、都市計画の目的として自然災害による被害の抑止・軽減を明確に位置づけること、防災部局との連携により、災害リスクの評価に基づく都市計画の策定や市街地整備を進めていくこと等を示しています。

さらに、令和2年6月に都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画に「防災指針」を記載することを位置付けました。この防災指針は、「居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針(都市再生特別措置法第81条第2項第5号)」とされています。

本市においては、市街化調整区域に約6割の市民が居住していることから、居住誘導区域のみならず市域全体における災害リスクを評価し、それを踏まえて実施する防災・減災対策の内容を示します。

2 防災指針検討の流れ

防災指針の内容については、立地適正化計画作成の手引き(国土交通省 都市局 都市計画課)を踏まえて、以下の流れで検討します。



第2章 災害リスクの分析と課題の整理

1 分析に用いる災害ハザード情報

分析で用いる本市の災害想定の内容を示します。なお、本市には田原市街地、臨海市街地、赤羽根市街地及び福江市街地の4つの市街化区域が指定されています。災害リスクについては、これら4つの市街化区域に着目するとともに、市街化調整区域においては、コミュニティ協議会(旧小学校区)を基礎とした地区に着目して確認します。

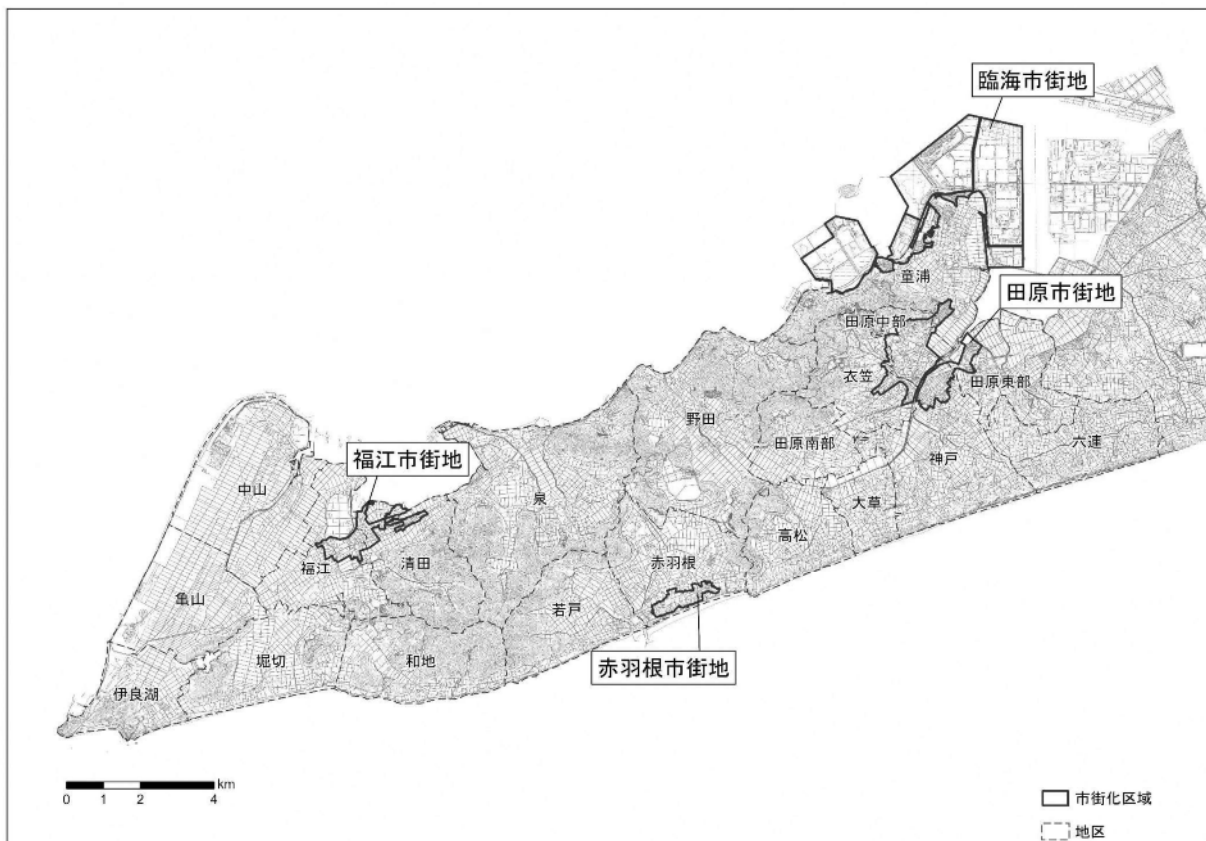


図 市街化区域と地区

(1) 洪水による浸水被害

市域に流れる河川のうち、次の河川について大雨により河川が氾濫した際の被害予想を用います。

項目	内容	
対象河川	汐川、清谷川、庄司川、宮川、青津川、大日川、蜷川、池尻川、精進川、 天白川、免々田川、新堀川、今堀川、今池川	
災害の規模	想定最大規模 [L2] : 発生頻度は低い想定し得る最大規模 の降雨 (発生頻度 1,000 年以上に1度程度 例：汐川の24時間総雨量 821 mm)	計画規模 [L1] : 河川整備に関する計画で安全に流下させる目 標とした洪水の規模 (発生頻度 汐川は50年に1度程度、 他の河川は30年に1度程度 例：汐川の24時間総雨量 290 mm)
災害情報	浸水深、浸水継続時間、 家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水深
出典	愛知県浸水予想図（令和4年3月25日愛知県公表）	

①洪水 浸水深（想定最大規模 [L2]）

田原市街地の汐川等の周辺や福江市街地の免々田川周辺で浸水の被害が想定されています。田原市街地では、概ね1～2mの浸水が想定され、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では2～3mの浸水が想定されています。福江市街地では、概ね1～2mの浸水が想定されています。

市街化調整区域では、神戸地区、田原東部地区、童浦地区、田原中部地区、赤羽根地区及び若戸地区で最大3～5m、大草地区、衣笠地区、野田地区、高松地区及び泉地区で最大2～3m、亀山地区、中山地区、福江地区及び清田地区で概ね2m未満の浸水が想定される箇所があります。

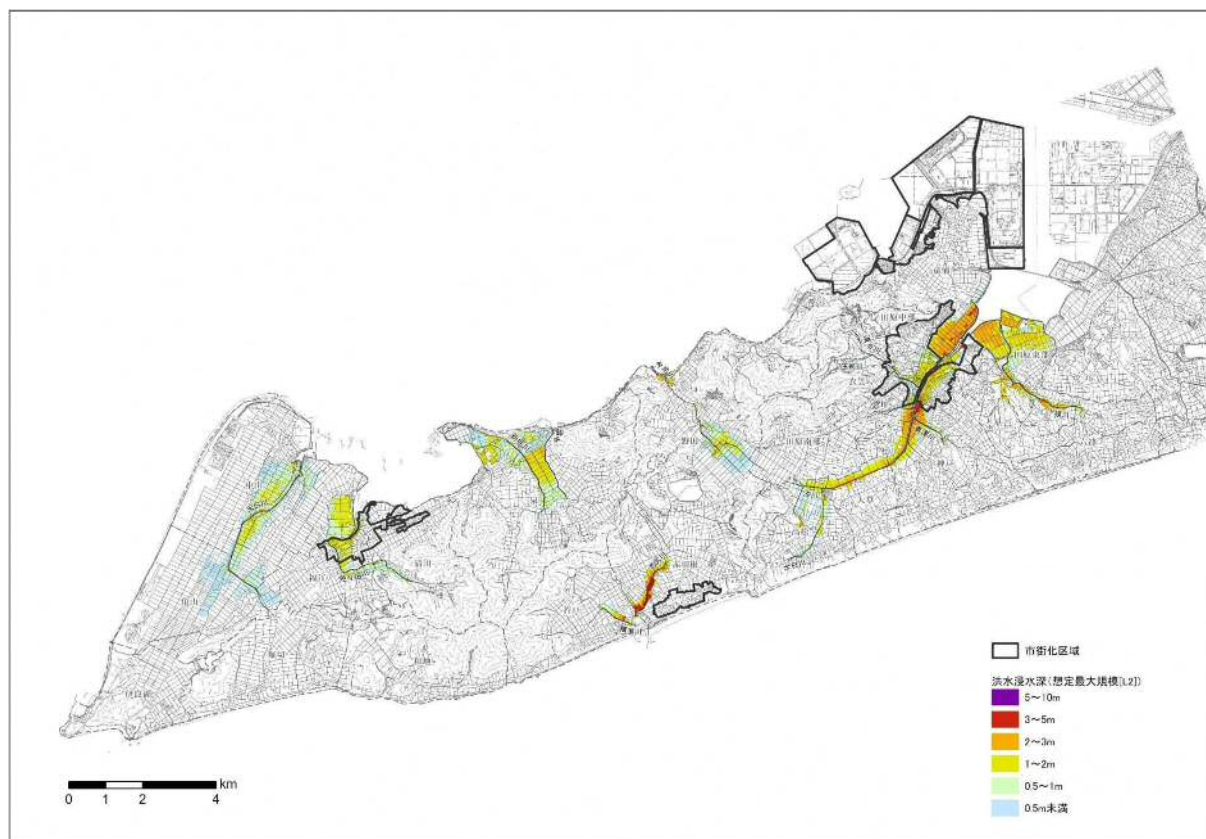


図 洪水浸水深(想定最大規模[L2])

②洪水 浸水深（計画規模 [L1]）

田原市街地の汐川周辺や福江市街地の免々田川周辺で浸水の被害が想定されています。田原市街地では、概ね0.5m未滿の浸水が想定され、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では0.5～1mの浸水が想定されています。福江市街地では、概ね1m未滿の浸水が想定されています。

市街化調整区域では、田原東部地区で最大2～3m、神戸地区、大草地区、野田地区、高松地区及び若戸地区で最大1～2m、赤羽根地区で最大0.5～1m、亀山地区、中山地区、福江地区、清田地区及び泉地区で概ね0.5m未滿の浸水が想定される箇所があります。

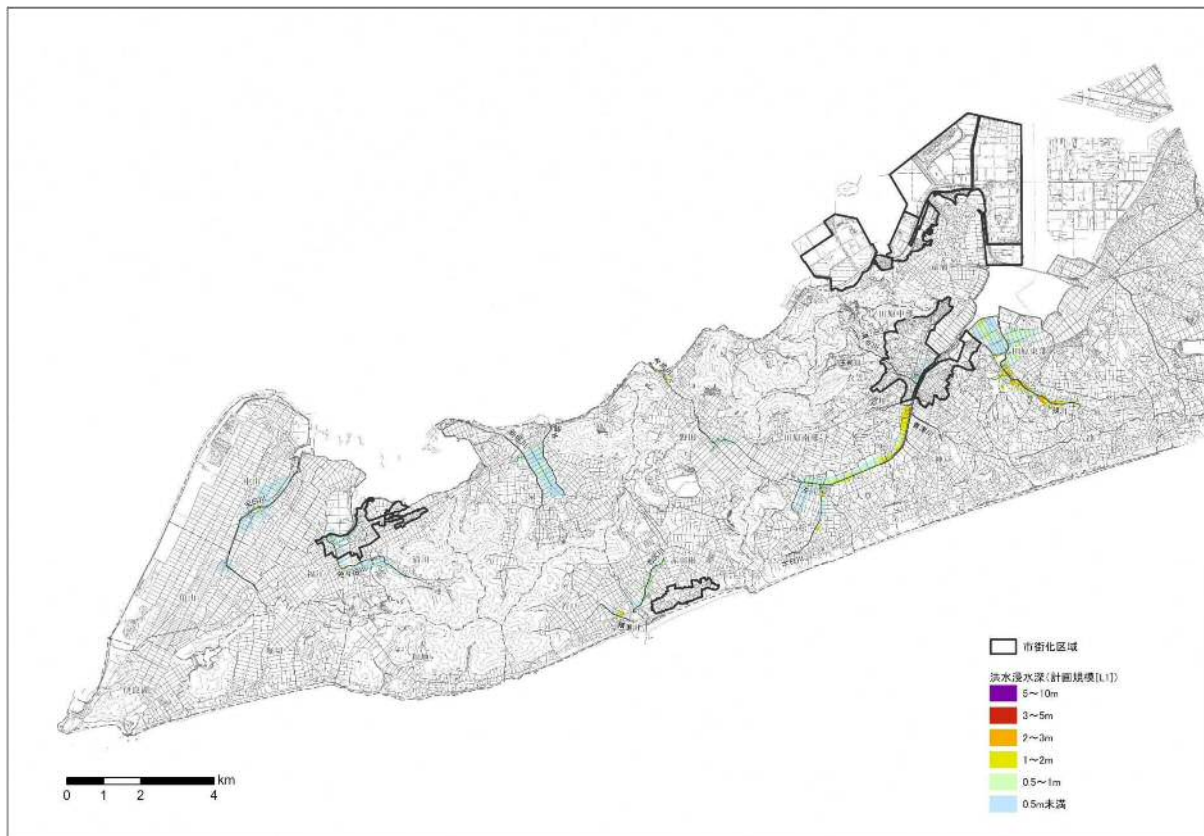


図 洪水浸水深(計画規模[L1])

③洪水 浸水継続時間(想定最大規模[L2])

田原市街地では、概ね12時間未満の浸水が継続することが想定される箇所があります。福江市街地では、概ね24時間未満の浸水が継続することが想定される箇所があります。

市街化調整区域では、神戸地区、田原東部地区、童浦地区、田原中部地区、衣笠地区、中山地区及び福江地区で24～72時間浸水が想定される箇所があります。また、大草地区、野田地区、高松地区、赤羽根地区、若戸地区、亀山地区、清田地区及び泉地区で概ね12時間未満の浸水が継続すると想定される箇所があります。

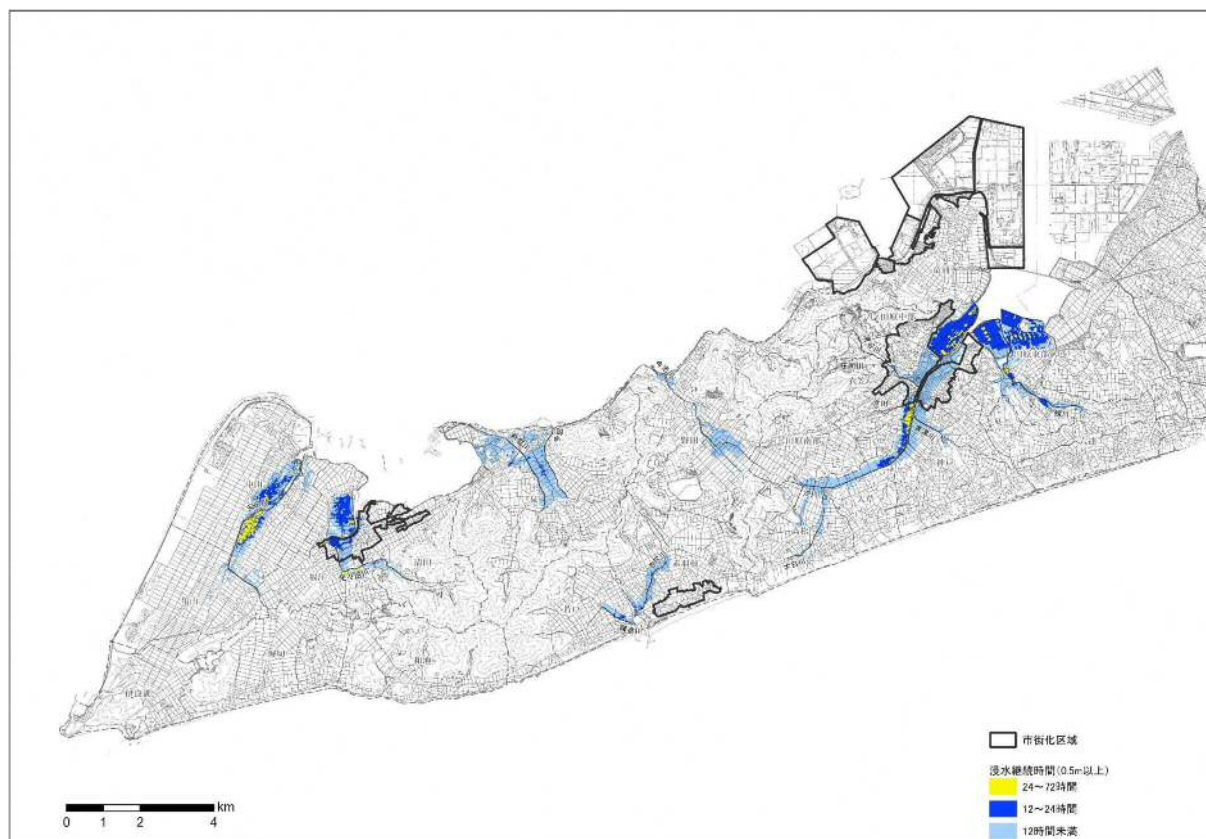


図 浸水継続時間(想定最大規模[L2])

④洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模 [L2])

田原市街地の汐川等や福江市街地の免々田川の隣接地で、河岸侵食による家屋倒壊のおそれがあります。市街化調整区域では、河川沿いに河岸侵食による家屋倒壊のおそれがあります。なお、天白川沿いで家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)に指定されている箇所は、農地であり家屋が存在しないため家屋倒壊のおそれはありません。

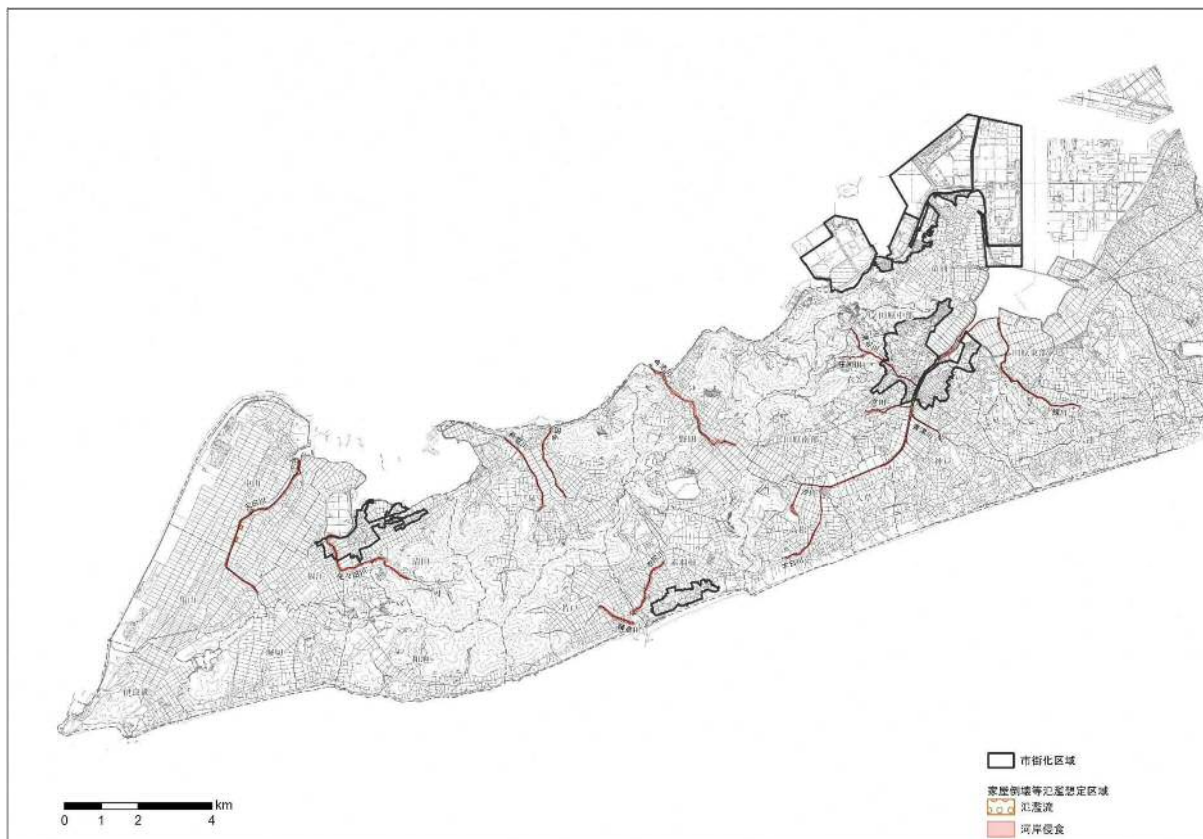


図 浸水継続時間(想定最大規模[L2])

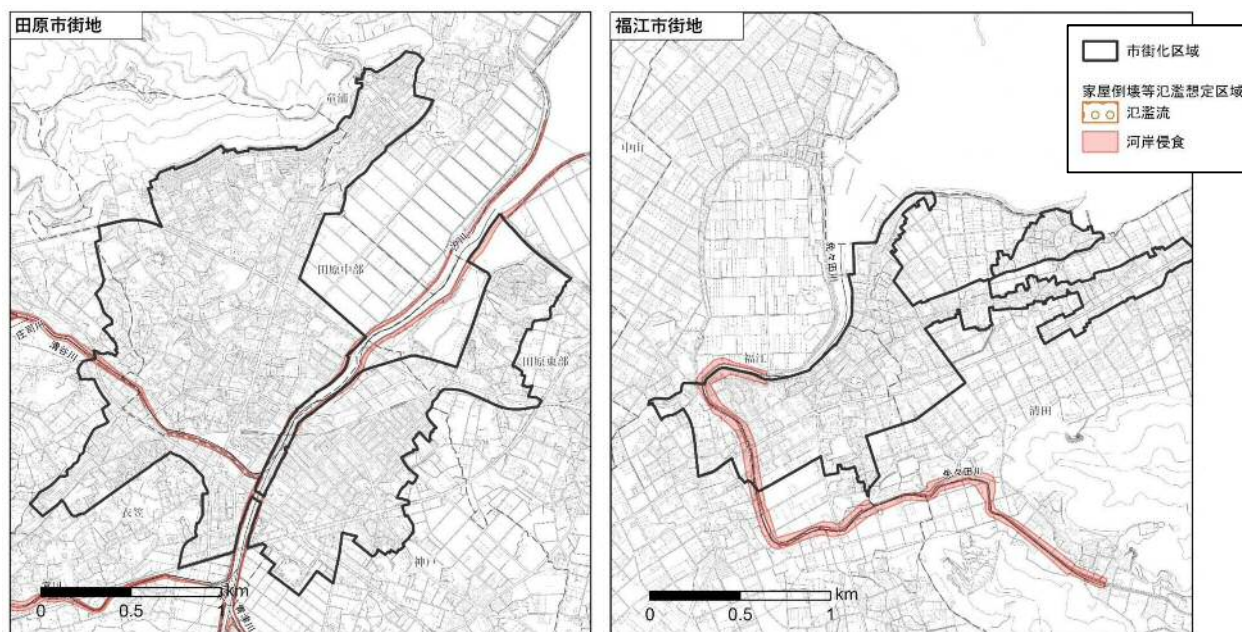


図 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])(田原市街地、福江市街地)

(家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])の種類)

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

- ・ 河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

イメージ



堤防決壊に伴い木造家屋が倒壊した状況

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

- ・ 洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域

イメージ



河岸侵食により家屋倒壊した状況

図 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])の種類

出典:国土交通省中部地方整備局資料

(2) 高潮による浸水被害

台風や発達した低気圧の通過に伴い生じる高潮による被害予想を用います。

項目	内容
災害の規模	想定最大規模 [L2] : 想定し得る最大規模の台風による高潮 (発生確率 500年から数千年に一度 条件: 室戸台風級の台風が来襲、堤防等の決壊あり) 過去最大規模 [L1] : 過去に襲来した規模の台風による高潮 (条件: 伊勢湾台風級の台風が来襲、堤防等の決壊なし)
災害情報	浸水深
出典	高潮浸水想定区域図、浸水予想図 (令和3年6月11日愛知県指定・公表)

①高潮 浸水深 (想定最大規模 [L2])

田原市街地、臨海市街地及び福江市街地で浸水の被害が想定されています。田原市街地では、概ね3m未満の浸水が想定され、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では3~5mの浸水が想定されています。臨海市街地では、概ね3m未満の浸水が想定され、工業専用地域を除く住宅地で概ね2m未満の浸水が想定されています。福江市街地では、概ね2m未満の浸水が想定されています。

市街化調整区域では、三河湾沿岸部に概ね2m以上の浸水想定が広がっています。田原東部地区、童浦地区、田原中部地区及び泉地区で最大5~10m、福江地区及び中山地区で最大3~5m、神戸地区、衣笠地区及び亀山地区で概ね3m未満の浸水が想定される箇所があります。

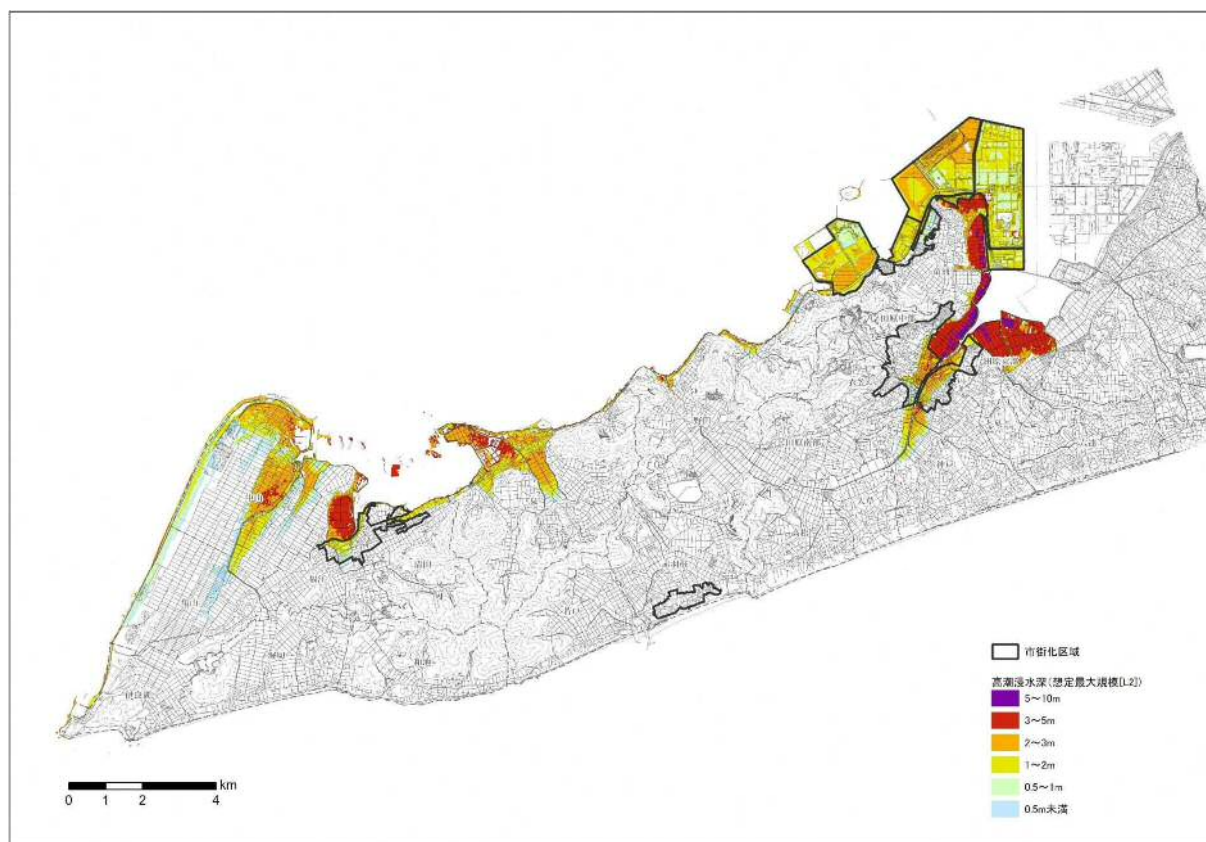


図 高潮浸水深(想定最大規模[L2])

②高潮 浸水深（過去最大規模 [L1]）

田原市街地、臨海市街地及び福江市街地で浸水の被害が想定されています。田原市街地では、概ね1m未満の浸水が想定され、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では1～2mの浸水が想定されています。臨海市街地では、概ね2m未満の浸水が想定され、工業専用地域を除く住宅地で概ね0.5m未満の浸水が想定されています。福江市街地では、概ね1m未満の浸水が想定されています。

市街化調整区域では、三河湾沿岸部に概ね1m以上の浸水想定が広がっています。田原東部地区、童浦地区、田原中部地区及び泉地区で最大3～5mの浸水が想定される箇所があります。

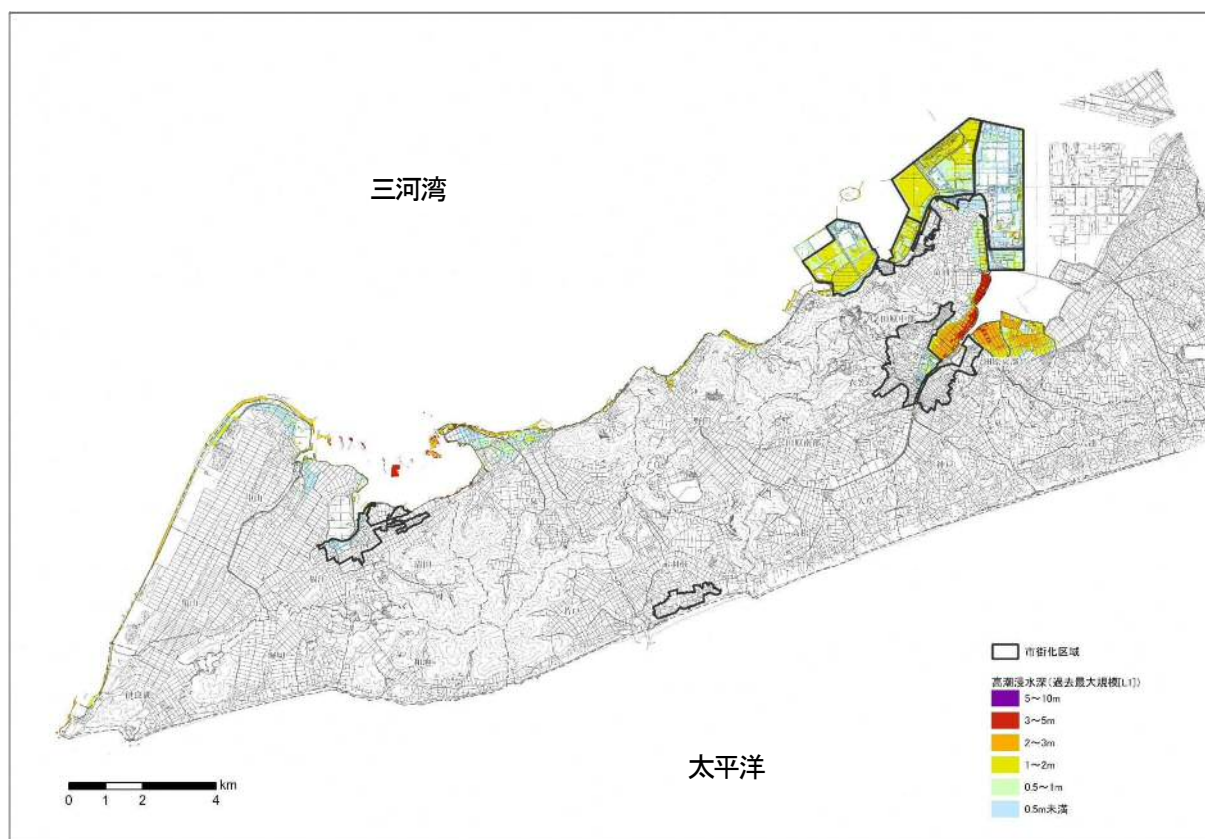


図 高潮浸水深(想定最大規模[L1])

(3) 津波による浸水被害

地震により生じる津波被害の予想を用います。

項目	内容
災害の規模	想定最大規模：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波 〔発生頻度 1,000 年に一度あるいはそれより発生頻度が低いもの〕
災害情報	浸水深
出典	津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県指定）

③津波浸水深

田原市街地と福江市街地では、概ね1m未満の浸水の被害が想定されています。

市街化調整区域では、六連地区から伊良湖地区までの太平洋沿岸部で10m以上の浸水が想定される箇所があり、三河湾沿岸部では田原東部地区、童浦地区、伊良湖地区及び福江地区で最大3～5mの浸水が想定される箇所があります。また、野田地区、亀山地区、中山地区及び泉地区で最大2～3mの浸水が想定される箇所があります。

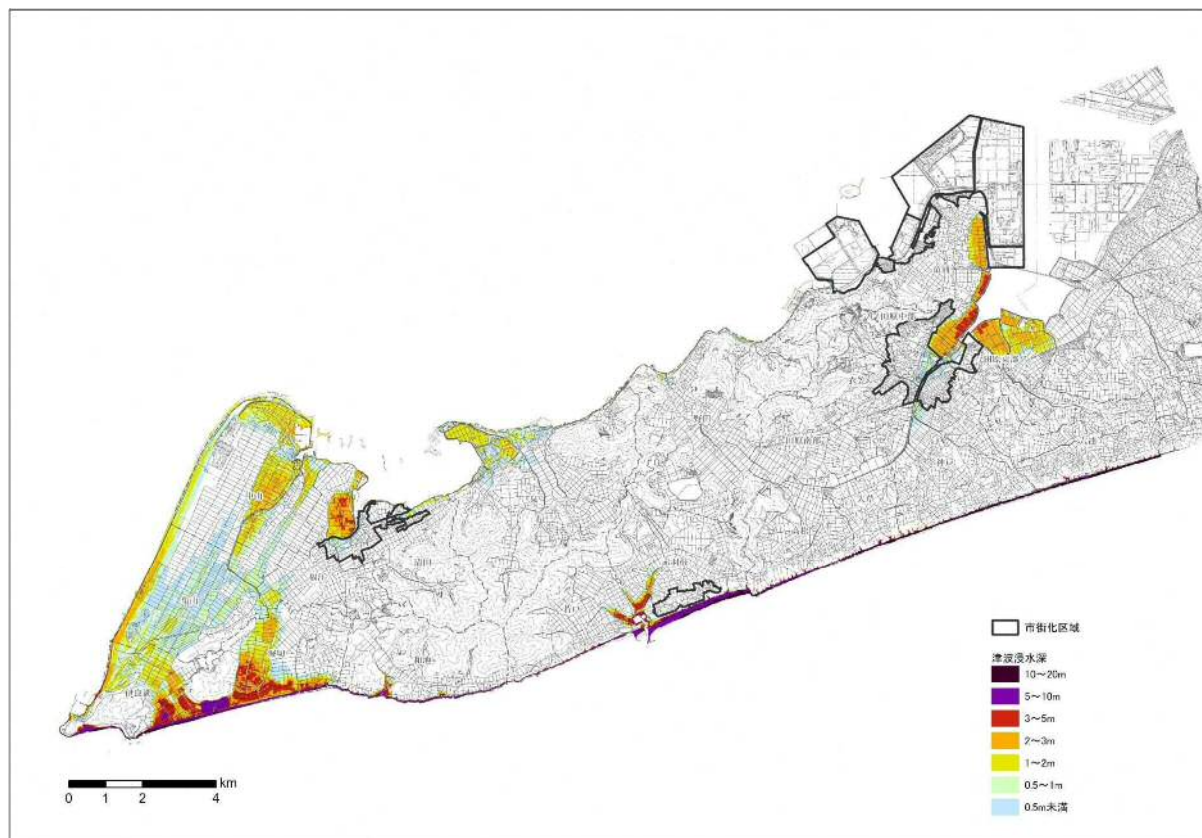


図 津波浸水深

(4) 土砂災害による被害

大雨や地震により、斜面が崩れるなどによる土砂災害について本市で災害の発生が想定される急傾斜地の崩壊と、土石流の被害想定を用います。

項目	内容
土砂災害の種類	急傾斜地の崩壊：大雨や地震等をきっかけに、急な斜面が崩壊する現象 土石流：大雨に伴い、大量の土砂が激しく流れ出る現象 地すべり：地下水等の影響により、土地の一部が滑る現象 (本市において、該当地区なし)
出典	土砂災害警戒区域、特別警戒区域(愛知県指定 令和5年4月1日現在)

(土砂災害警戒区域及び土砂災害の種類)

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。



図 土砂災害の種類

出典:土砂災害防止法の概要(国土交通省HP)

①土砂災害警戒区域、特別警戒区域

田原市街地では、急傾斜地の崩壊が想定される土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、土石流が想定される土砂災害警戒区域があります。臨海市街地と福江市街地では、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。

市街化調整区域では、田原南部地区、野田地区、和地地区、伊良湖地区及び清田地区で特に土砂災害のおそれが高まっています。

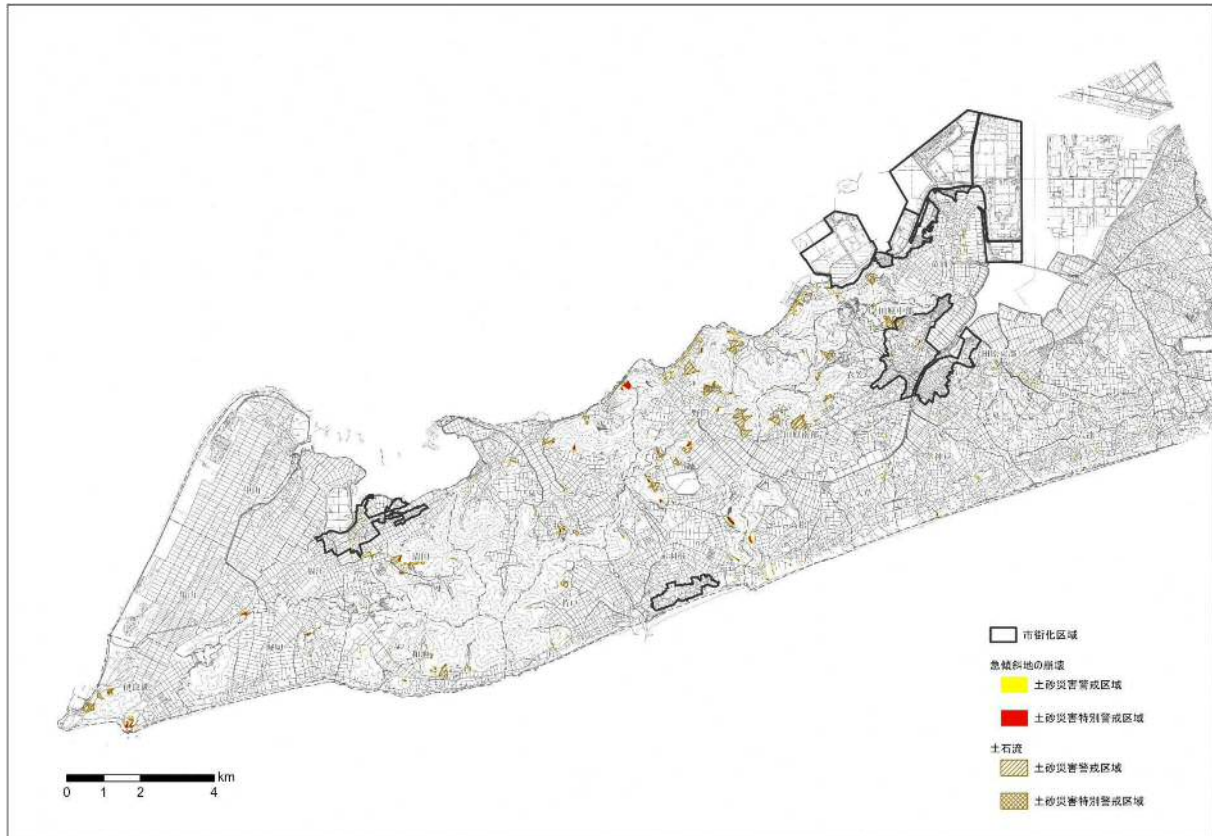
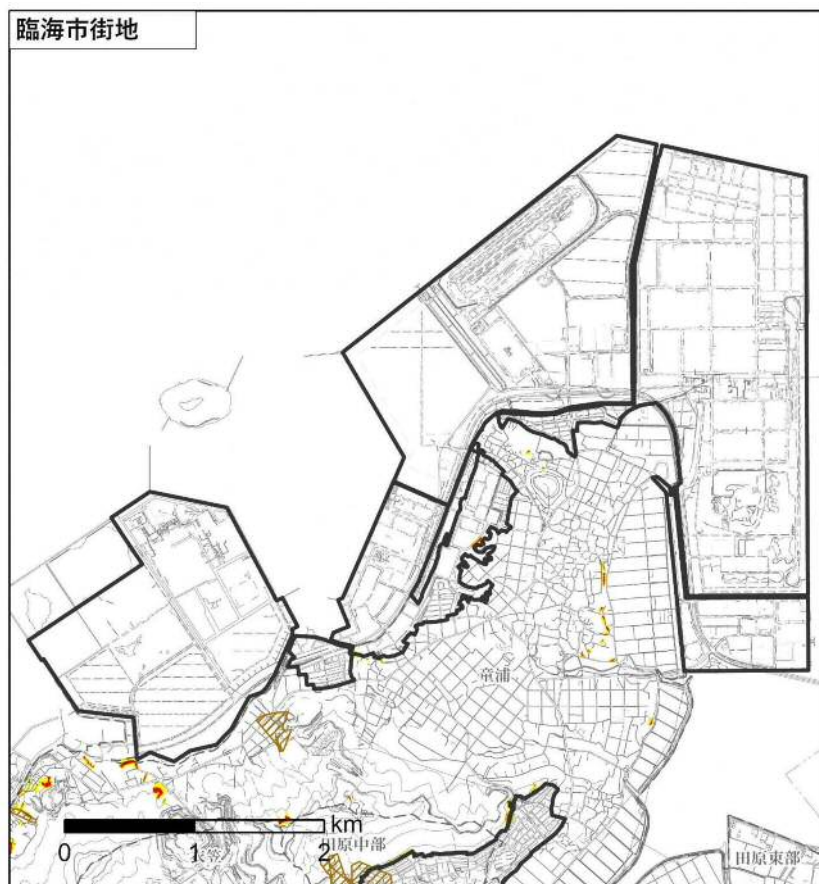
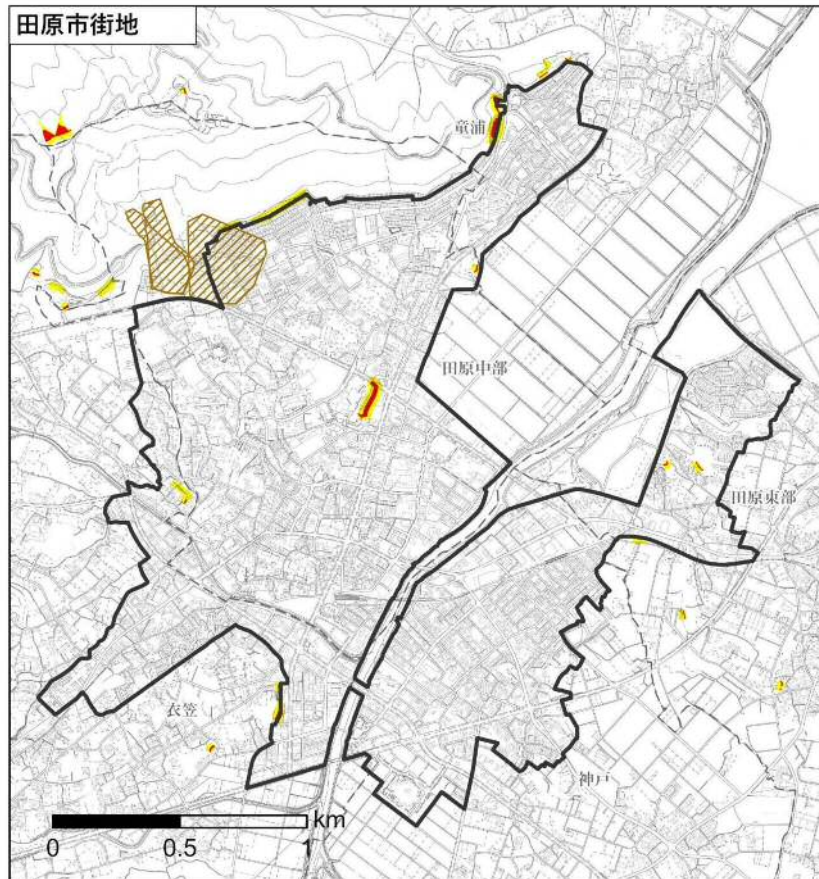


図 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域



- 市街化区域
- 急傾斜地の崩壊
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土石流
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

図 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域(田原市街地、臨海市街地)

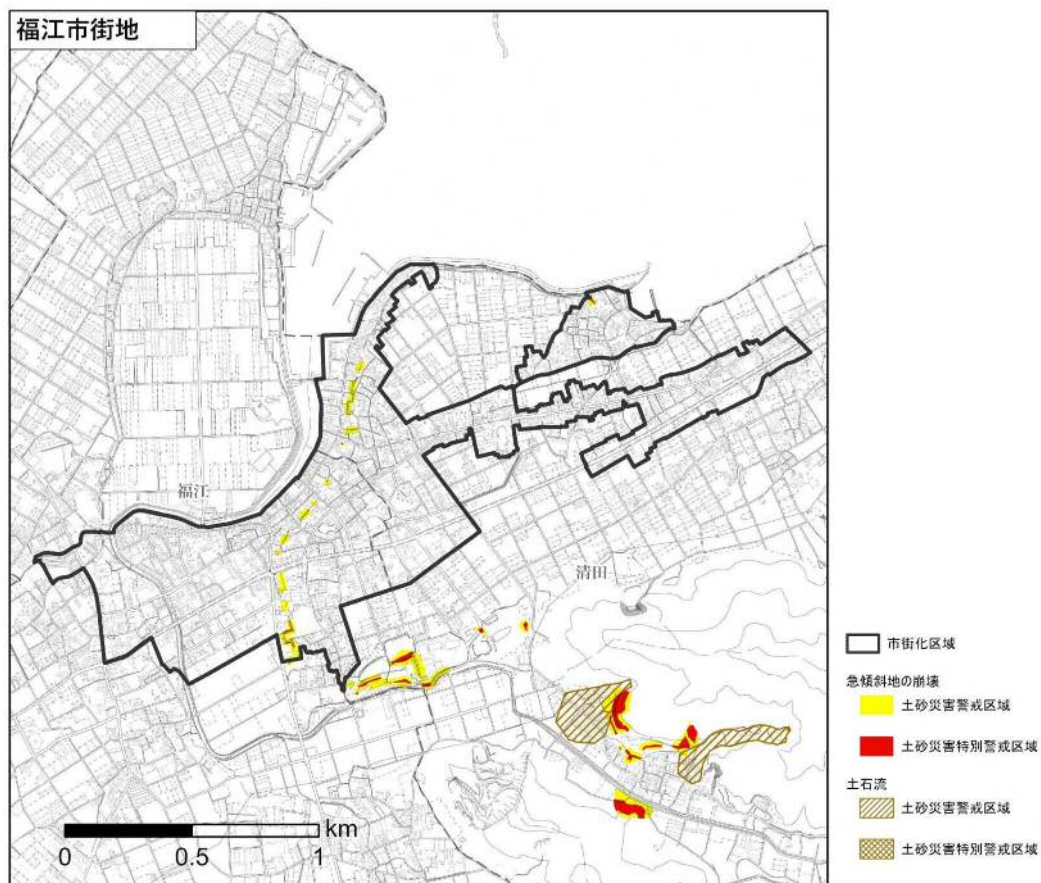


図 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域(福江市街地)

2 災害を被る都市の情報

災害ハザードによる影響を被る都市の情報として、以下を用います。

項目	内容
人口	人口分布（令和2年国勢調査による小地域人口を建物等が存在する100mメッシュに按分して算出） 要援護者割合（令和2年国勢調査結果及び将来人口（R17時点推計）を基に算定）
指定緊急避難場所と福祉施設	地域防災計画で指定している避難場所（河川を考慮した距離圏及び収容可能人員） 地域包括支援センター、高齢者福祉施設（通所介護、認知症対応型共同生活介護）
建築物[階数] (市街化区域内)	建物の立地状況 [階数]（都市計画基礎調査 ※市街化区域のみ）

(災害時要援護者人口)

- 人的被害を受けるおそれが高いと考えられる高齢者、乳幼児、妊婦、障がい者で、以下により推計

高齢者 = [65歳以上人口]

乳幼児 = [0～4歳人口] + [5～9歳人口] × 2/5

妊婦 = [0～4歳人口] × 1/5 × 1/4

障がい者 = ([65歳未満人口] - [乳幼児] - [妊婦]) × 4%

出典:国土交通省水管理局・国土保全局「水害被害指標分析の手引き(H25 試行版)」

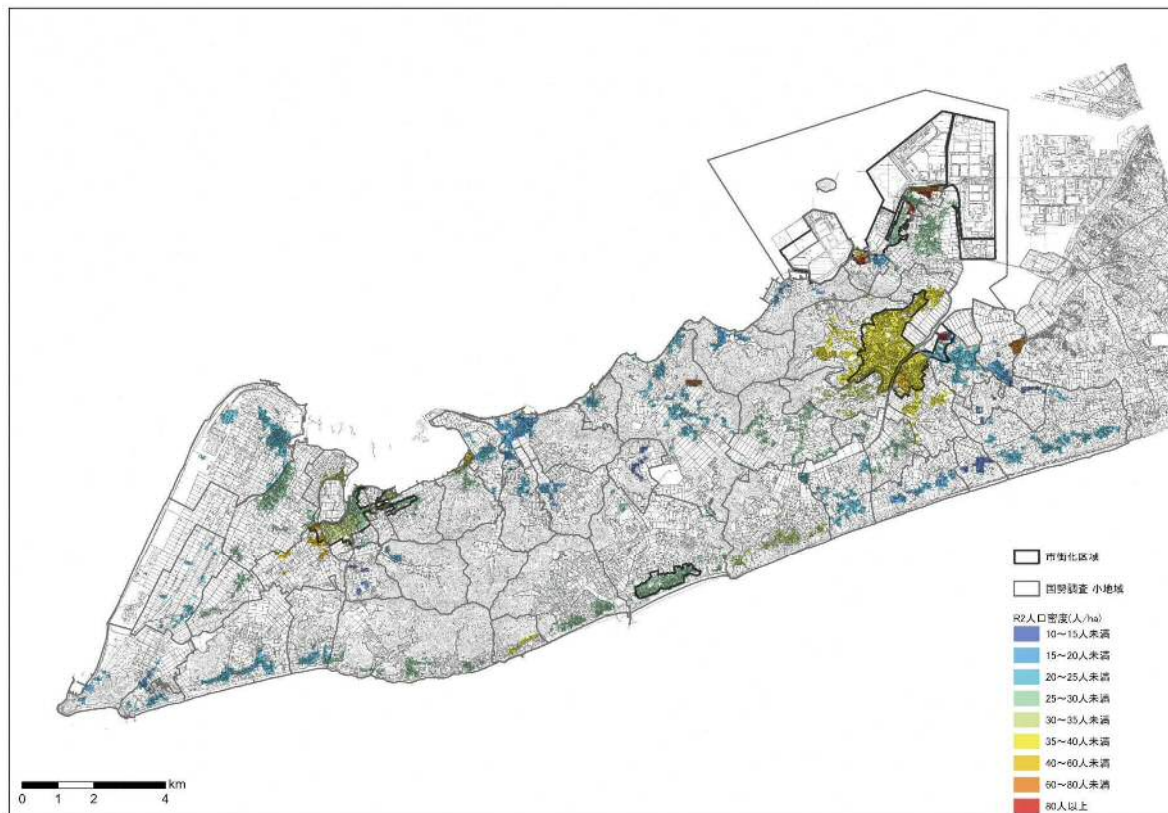


図 人口密度(令和2年)

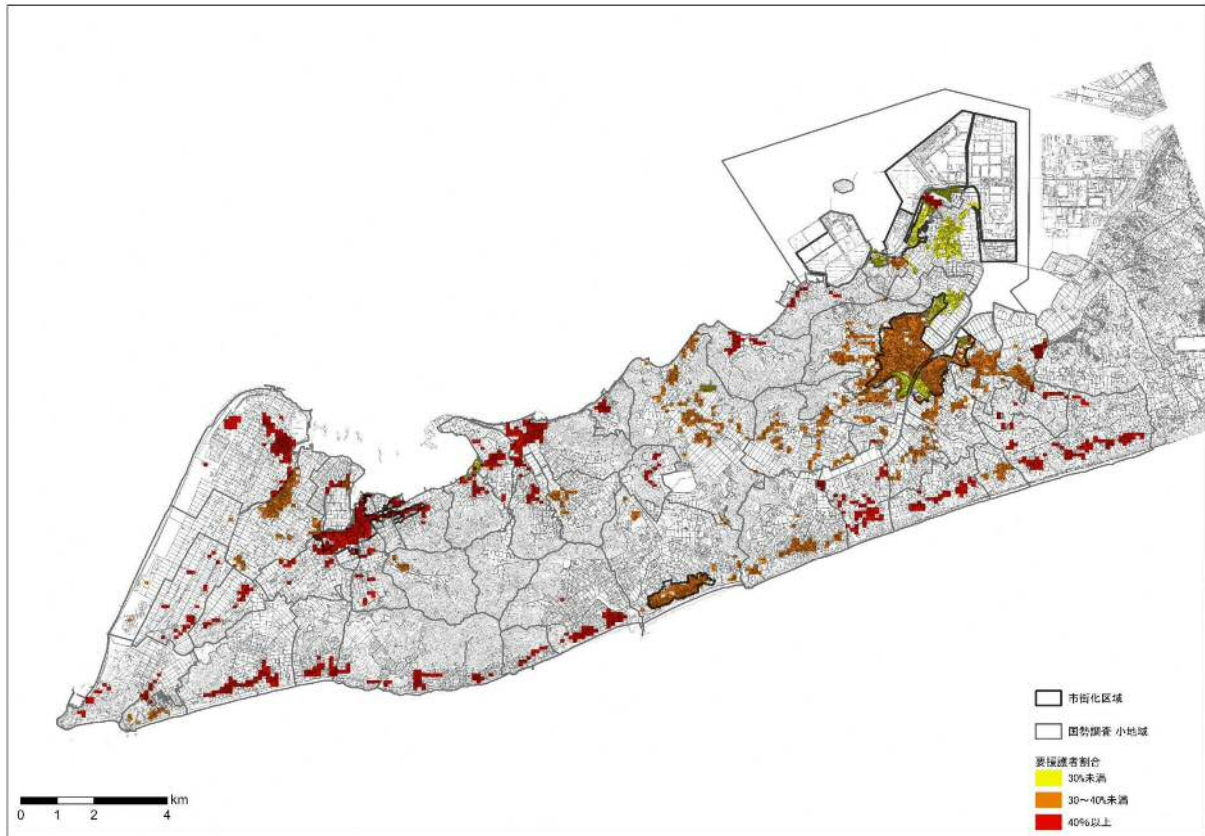


図 要援護者割合(令和2年)

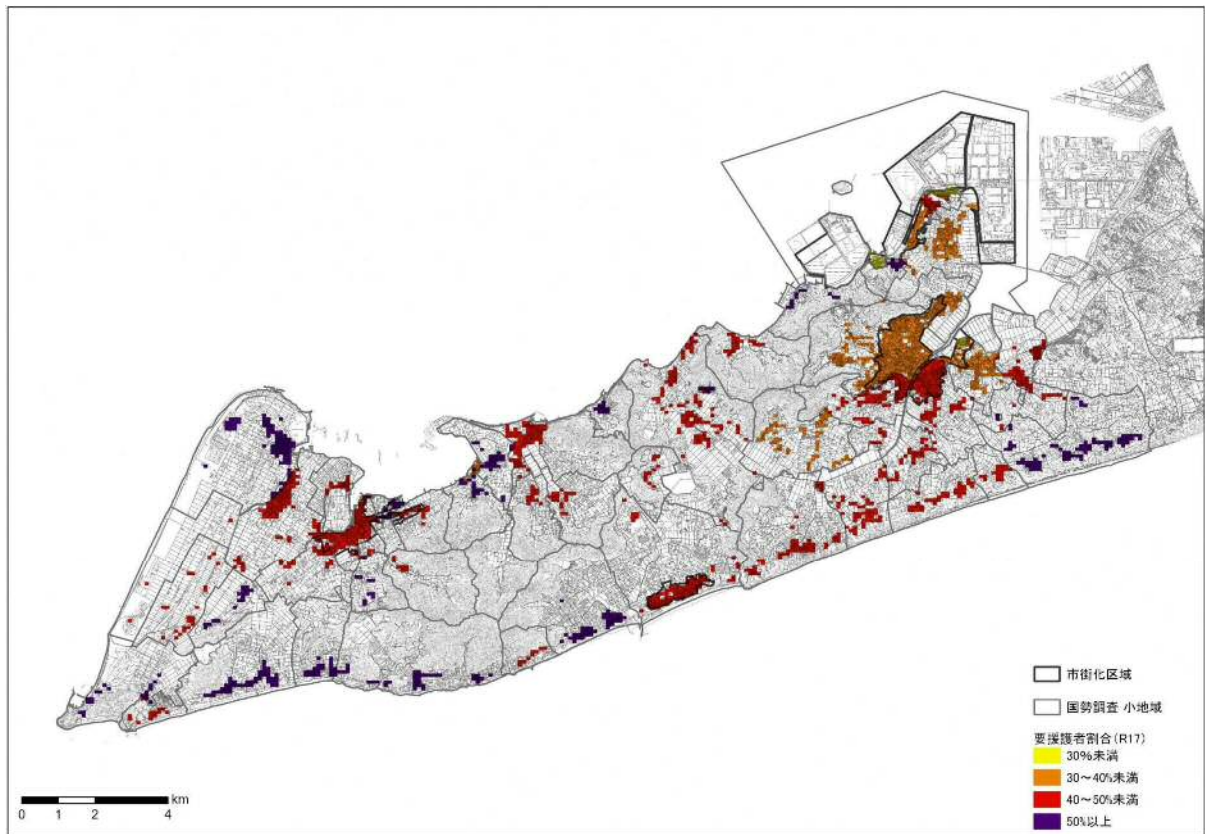


図 要援護者割合(令和17年)

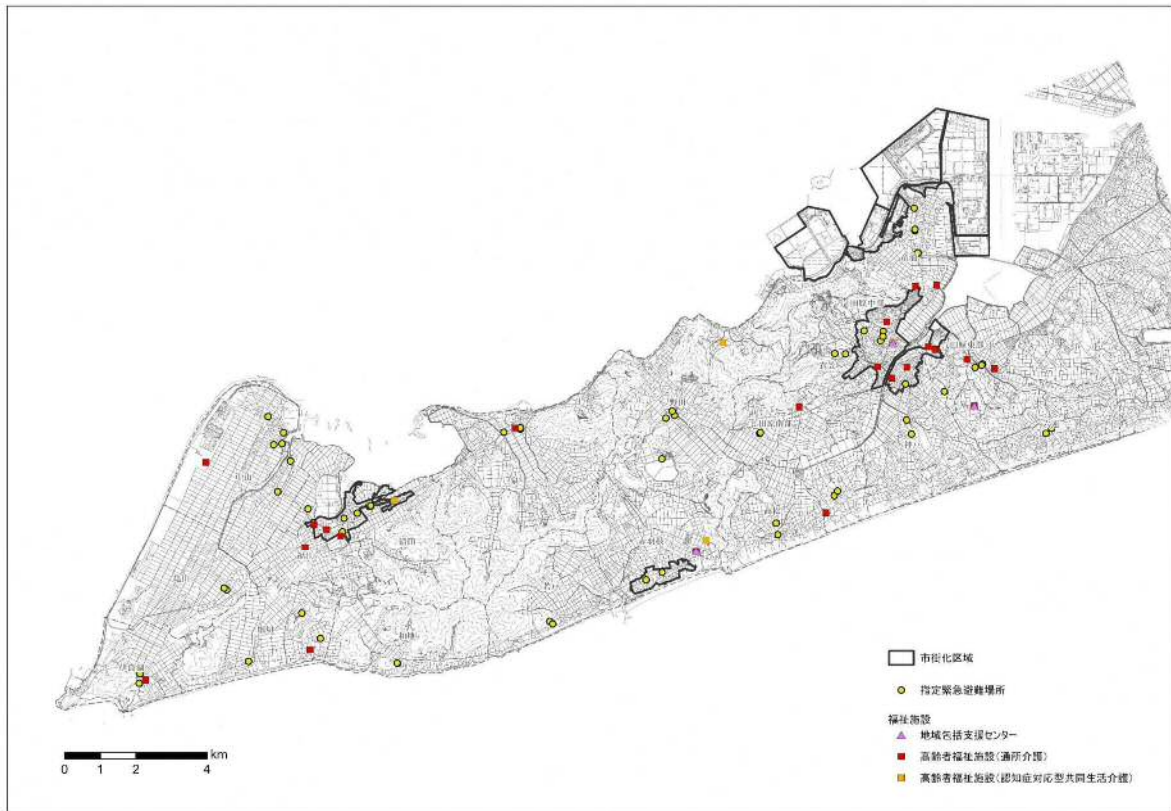


図 指定緊急避難場所(田原市地域防災計画より)及び福祉施設

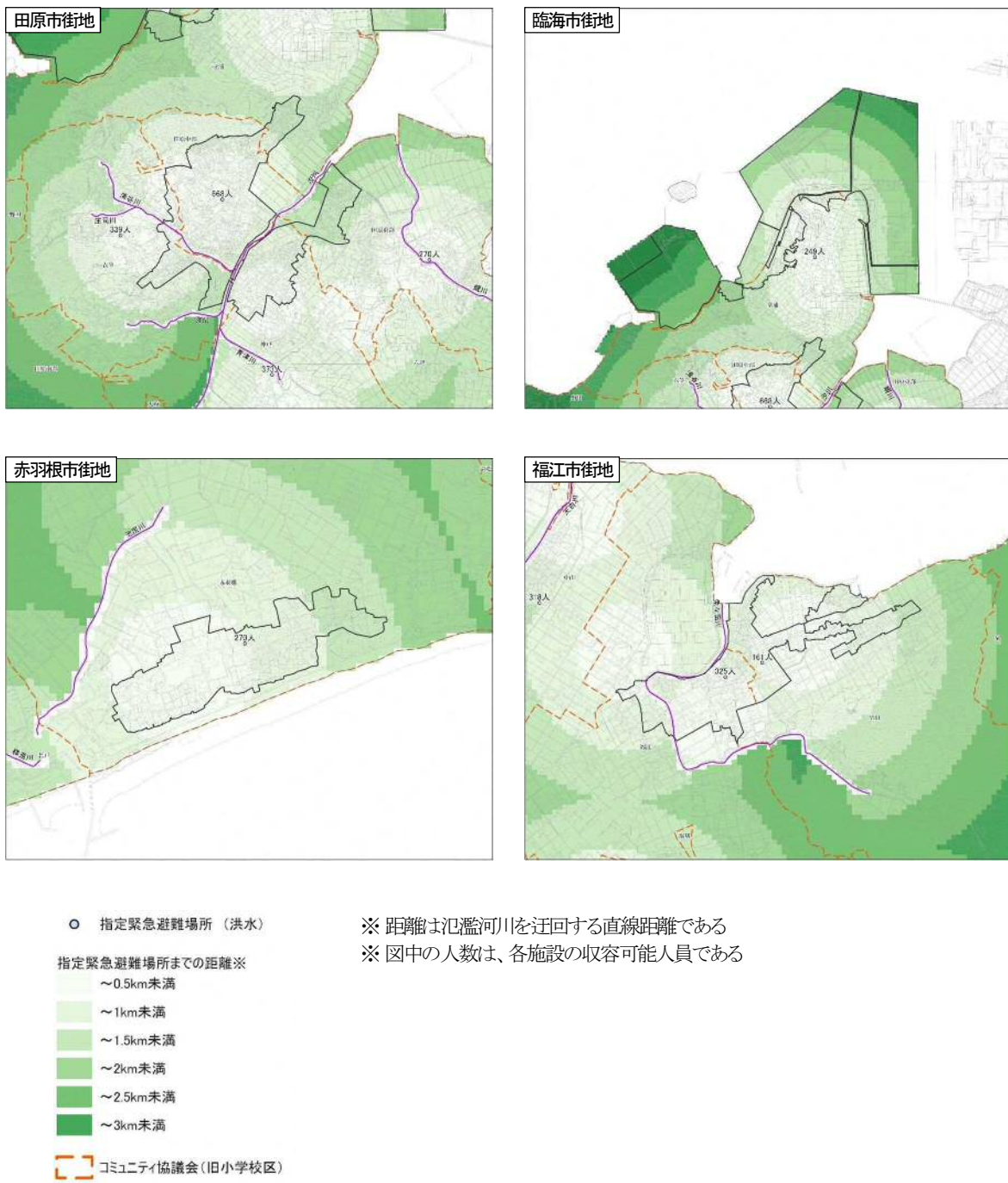


図 指定緊急避難場所（洪水）への距離及び収容可能人員

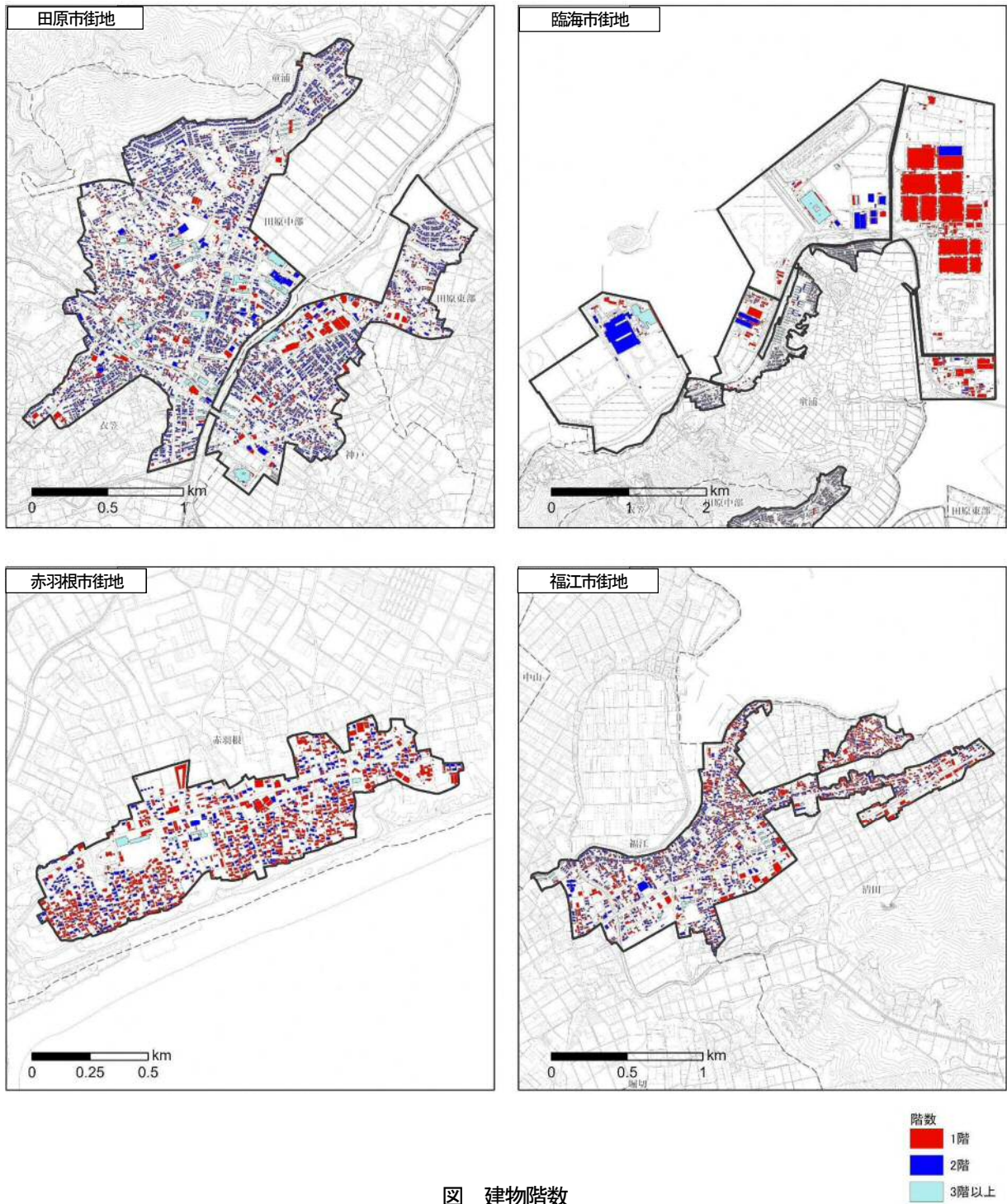


図 建物階数

3 災害リスクの分析

(1) 災害リスク分析の視点

災害ハザードの情報と都市の情報を重ね合わせ、下記の視点から災害リスクを分析します。

視点	内容
①人口密度	人口密度を踏まえた災害の状況を確認します。
②要援護者割合	災害時要援護者の割合を踏まえた災害の状況を確認します。
③指定緊急避難場所と福祉施設	指定緊急避難場所（田原市地域防災計画）と福祉施設の地域包括支援センター、高齢者福祉施設（通所介護、認知症対応型共同生活介護）の災害の状況を確認します。
④垂直避難することができるか	洪水等により市街地の浸水が想定される際に、建物内で一時的に浸水しない階等に垂直避難することができるか建物の分布状況にて確認します。 また、垂直避難が困難な建物について当該建物の居住者数を踏まえた、指定緊急避難場所への避難に関して確認します。

(着目する浸水深)

- ・ 浸水深については、2階部分が浸水する可能性がある「浸水深3m以上」と、床上浸水のおそれがある「浸水深0.5m以上」に着目します。
- ・ ただし、津波浸水については東日本大震災での被害状況や国の被害想定手法を踏まえ、家屋への影響が多くなる「浸水深2m以上」と、人的被害が生じ始める「浸水深0.3m以上」に着目します。

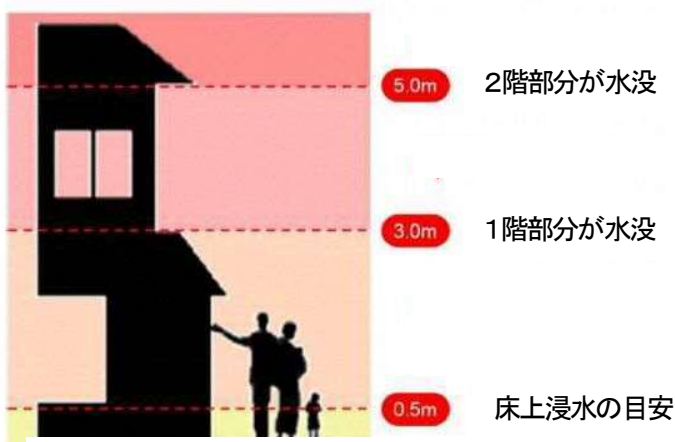


図 一般的な住宅外観と浸水深の関係 出典:「水害ハザードマップ作成の手引き」(国土交通省)から抜粋した図を一部加工

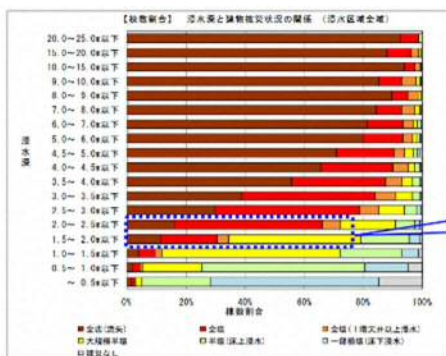


図 浸水深と建物被災状況の関係

出典:国土交通省、東日本大震災による被災現況調査結果(第1次報告)

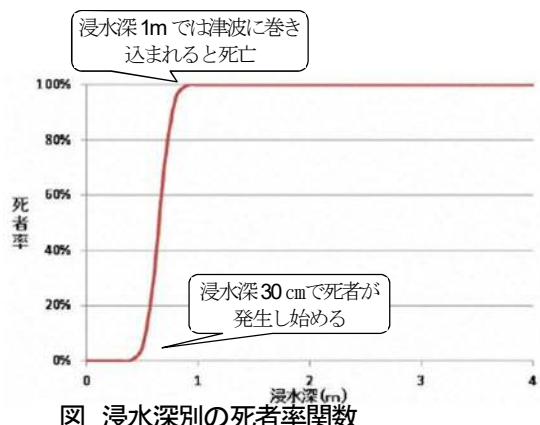


図 浸水深別の死者率関数

出典:内閣府、南海・ラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要

(2) 災害リスクの評価

①人口密度を踏まえた災害状況

ア 洪水 浸水深(想定最大規模[L2])×人口密度

2階部分が浸水するおそれのある浸水深3m以上が想定されている箇所は、市街化区域では該当はありません。市街化調整区域では、神戸地区、田原東部地区、童浦地区、田原中部地区、赤羽根地区及び若戸地区に浸水深3m以上の浸水が想定される箇所があります。

田原市街地、福江市街地で浸水(想定最大規模[L2])が想定されている範囲の人口密度は、概ね30～40人/haとなっています。人口密度が40人/ha以上となる田原市街地の東赤石や福江市街地の保美町で浸水深が3m未満と想定されています。

市街化調整区域では、人口密度30～40人/haの高松地区、人口密度20～30人/haの野田地区及び中山地区、人口密度20人/ha未満の田原東部地区及び泉地区で浸水深が概ね3m未満と想定されています。

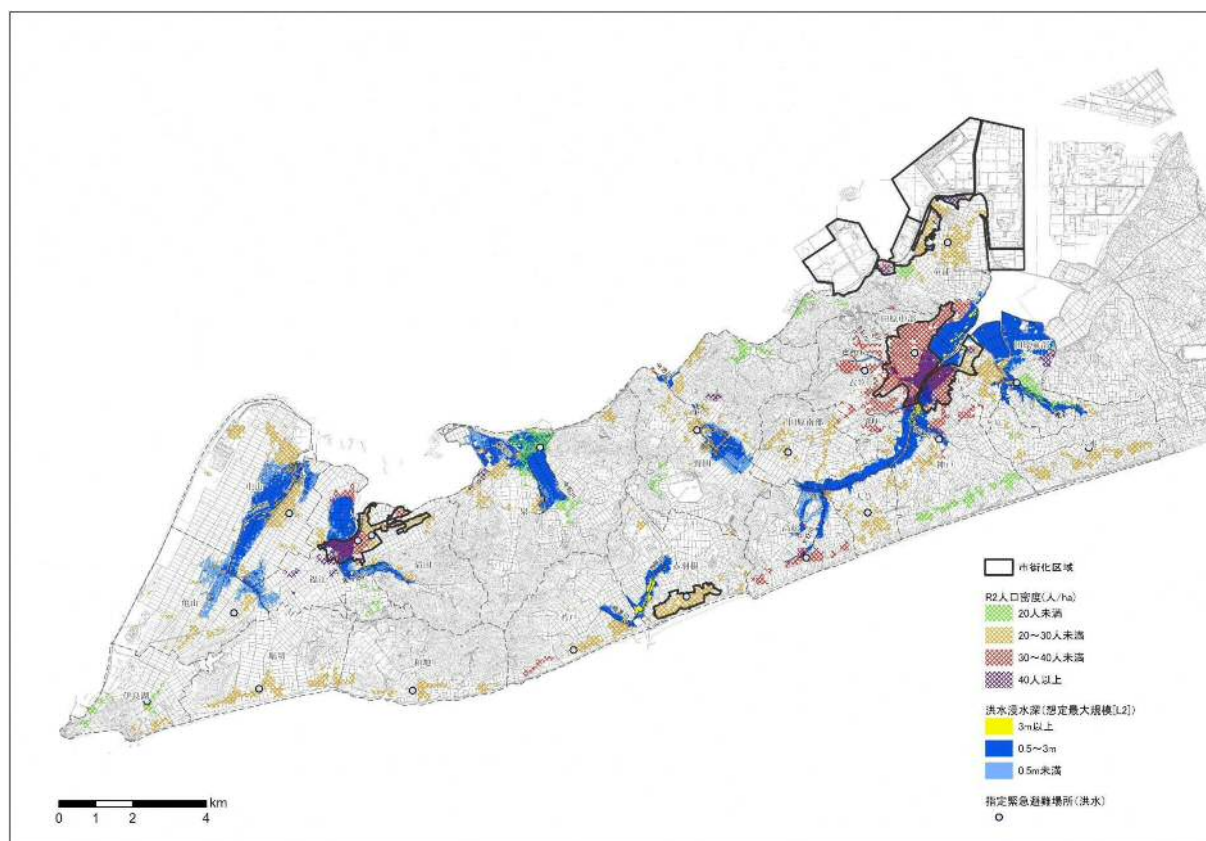


図 洪水浸水深(想定最大規模[L2])と人口密度

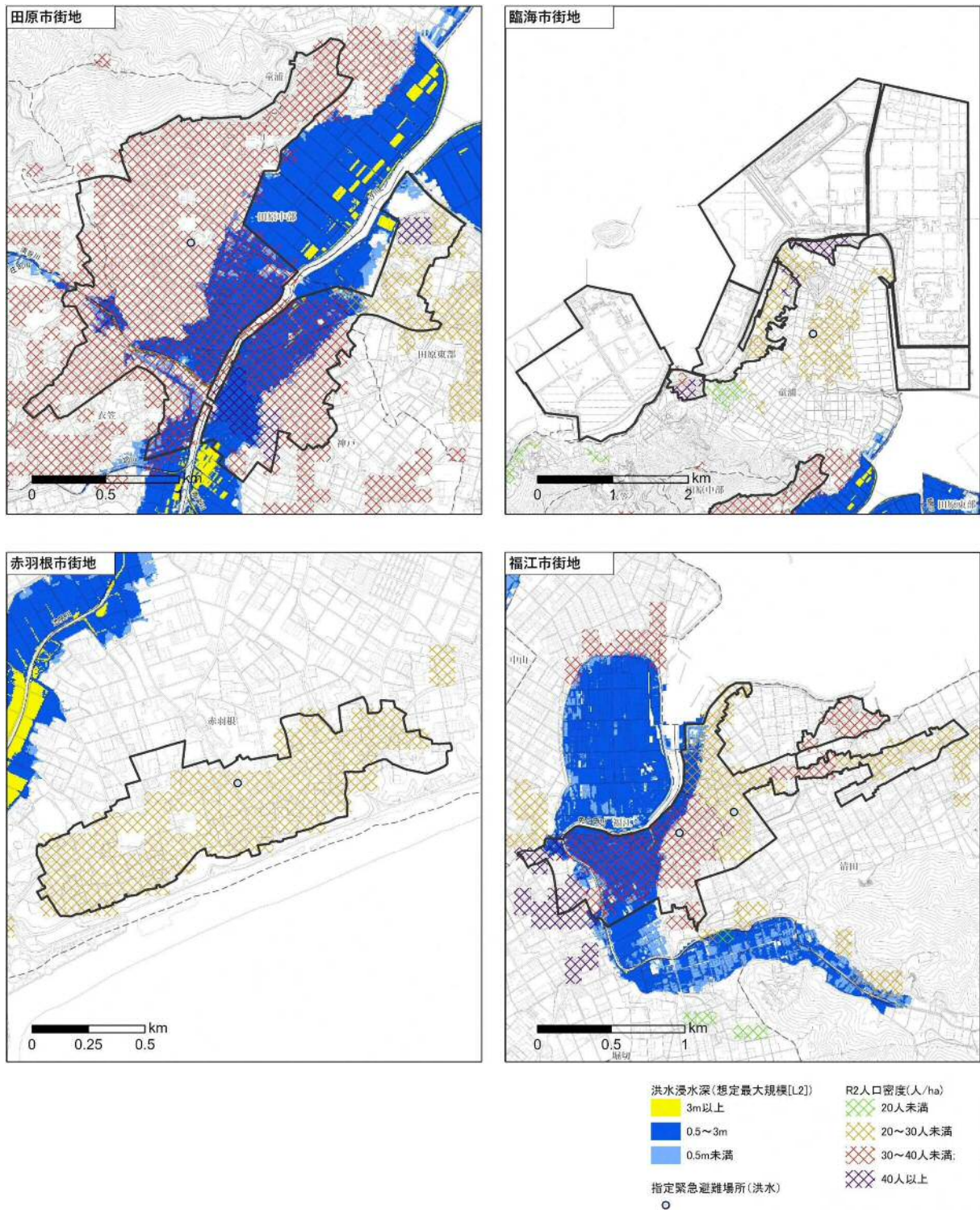


図 洪水浸水深(想定最大規模[L2])と人口密度 市街地拡大図

イ 洪水 浸水継続時間（想定最大規模 [L2]）×人口密度

浸水継続時間が長引くと、ライフラインが途絶えるなど生活が困難となるおそれがあります。なお、一般的に備蓄品は災害発生時から72時間分を用意することが望ましいとされていますが、本市においては浸水継続時間が72時間を超える箇所は存在しません。

田原市街地及び福江市街地で浸水継続が想定されている範囲の人口密度は、概ね30～40人/haとなっています。人口密度が40人/ha以上となる田原市街地の東赤石で浸水継続時間が12時間未満と想定されており、同じく人口密度40人/ha以上となる福江市街地の保美町の一部で浸水継続時間が24時間以上と想定されています。

市街化調整区域では、野田地区及び中山地区の人口密度20～30人/haの箇所、田原東部地区及び泉地区の人口密度20人/ha未満の箇所において、浸水継続時間が概ね24時間未満と想定されています。

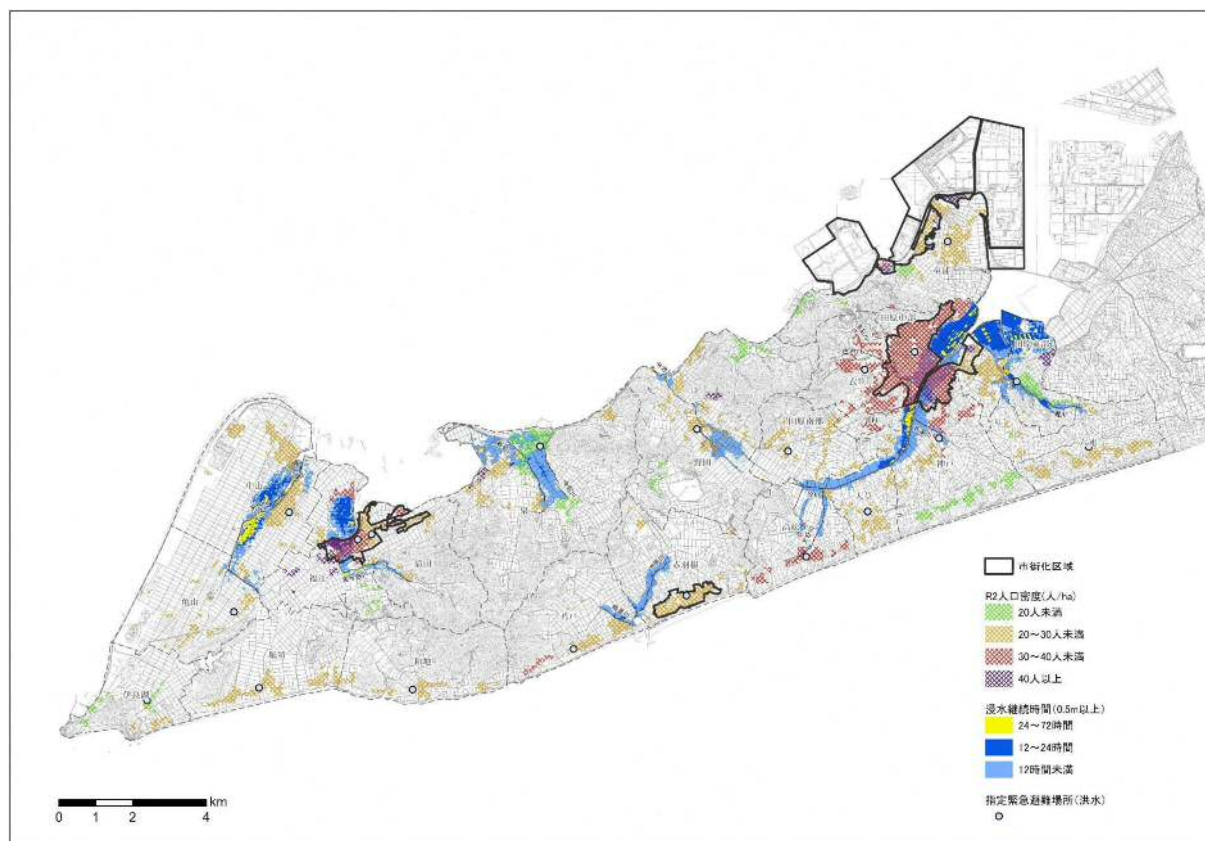


図 浸水継続時間(想定最大規模[L2])と人口密度

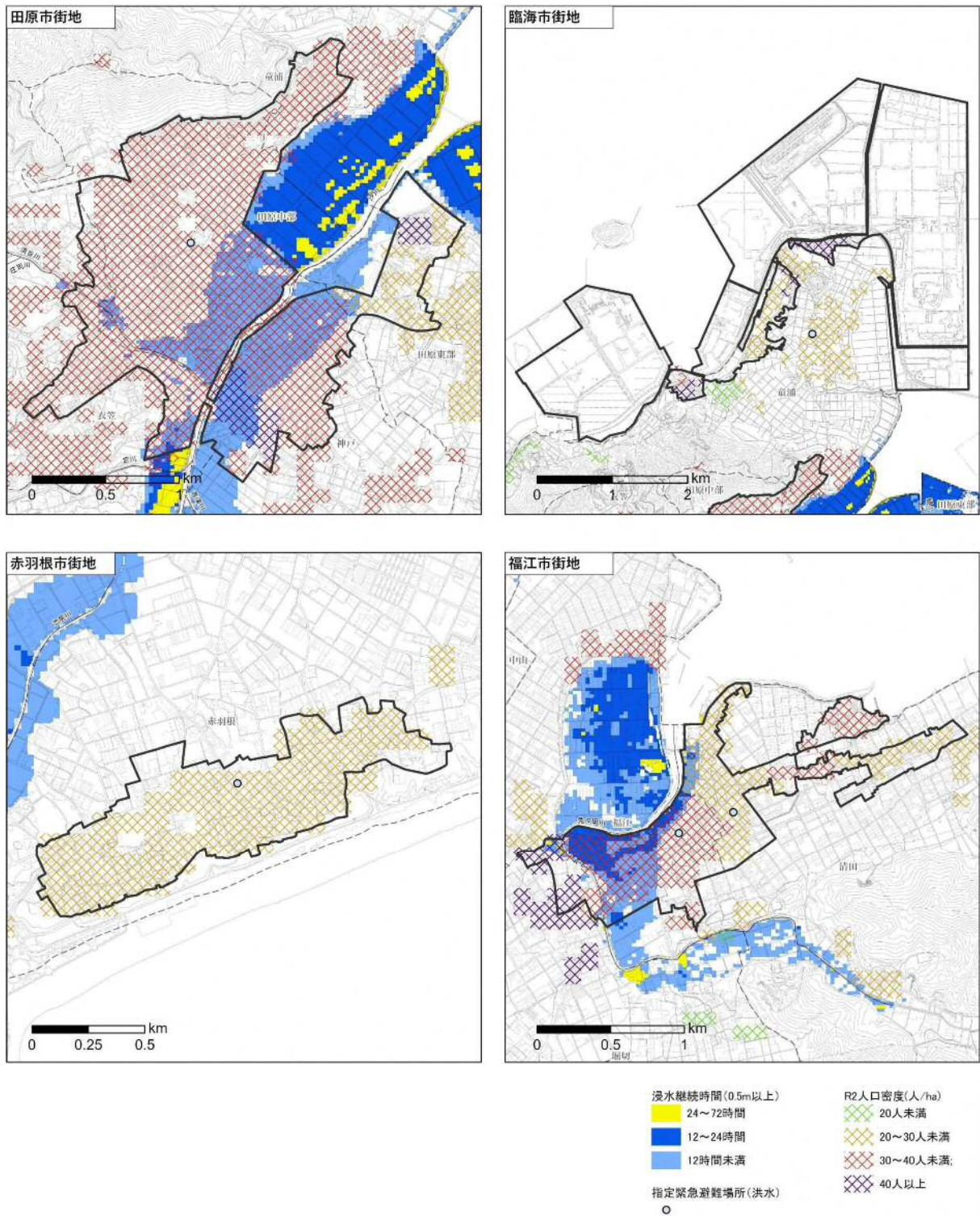


図 浸水継続時間(想定最大規模[L2])と人口密度 市街地拡大図

ウ 洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])×人口密度

人口密度が概ね30～40人/haとなる田原市街地及び福江市街地の一部で、洪水による河岸侵食で家屋倒壊の危険が想定されています。

市街化調整区域では、野田地区の人口密度20～30人/haの地区、泉地区の人口密度20人/ha未満の箇所で洪水による河岸侵食で家屋倒壊の危険が想定されています。

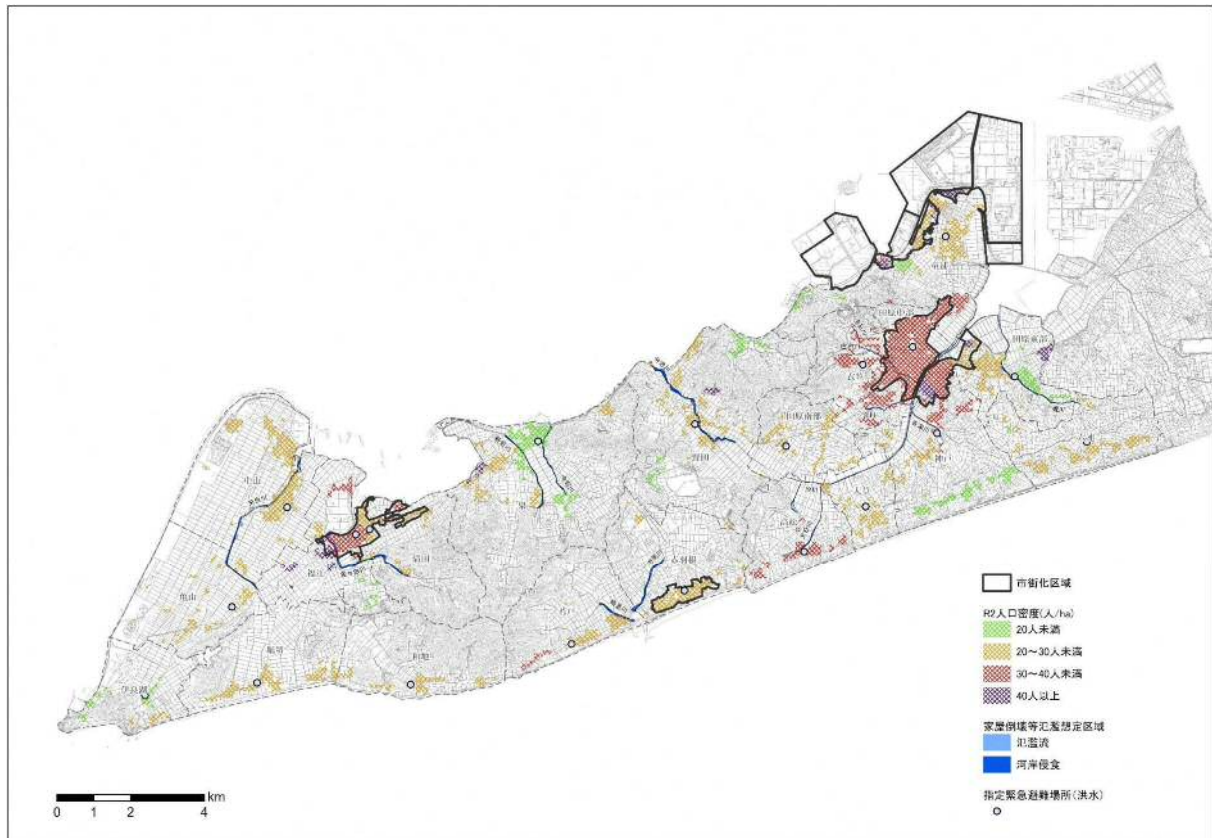


図 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])と人口密度

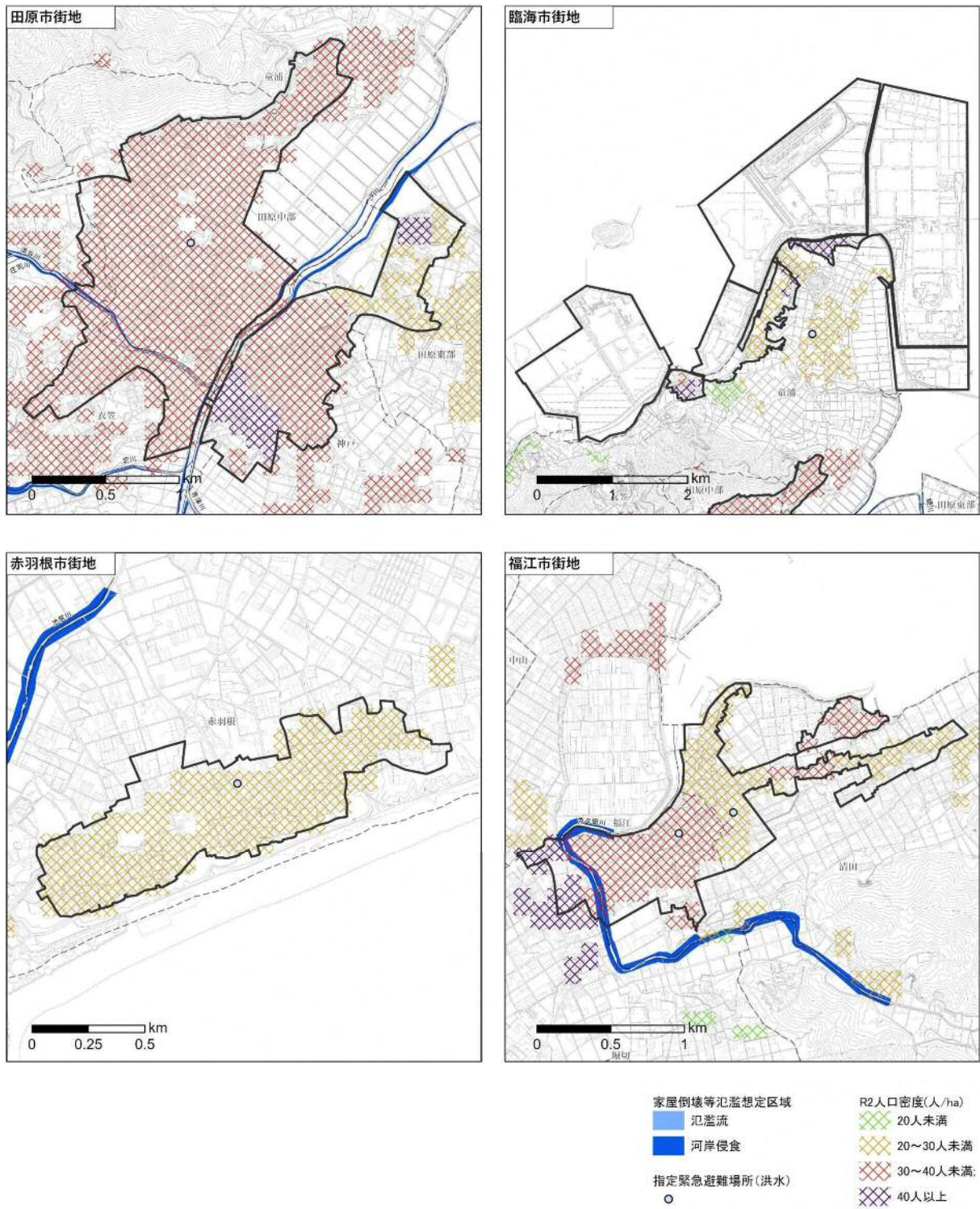


図 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])と人口密度 市街地拡大図

エ 高潮 浸水深（想定最大規模 [L2]）×人口密度

2階部分が浸水するおそれのある浸水深3m以上が想定されている箇所は、市街化区域では、田原市街地の道路や駐車場等の地盤が低い箇所で想定されています。

市街化調整区域では、田原東部地区、童浦地区、田原中部地区、福江地区、中山地区及び泉地区で3m以上の浸水が想定される箇所があります。

田原市街地、臨海市街地及び福江市街地で浸水(想定最大規模[L2])が想定されている範囲の人口密度は、概ね30～40人/haとなっています。人口密度が40人/ha以上となる田原市街地の東赤石、臨海市街地の光崎及び福江市街地の保美町で浸水深が概ね3m未満と想定されています。

市街化調整区域では、中山地区の人口密度20～30人/haの箇所、野田地区及び泉地区の人口密度20人/ha未満の箇所で浸水深が概ね3m未満と想定されています。

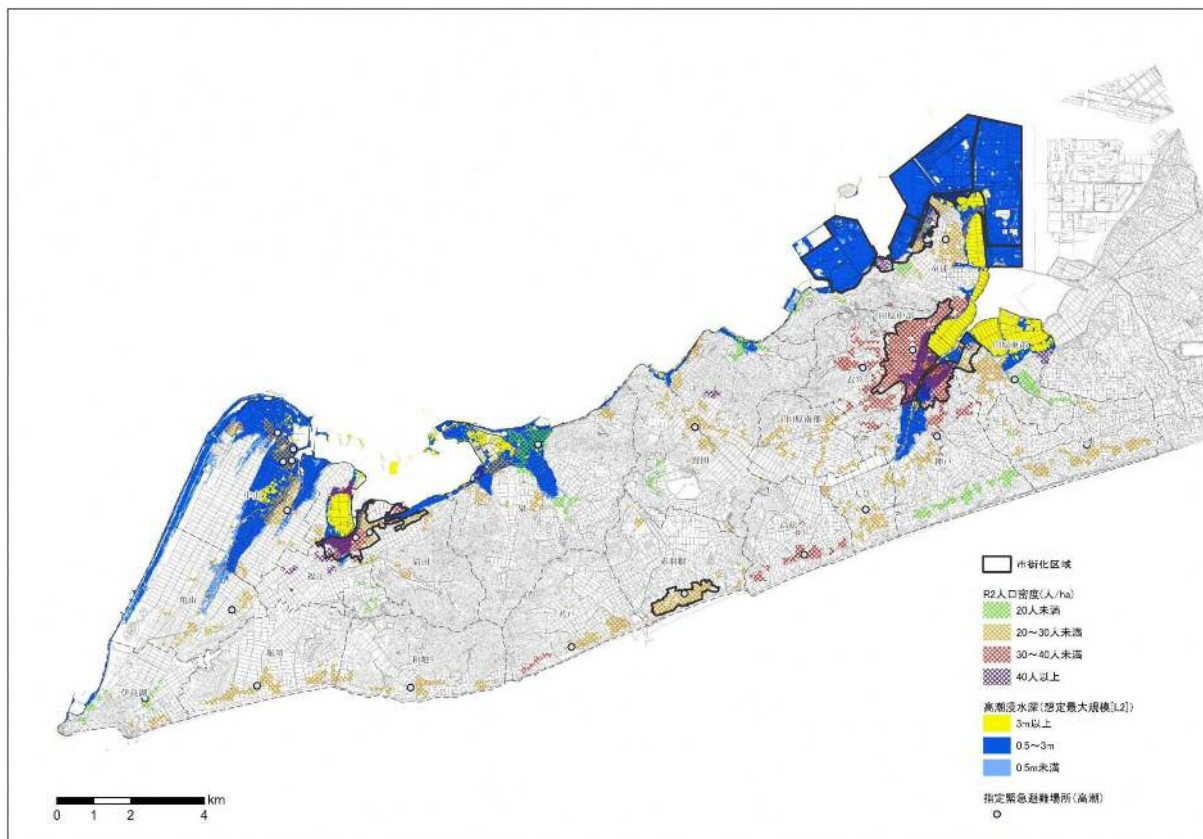


図 高潮浸水深(想定最大規[L2])と人口密度

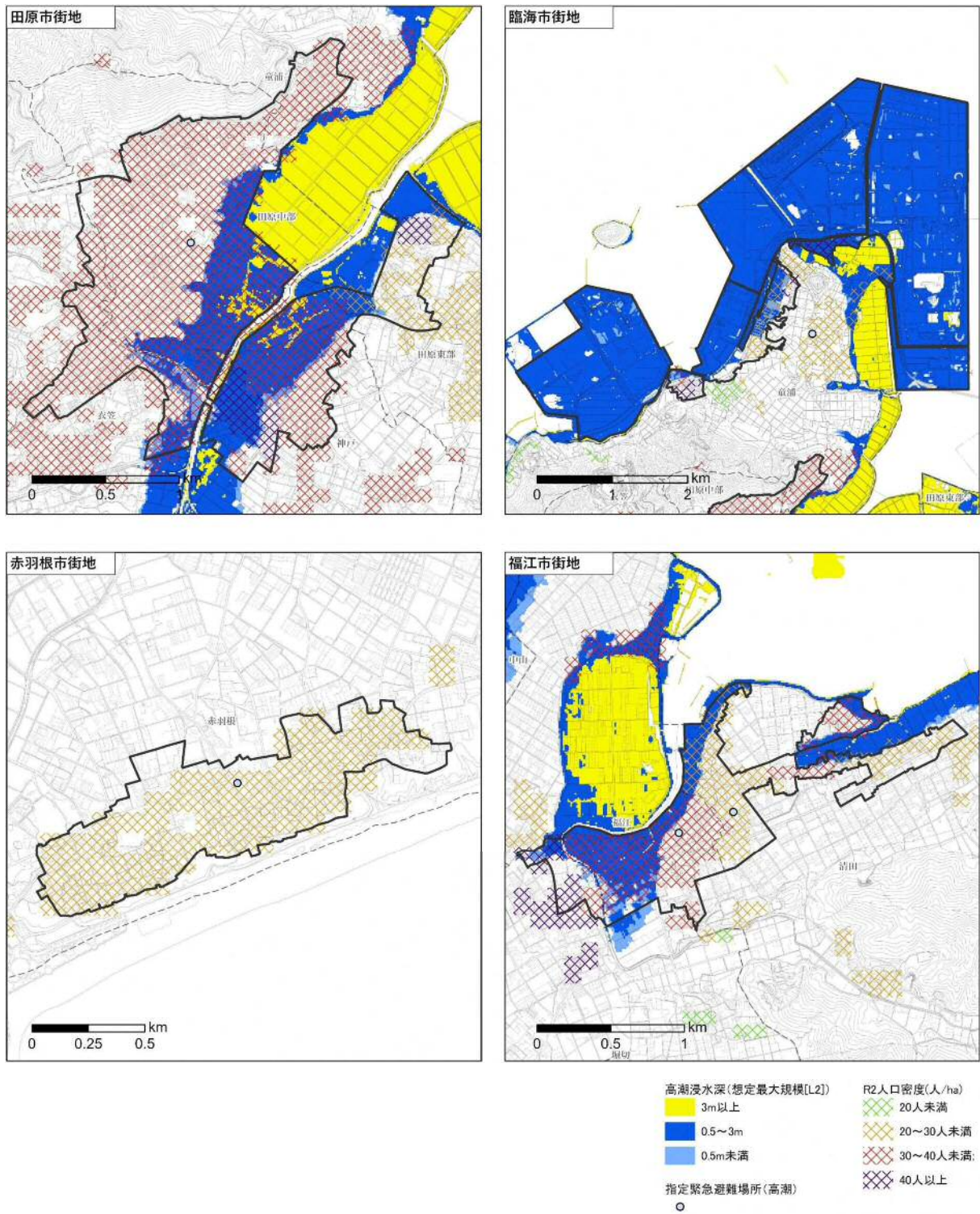


図 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と人口密度 市街地拡大図

オ 津波浸水深×人口密度

田原市街地及び福江市街地で津波浸水が想定されている範囲の人口密度は、概ね30～40人/haとなっています。人口密度が40人/ha以上となる福江市街地の保美町で浸水深が概ね2m未満と想定されています。

市街化調整区域では、若戸地区、堀切地区、伊良湖地区及び中山地区の人口密度20～30人/haの箇所では浸水深が2m以上と想定されています。亀山地区の人口密度20～30人/haの箇所、泉地区の人口密度20人/ha未満の箇所では浸水深が概ね2m未満と想定されています。

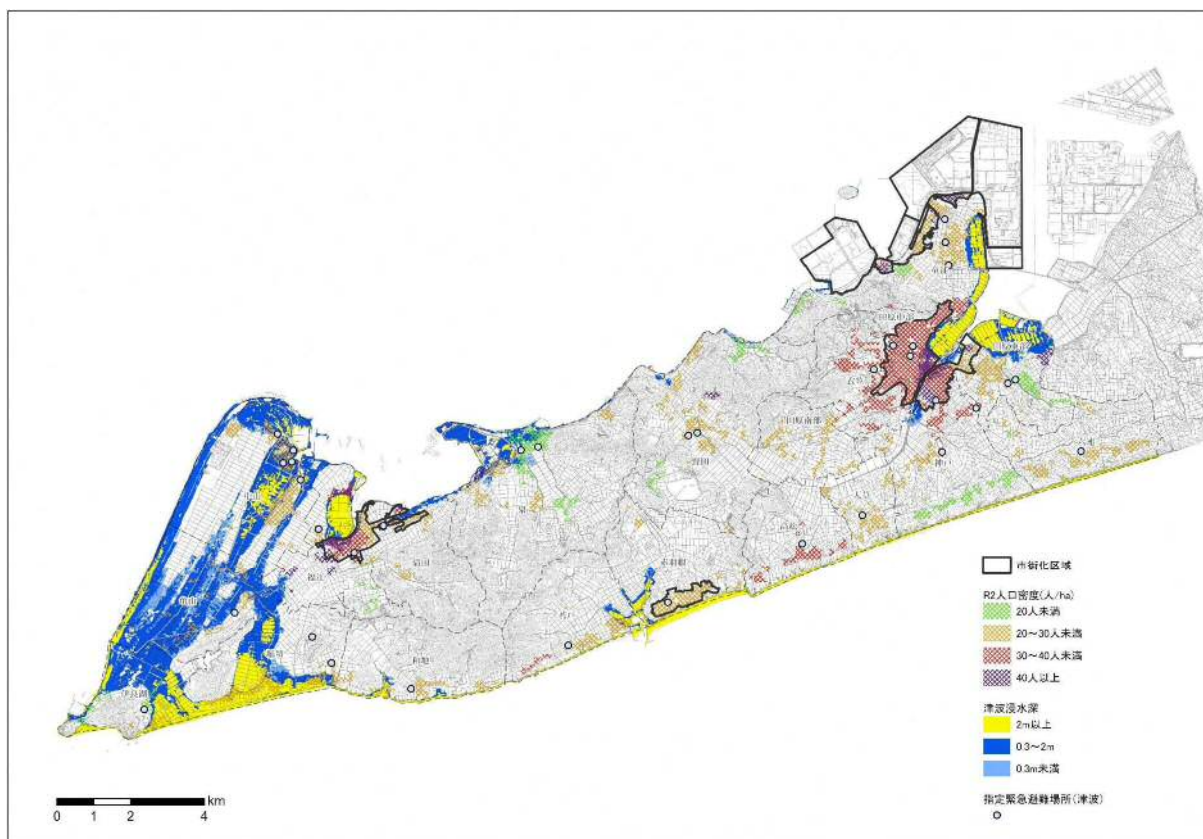


図 津波浸水深と人口密度

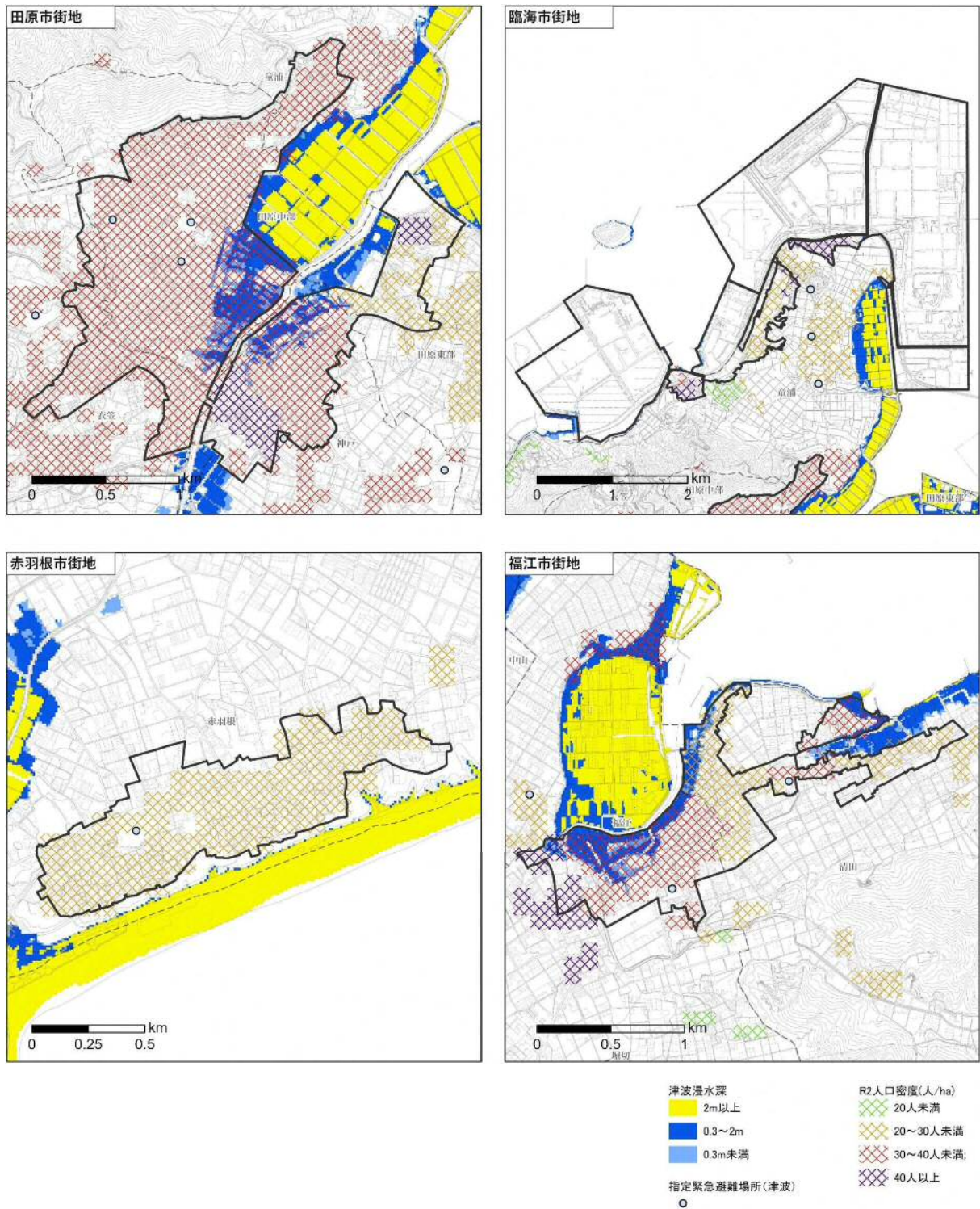


図 津波浸水深と人口密度 市街地拡大図

カ 土砂災害×人口密度

田原市街地、臨海市街地及び福江市街地で土砂災害が想定されている箇所の人口密度は、概ね30～40人/haとなっています。

市街化調整区域では、全域にわたり急傾斜地付近等で土砂災害が想定される箇所が分布しています。このなかで、野田地区(ほとと台)の人口密度40人/ha以上の箇所区で土砂災害のおそれがあります。

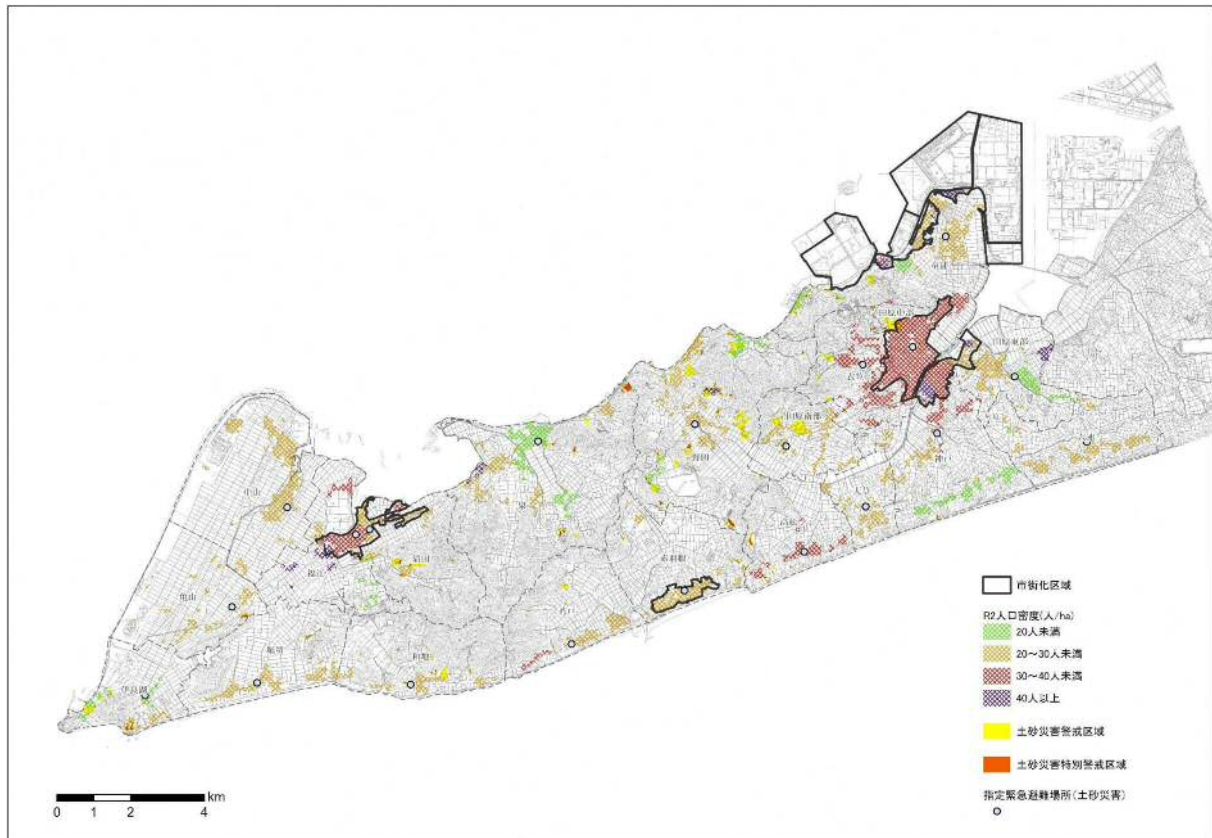


図 土砂災害(特別) 警戒区域と人口密度

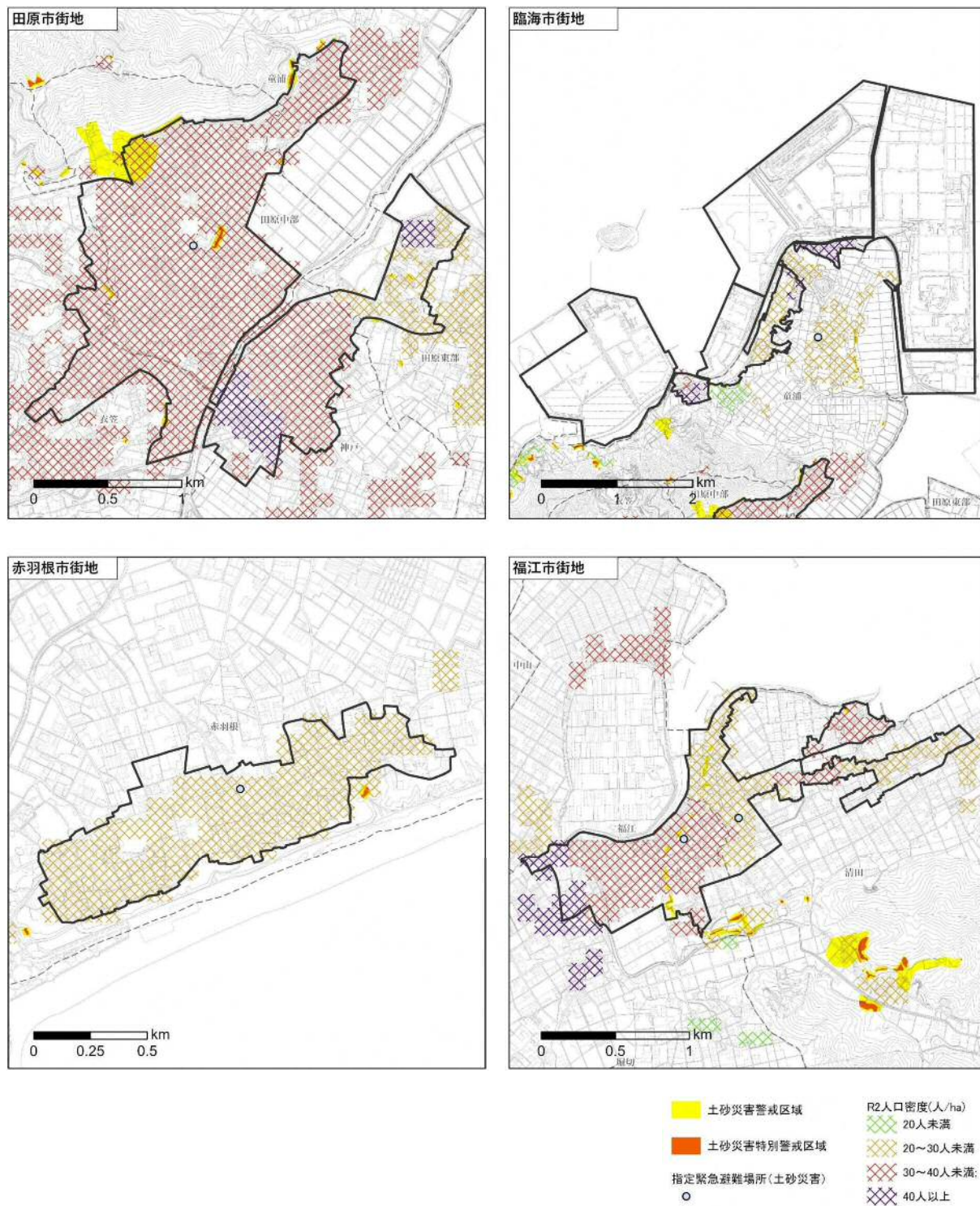


図 土砂災害(特別)警戒区域と人口密度 市街地拡大図

②要援護者割合を踏まえた災害の状況

ア 洪水 浸水深(想定最大規模[L2])×要援護者割合

国勢調査(令和2年)より推計した要援護者の割合と洪水浸水深(想定最大規模[L2])を確認すると、田原市街地の要援護者割合が概ね30~40%となる箇所、福江市街地の要援護者割合が概ね40%以上となる箇所
で浸水深が概ね3m未満と想定されています。

市街化調整区域では、泉地区の要援護者割合が40%以上となる箇所
で浸水深が概ね3m未満と想定されています。

将来人口推計(令和17年)における要援護者割合で確認すると、田原市街地の概ね3m未満の浸水が想定される区域において、要援護者割合が40~50%未満に増加することが推計される箇所があります。

市街化調整区域の泉地区の概ね3m未満の浸水が想定される区域において、要援護者割合が50%以上に増加することが推計される箇所があります。

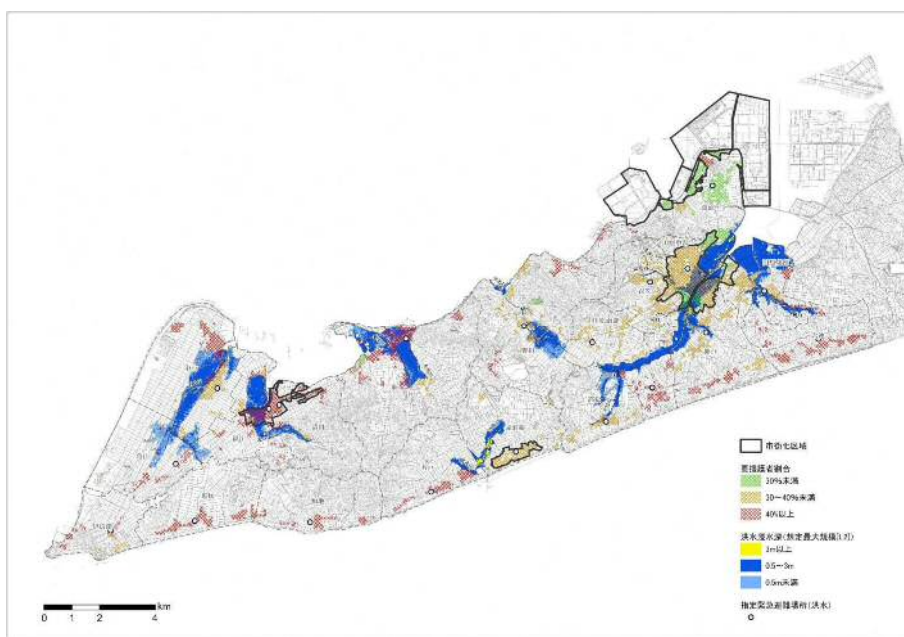


図 洪水浸水深(想定最大規模[L2])と要援護者割合(R2)

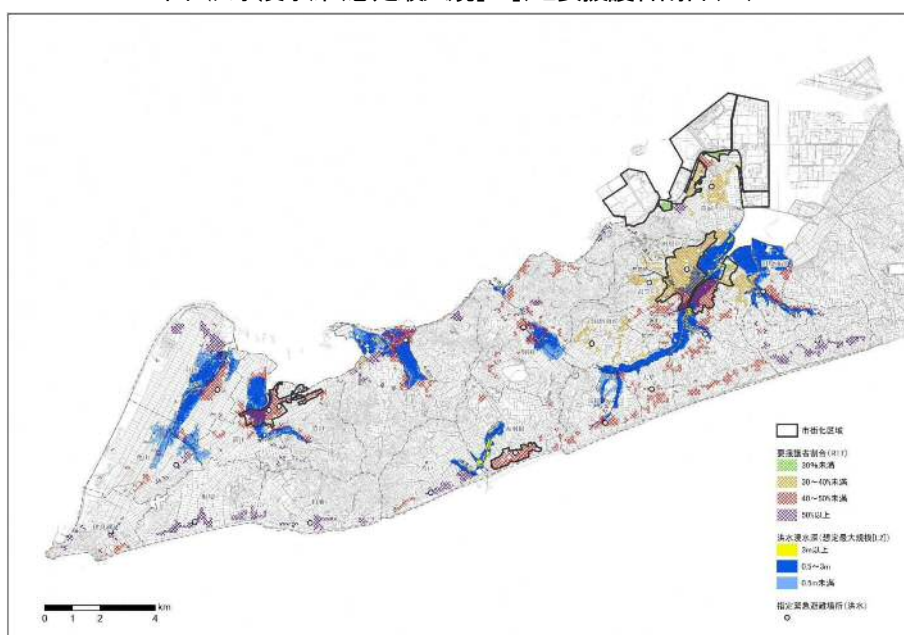


図 洪水浸水深(想定最大規模[L2])と要援護者割合(R17)

イ 高潮 浸水深(想定最大規模[L2])×要援護者割合

国勢調査(令和2年)より推計した要援護者の割合と高潮浸水深(想定最大規模[L2])を確認すると、田原市街地の要援護者割合が概ね30~40%となる箇所では浸水深が3m以上と想定されるところがあります。一方で、福江市街地の要援護者割合が概ね40%以上の箇所では浸水深が概ね3m未満と想定されています。また、市街化調整区域では、野田地区、中山地区及び泉地区の要援護者割合が40%以上となる箇所では浸水深が概ね3m未満と想定されています。

将来人口推計(令和17年)における要援護者割合を確認すると、田原市街地の概ね3m未満の浸水が想定される区域において、要援護者割合が40~50%未満に増加することが推計される箇所があります。また、福江市街地の一部と市街化調整区域の中山地区及び泉地区の概ね3m未満の浸水が想定される区域において、要援護者割合が50%以上に増加することが推計される箇所があります。

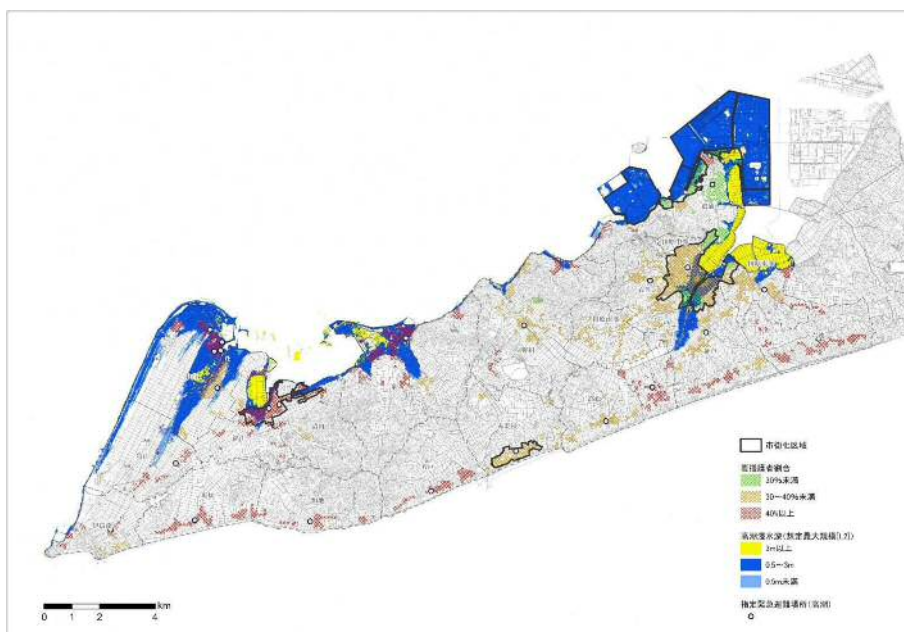


図 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と要援護者割合(R2)

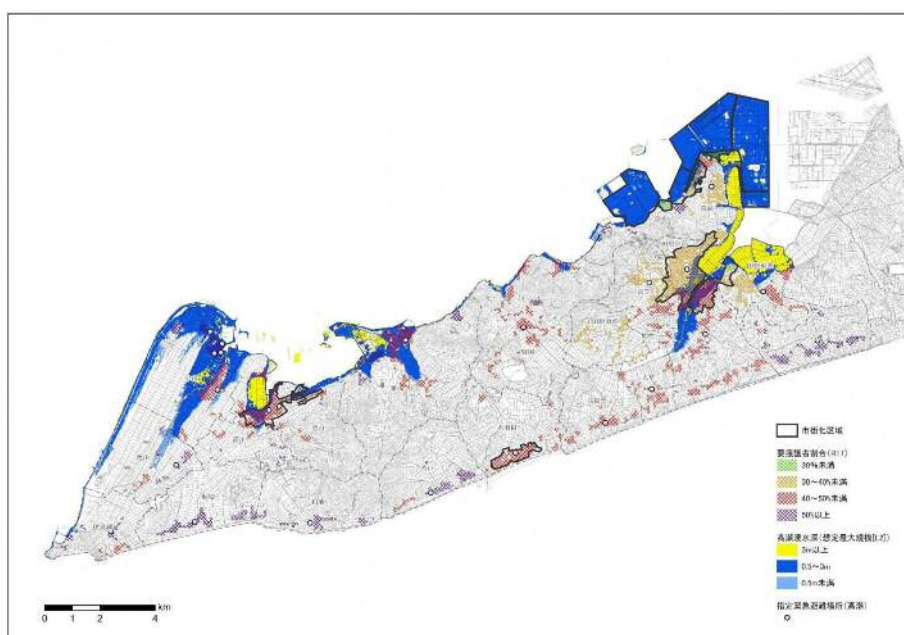


図 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と要援護者割合(R17)

ウ 津波浸水深×要援護者割合

国勢調査(令和2年)より推計した要援護者の割合と津波浸水深を確認すると、田原市街地の要援護者割合が概ね30～40%となる地区、福江市街地の要援護者割合が概ね40%以上となる箇所では浸水深が概ね2m未満と想定されています。

市街化調整区域では、若戸地区、堀切地区、伊良湖地区及び中山地区の要援護者割合が40%以上となる箇所では浸水深が2m以上と想定されています。亀山地区及び泉地区の要援護者割合が40%以上となる箇所では浸水深が2m未満と想定されています。

将来人口推計(令和17年)における要援護者割合を確認すると、田原市街地の概ね2m未満の浸水が想定される区域において、要援護者割合が40～50%未満に増加することが推計される箇所があります。また、市街化調整区域の若戸地区、堀切地区、伊良湖地区及び中山地区の浸水深が2m以上と想定されている区域と、福江市街地の一部及び市街化調整区域の泉地区の浸水深が2m未満と想定されている区域において、要援護者割合が50%以上に増加することが推計される箇所があります。

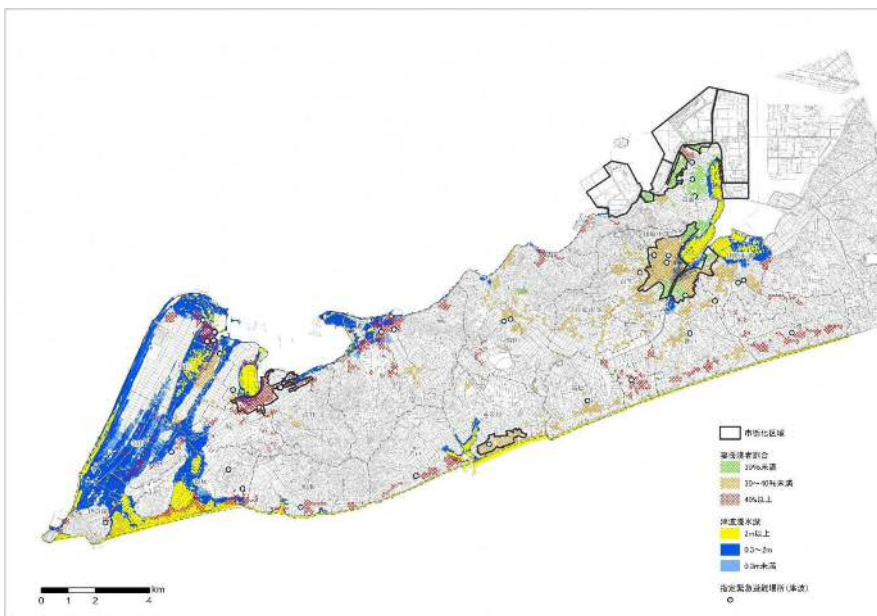


図 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と要援護者割合(R2)

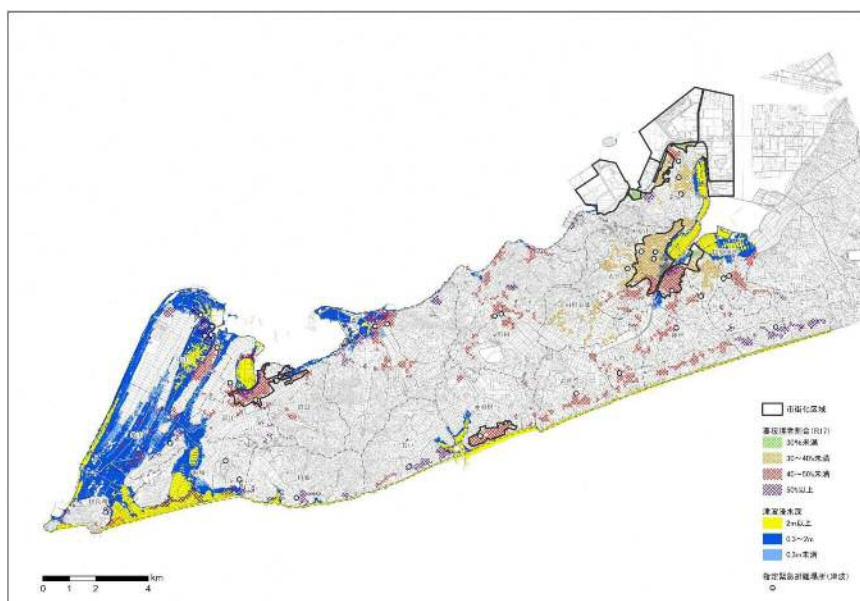


図 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と要援護者割合(R17)

③指定緊急避難場所と福祉施設の災害状況

ア 洪水 浸水深(想定最大規模[L2]) × 指定緊急避難場所・福祉施設

緊急避難場所(風水害避難所)で浸水深3m以上が想定される施設はありませんが、浸水深0.5~3mが想定されている箇所が泉地区に1か所あります。

福祉施設で浸水深3m以上が想定されている施設はありませんが、浸水深0.5~3mが想定されている施設は、神戸地区で1か所、田原東部地区で1か所、田原中部地区で1か所あり、浸水深0.5m未満が想定されている施設は、泉地区で1か所あります。

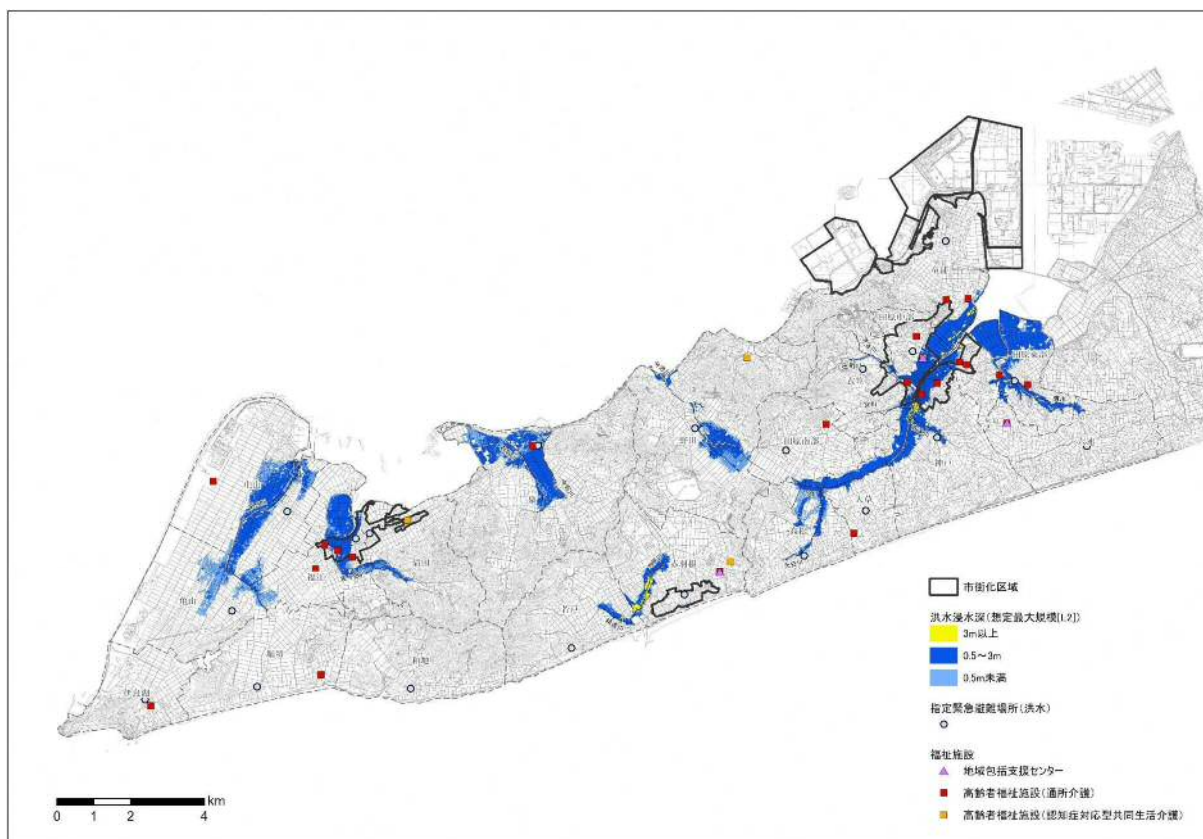


図 洪水浸水深(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設

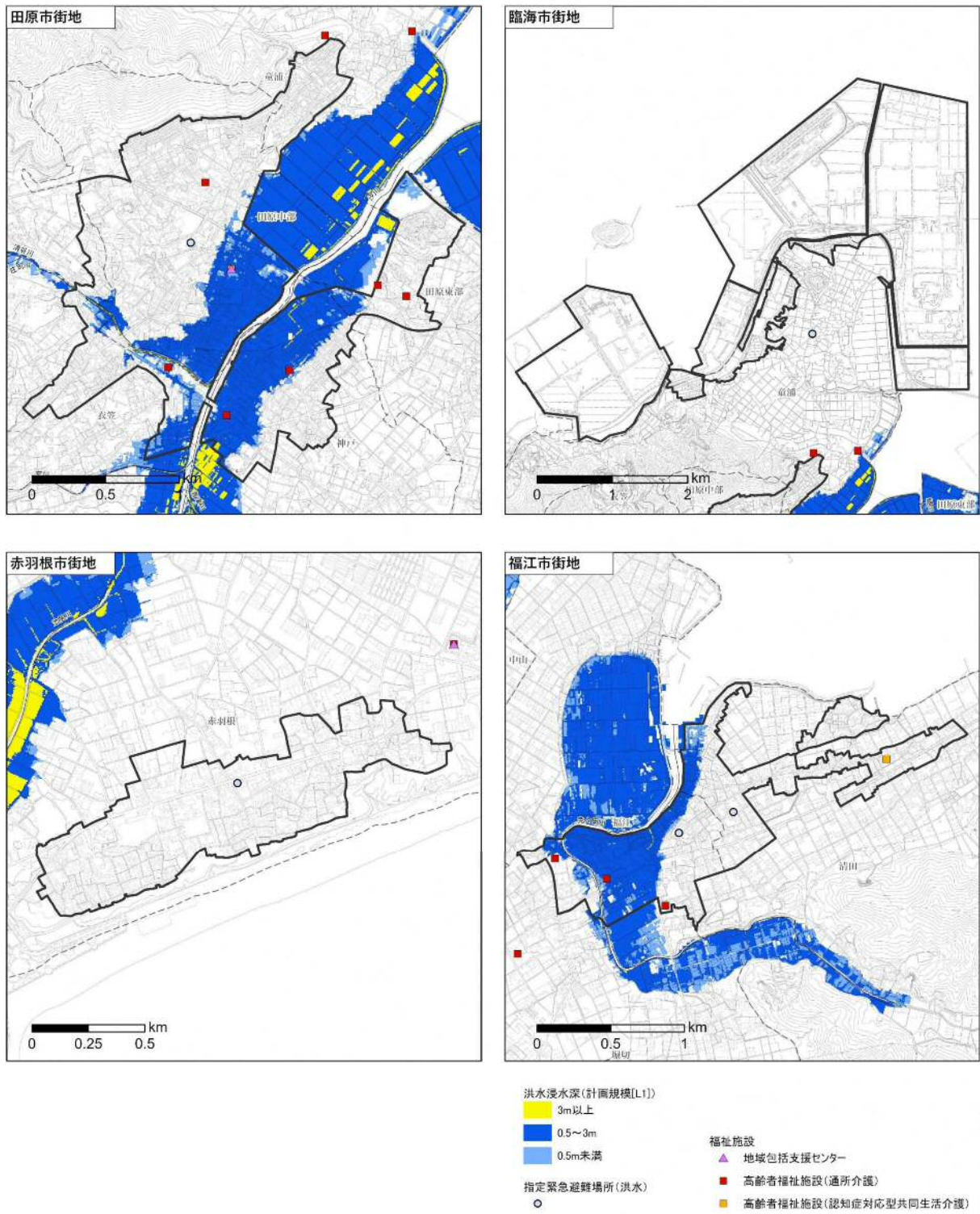


図 洪水浸水深(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

イ 洪水 浸水継続時間（想定最大規模 [L2]）×指定緊急避難場所・福祉施設

緊急避難場所（風水害避難所）で浸水継続時間が72時間を超えると想定される施設はありませんが、12時間未満の浸水継続が想定されている施設が泉地区に1か所あります。

福祉施設で浸水継続時間が12～72時間に想定されている施設はありませんが、12時間未満の浸水継続が想定されている施設が、田原東部地区で1か所、田原中部地区で1か所、泉地区で1か所あります。

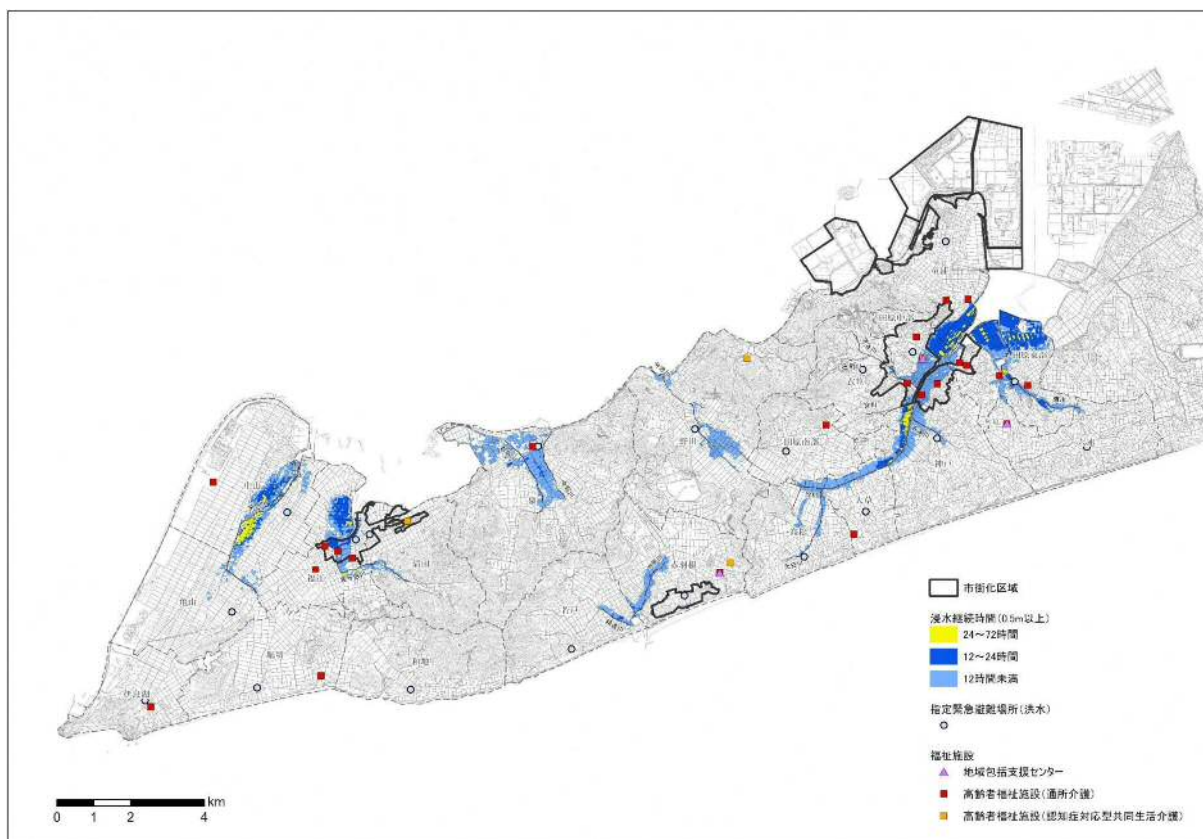


図 浸水継続時間(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設

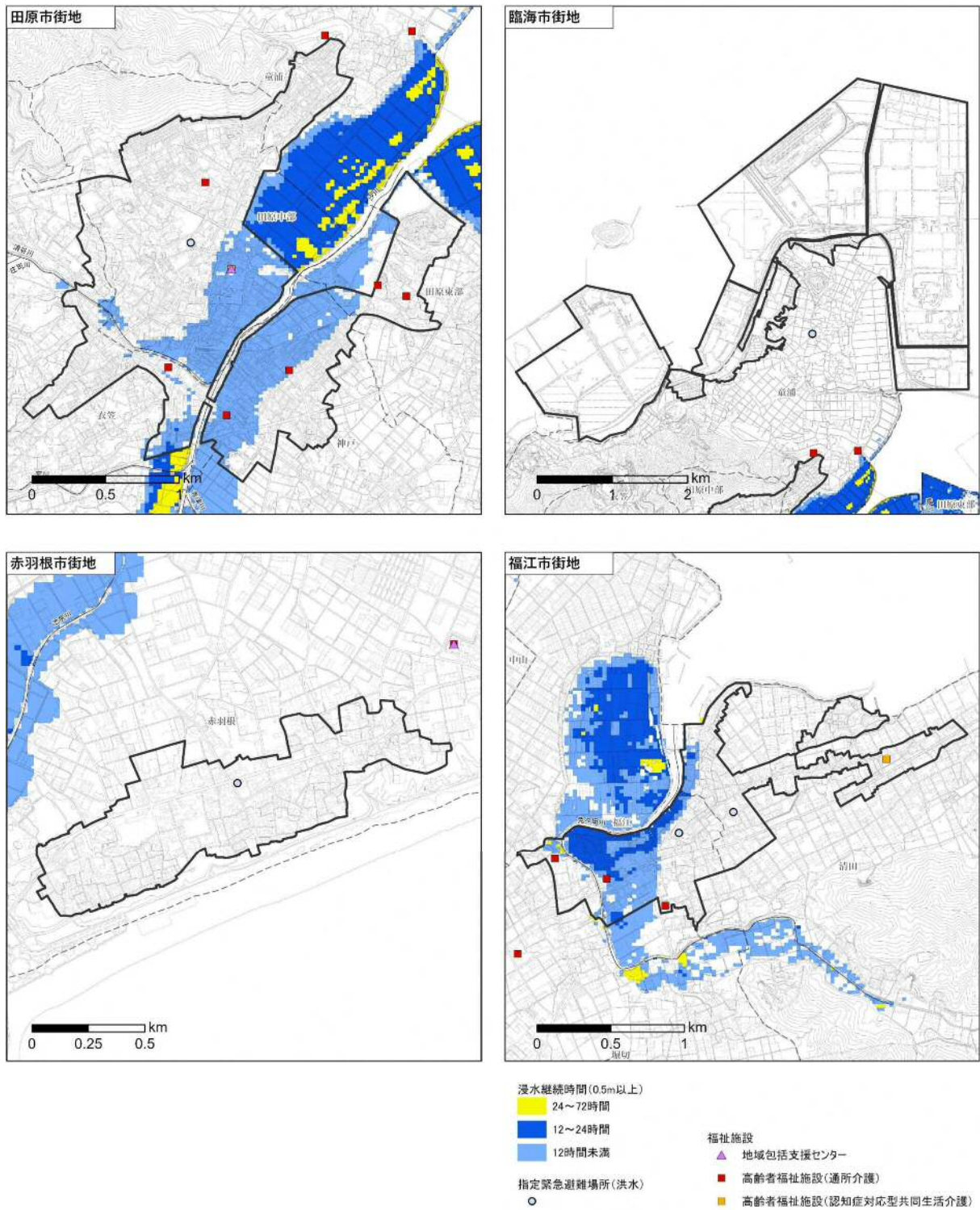


図 浸水継続時間(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

ウ 洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模 [L2]）×指定緊急避難場所・福祉施設

緊急避難場所（風水害避難所）で家屋倒壊等氾濫想定区域に立地する施設はありません。

福祉施設で家屋倒壊等氾濫想定区域に立地する施設はありません。

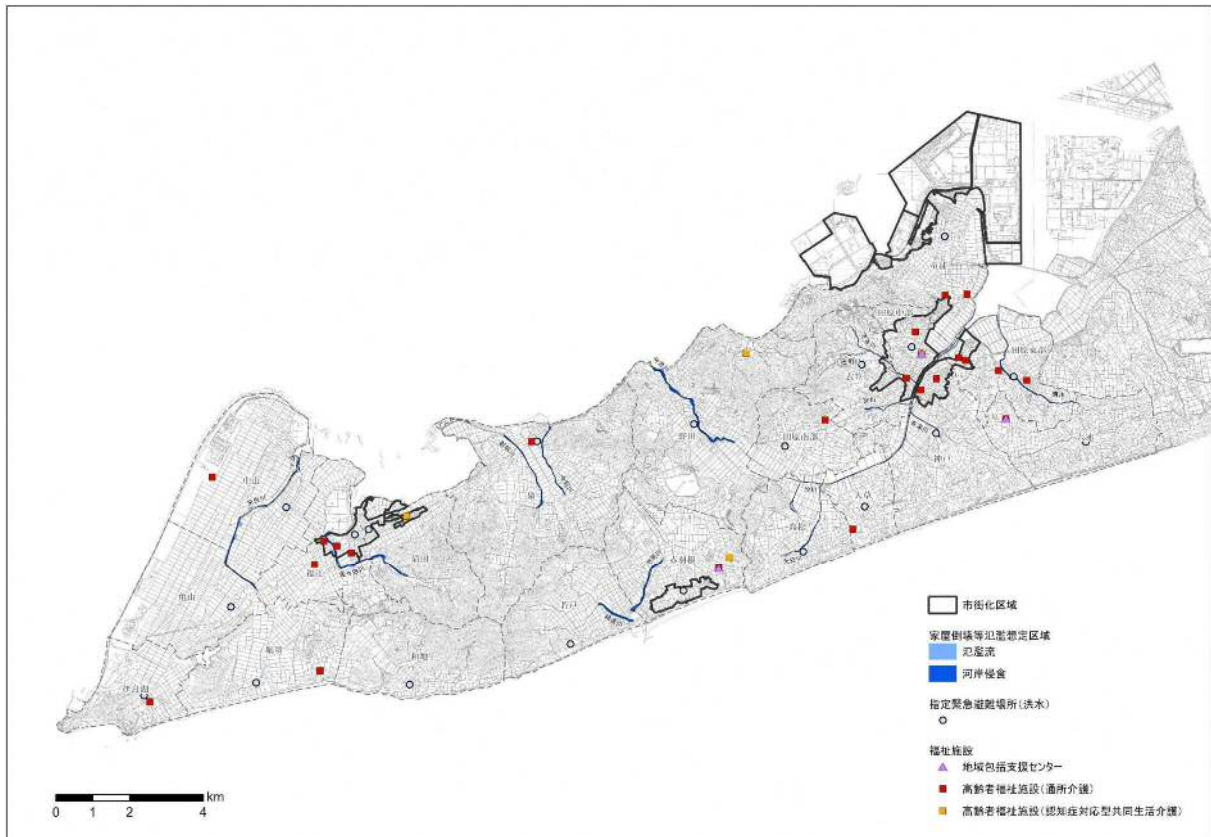


図 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設

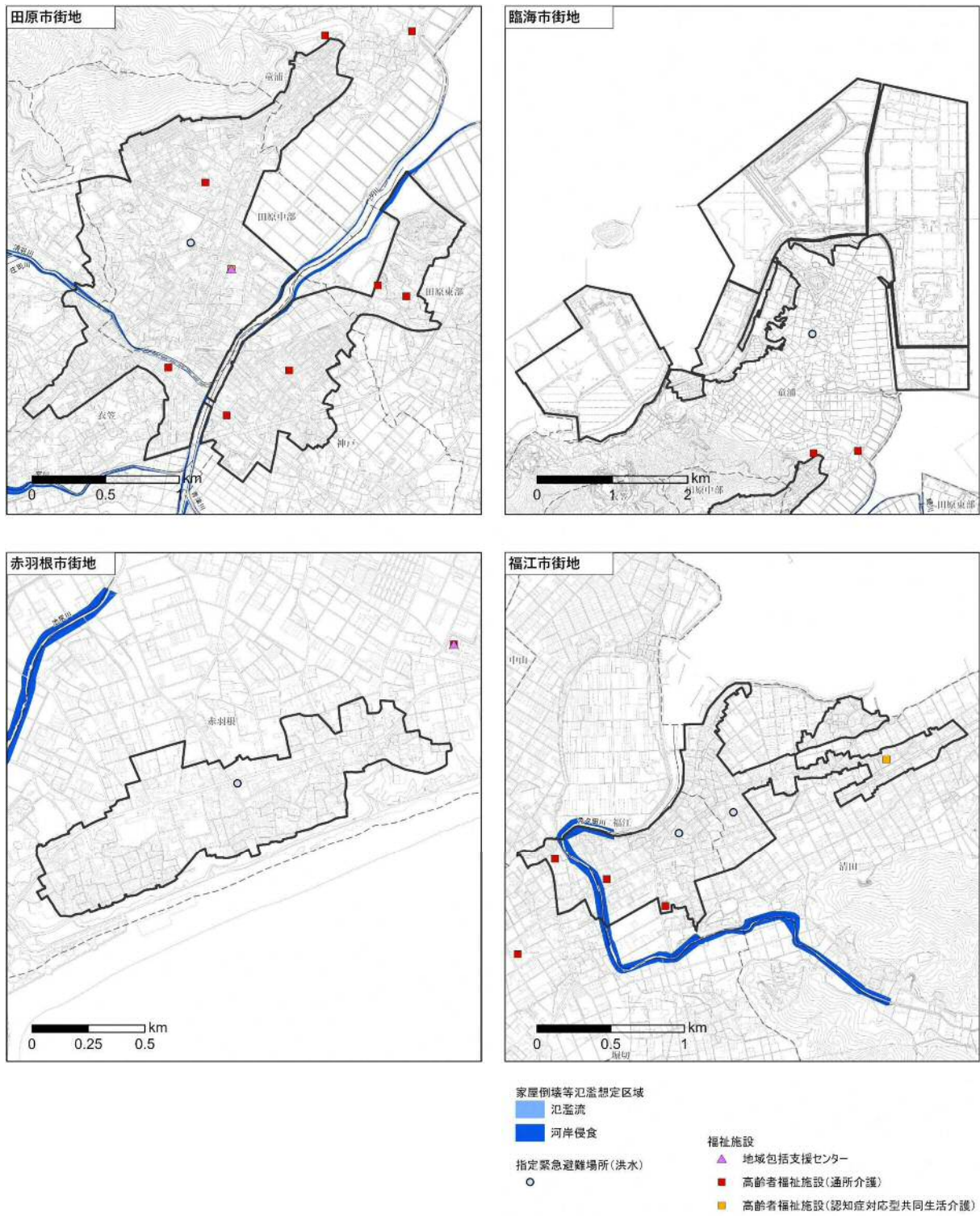


図 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

エ 高潮 浸水深（想定最大規模 [L2]）×指定緊急避難場所・福祉施設

緊急避難場所（風水害避難所）で浸水深3m以上が想定される施設はありませんが、浸水深0.5～3mが想定されている箇所が泉地区に1か所あります。

福祉施設で浸水深3m以上が想定されている施設はありませんが、浸水深0.5～3mが想定されている施設は、神戸地区で1か所、田原中部地区で1か所、泉地区で1か所あり、浸水深0.5m未満が想定されている施設は、中山地区で1か所あります。

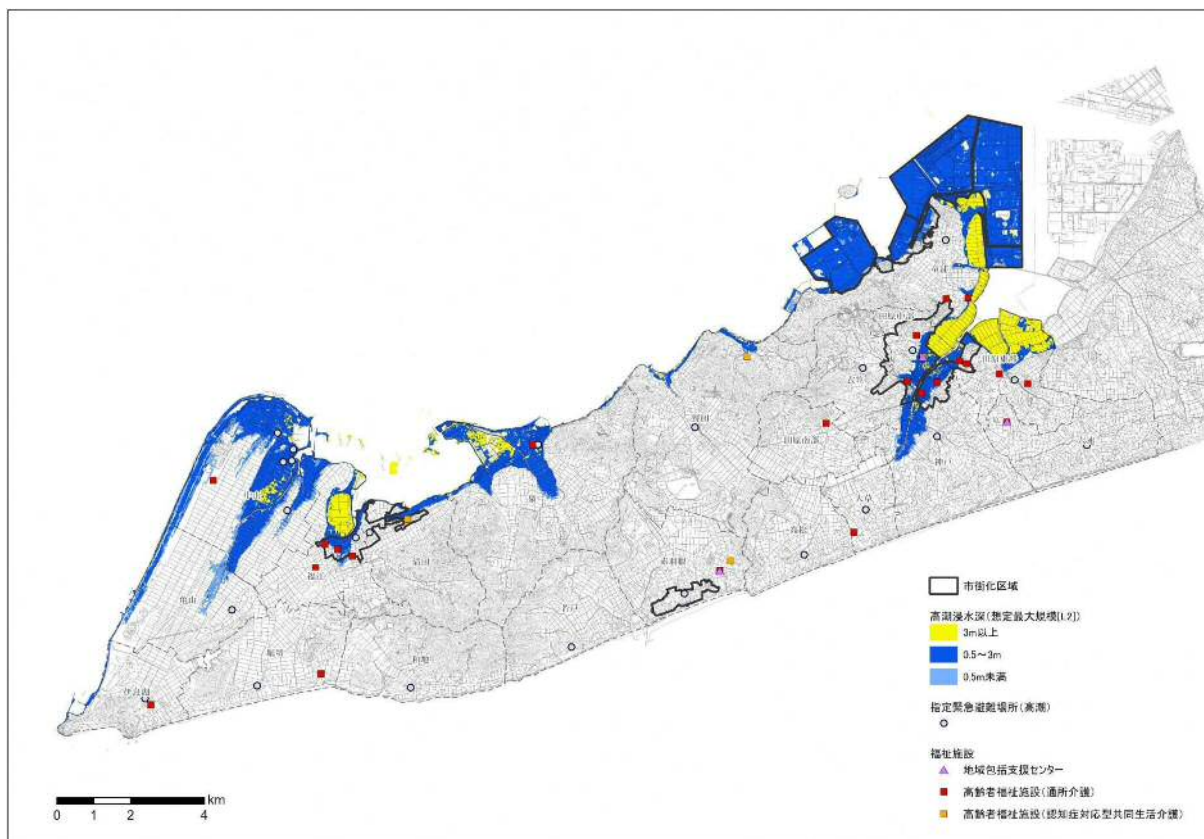


図 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設

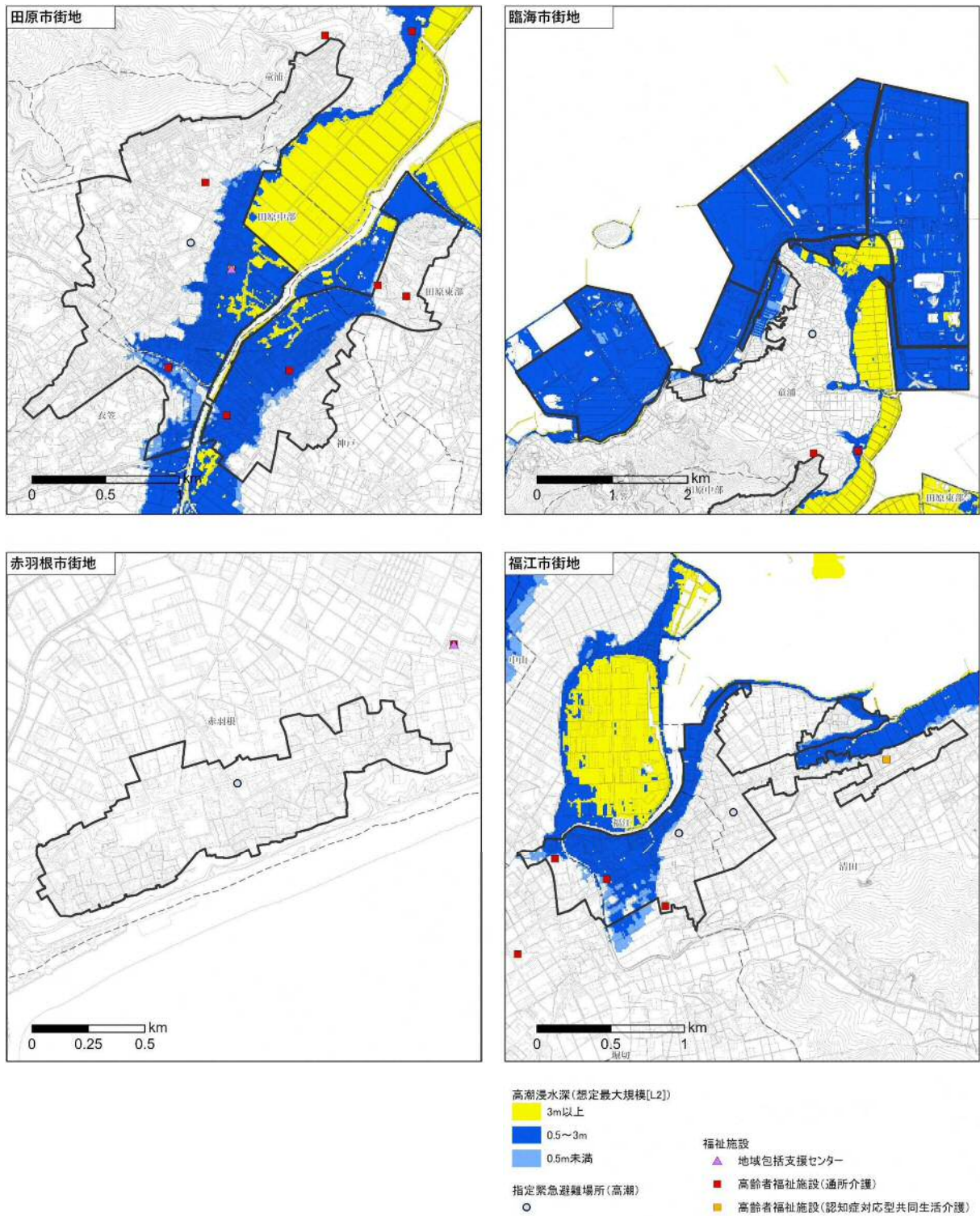


図 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

オ 津波浸水深×指定緊急避難場所・福祉施設

緊急避難場所(地震避難所)で浸水深2m以上が想定される施設はありません。

福祉施設で浸水深2m以上が想定されている施設はありませんが、浸水深0.3~2mが想定されている施設は、泉地区で1か所あり、浸水深0.3m未満が想定されている施設は、神戸地区で1か所、田原中部地区で1か所、堀切地区で1か所あります。

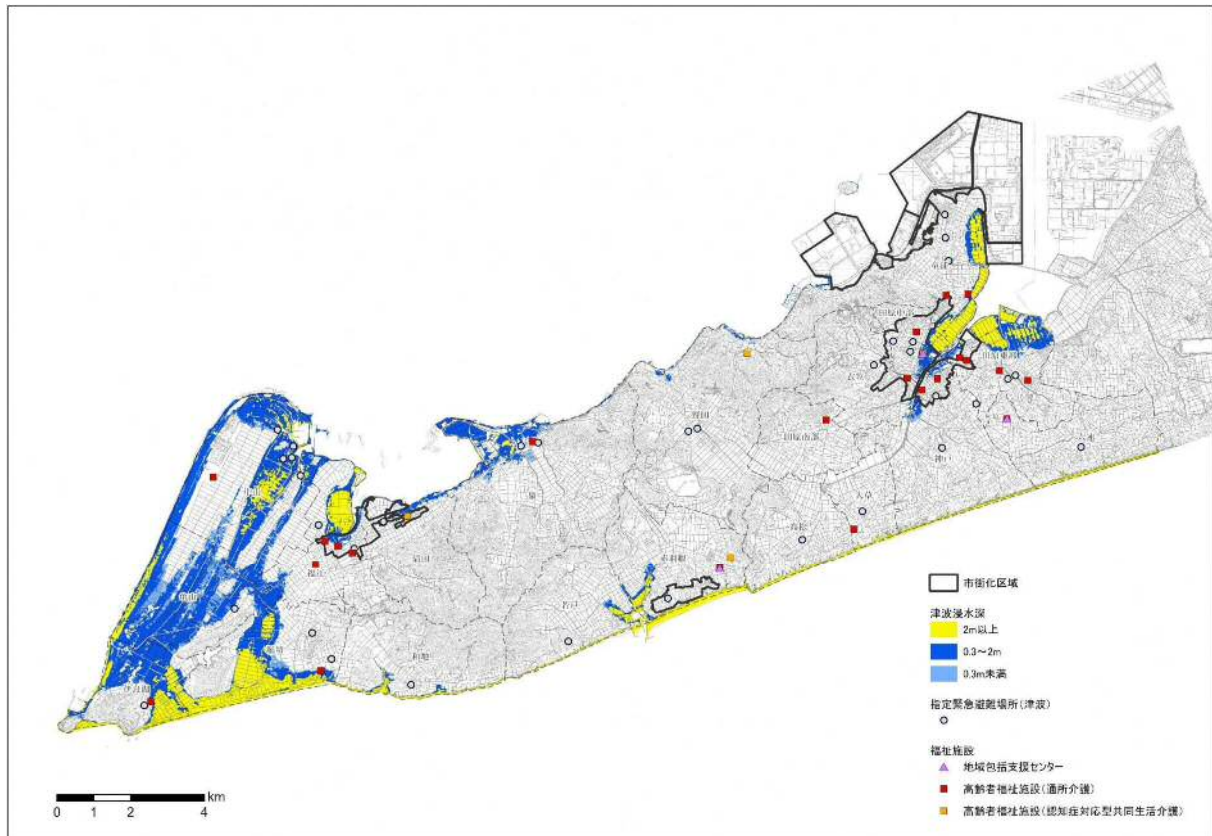


図 津波浸水深と指定緊急避難場所・福祉施設

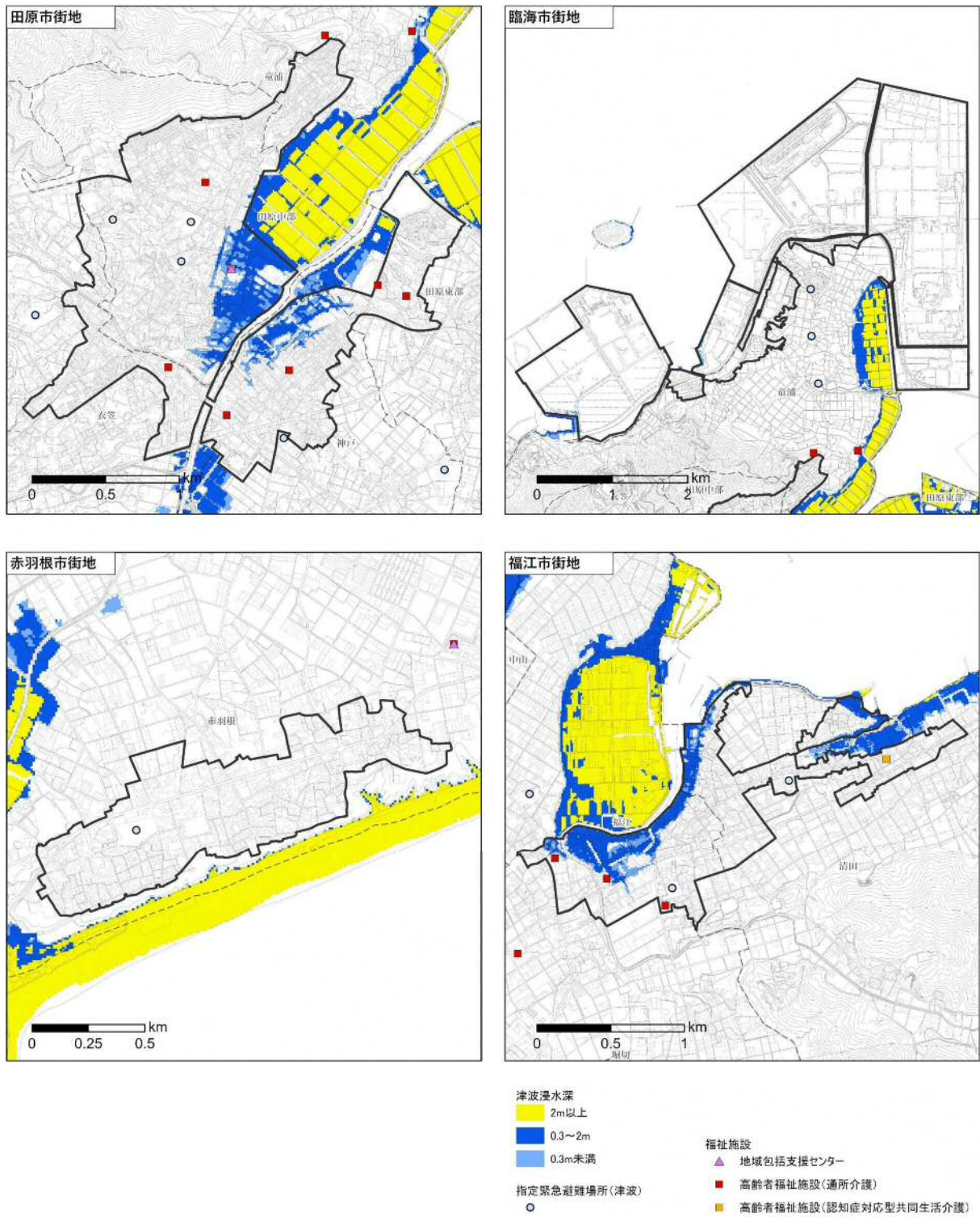


図 津波浸水深と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

カ 土砂災害×指定緊急避難場所・福祉施設

緊急避難場所(風水害避難所)で土砂災害による被害のおそれがある施設は、野田地区に1か所あります。
(土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)内の施設)

福祉施設で土砂災害による被害のおそれがある施設はありません。

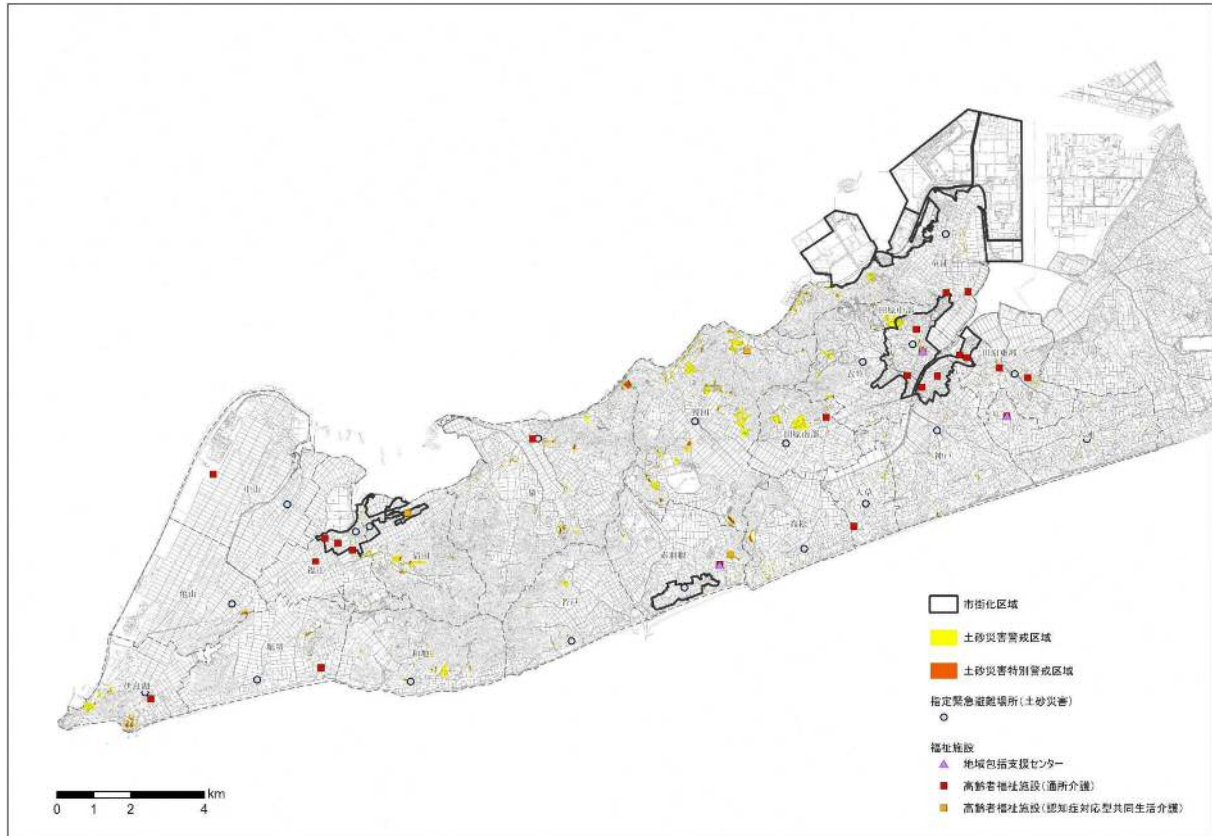


図 土砂災害(特別)警戒区域と指定緊急避難場所・福祉施設

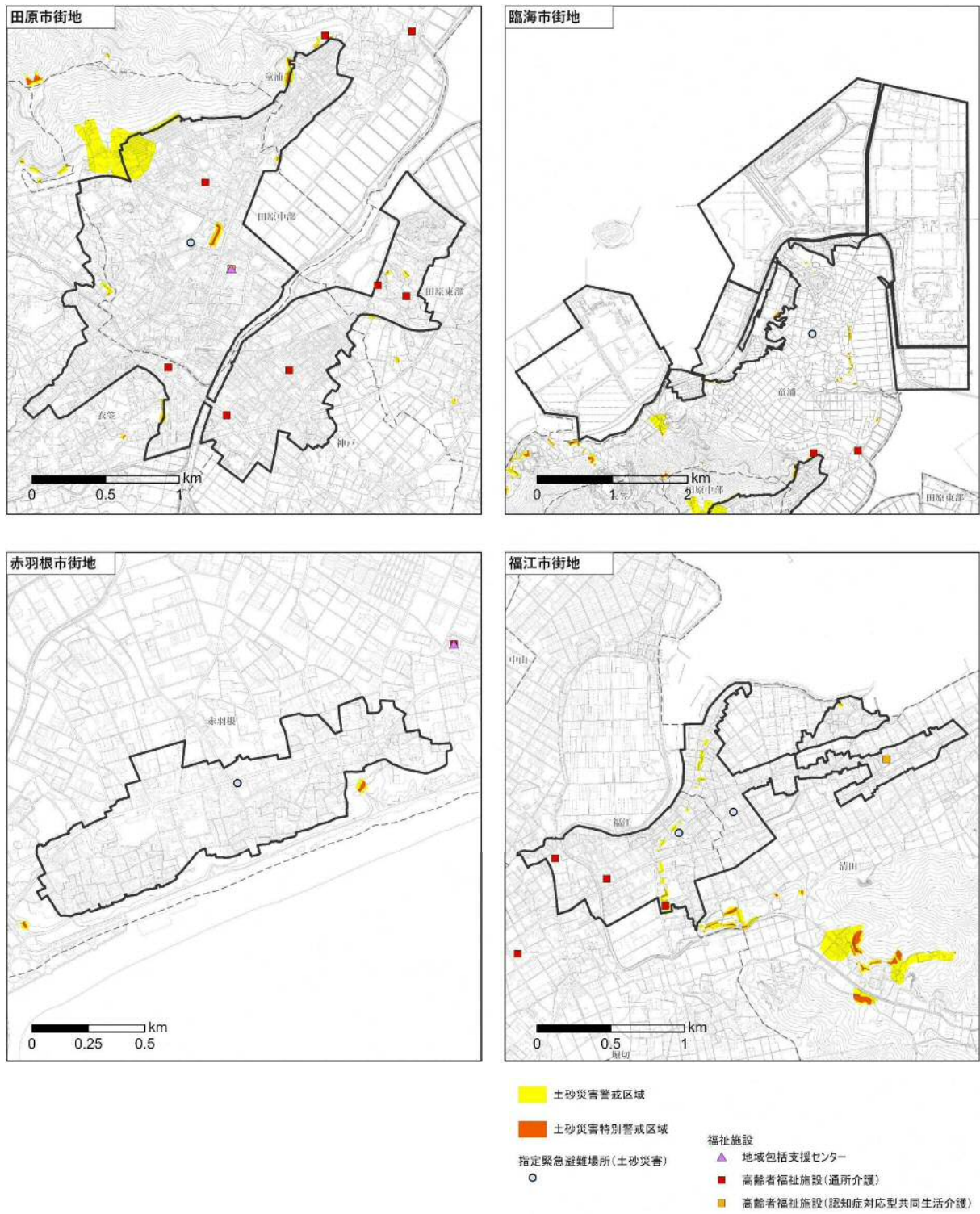
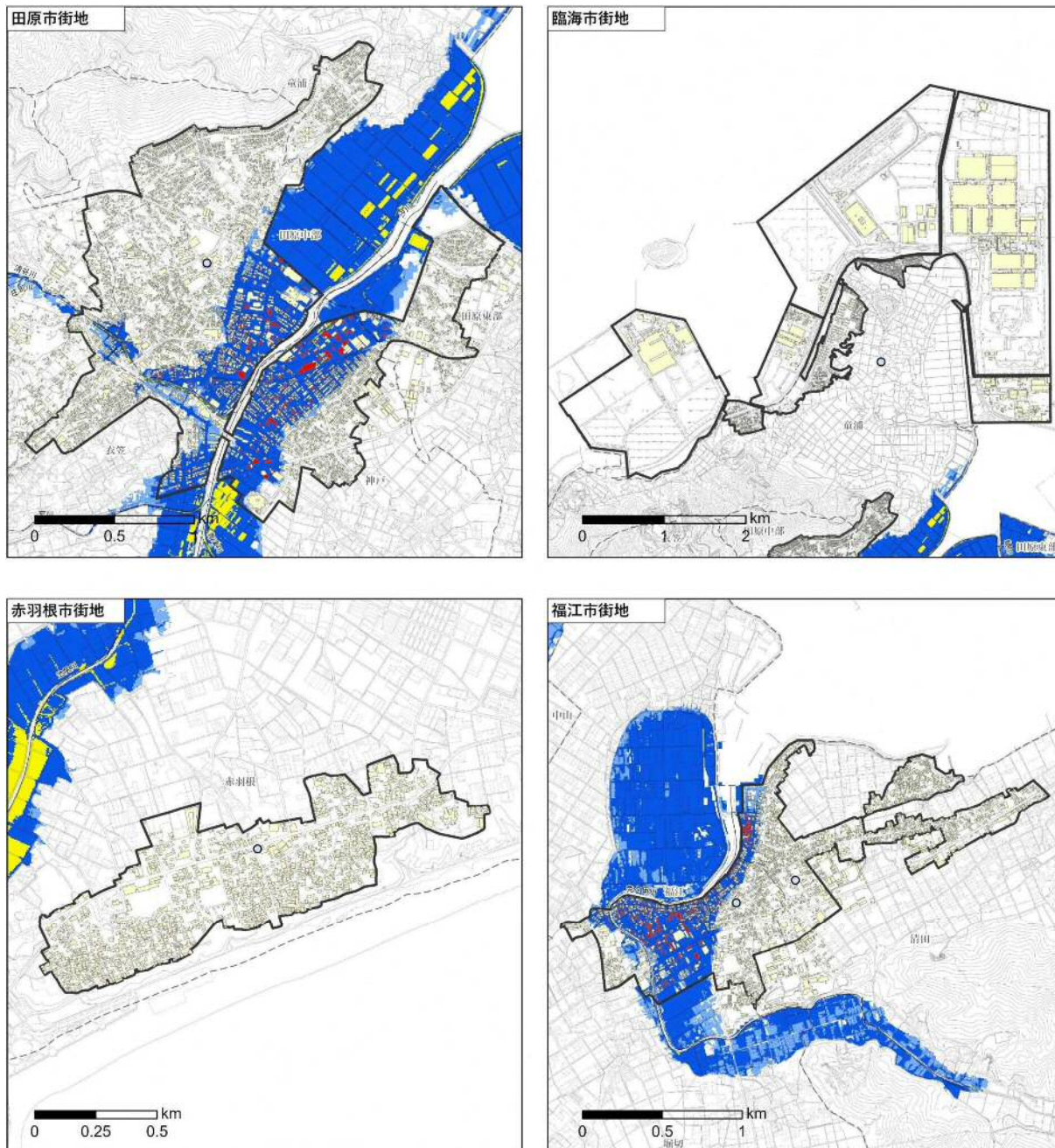


図 土砂災害(特別)警戒区域と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

④垂直避難することが出来るか

ア 洪水 浸水深(想定最大規模[L2])×建物

田原市街地及び福江市街地では、床上浸水のおそれがある浸水深0.5m以上の想定区域に、1階建ての建物が多く存在します。



市街地	避難リスクの高い 建物割合(延床面積)
田原	4.5%
臨海	0.0%
赤羽根	0.0%
福江	8.2%

洪水浸水深(想定最大規模[L2])
 3m以上
 0.5~3m
 0.5m未満
 指定緊急避難場所(洪水)
 ○

市街化区域
 浸水深0.5m以上での1階建物

図 洪水浸水深(想定最大規模[L2])と建物階数

イ 洪水 浸水深（想定最大規模 [L2]）×建物×指定緊急避難場所

田原市街地では、洪水浸水(想定最大規模[L2])が生じた際に、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の居住者は約350人と想定され、汐川右岸が最も多く、指定緊急避難場所までの距離が約2km以上となる範囲があります。

福江市街地では、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の居住者は約200人と想定され、免々田川右岸が多くなっていますが、指定緊急避難場所に近接しています。

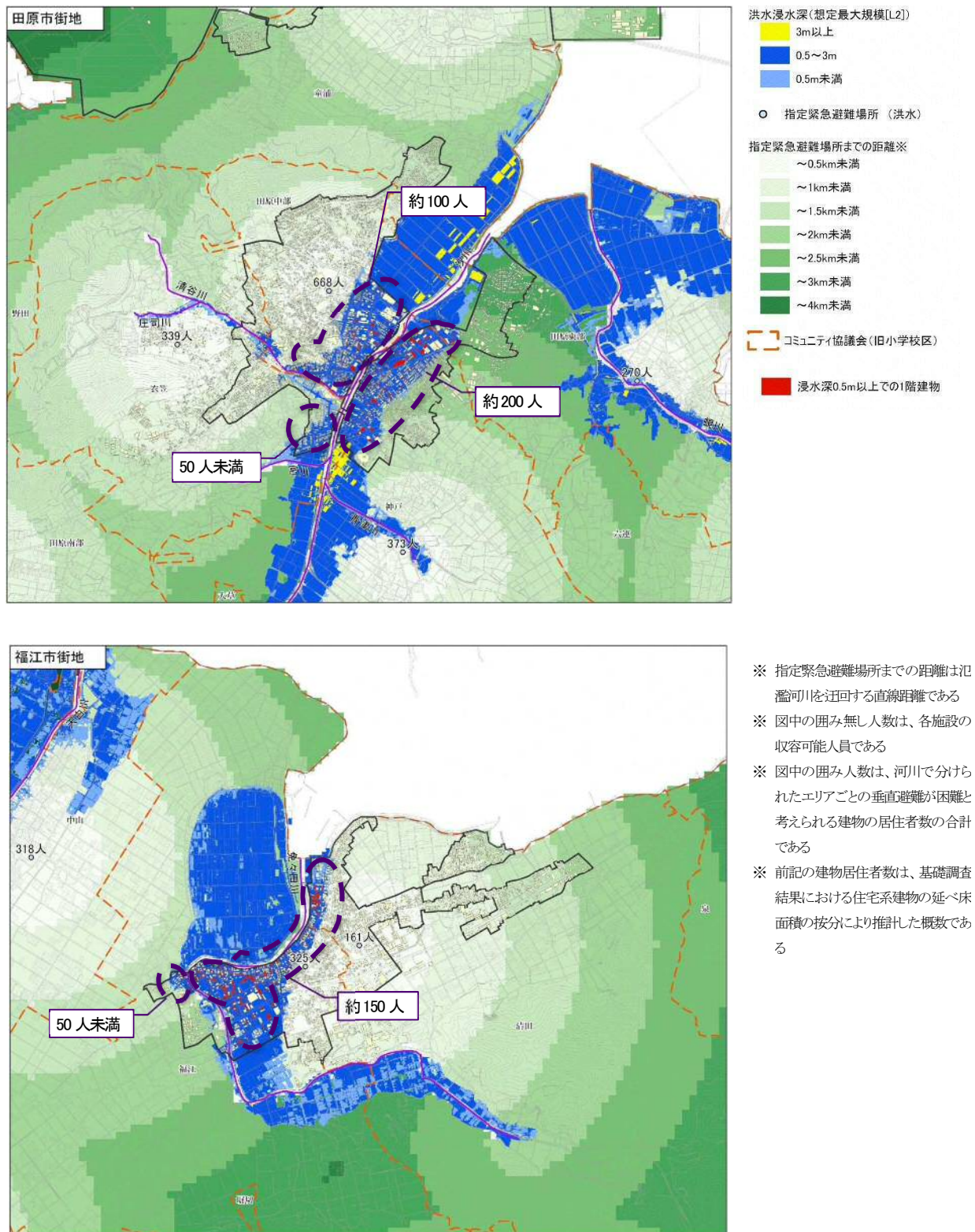


図 洪水浸水深(想定最大規模[L2])、建物階数、指定緊急避難場所(田原市街地、福江市街地)

ウ 洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模 [L2]）×建物

田原市街地及び福江市街地では、家屋倒壊等氾濫想定区域に建物が存在し、家屋流出等のおそれがあります。



市街地	避難リスクの高い 建物割合(延床面積)
田原	2.6%
臨海	0.0%
赤羽根	0.0%
福江	4.7%



図 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])と建物立地

エ 高潮 浸水深（想定最大規模 [L2]）×建物

田原市街地、臨海市街地及び福江市街地では、床上浸水のおそれがある浸水深0.5m以上での1階建ての建物及び2階部分が浸水する可能性が高まる浸水深3m以上での2階建ての建物が存在します。

このうち約2割の建物が臨海市街地に存在し、このほとんどは工場又は運輸倉庫です。

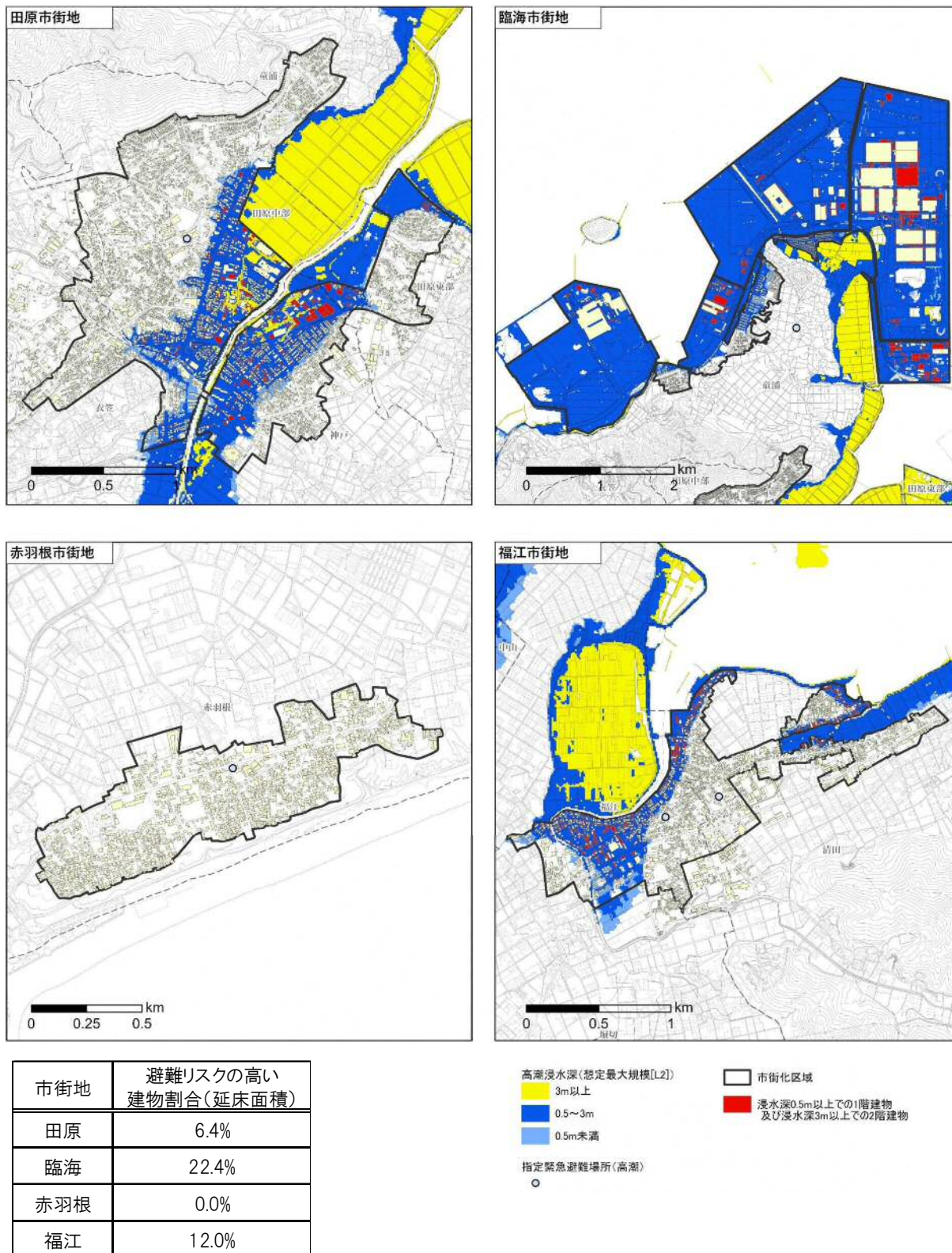


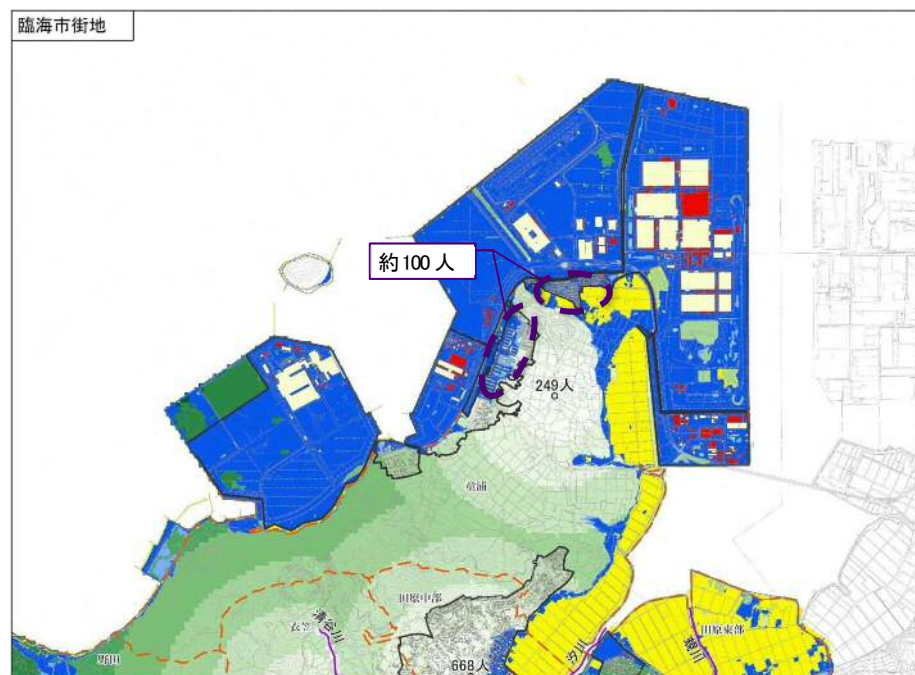
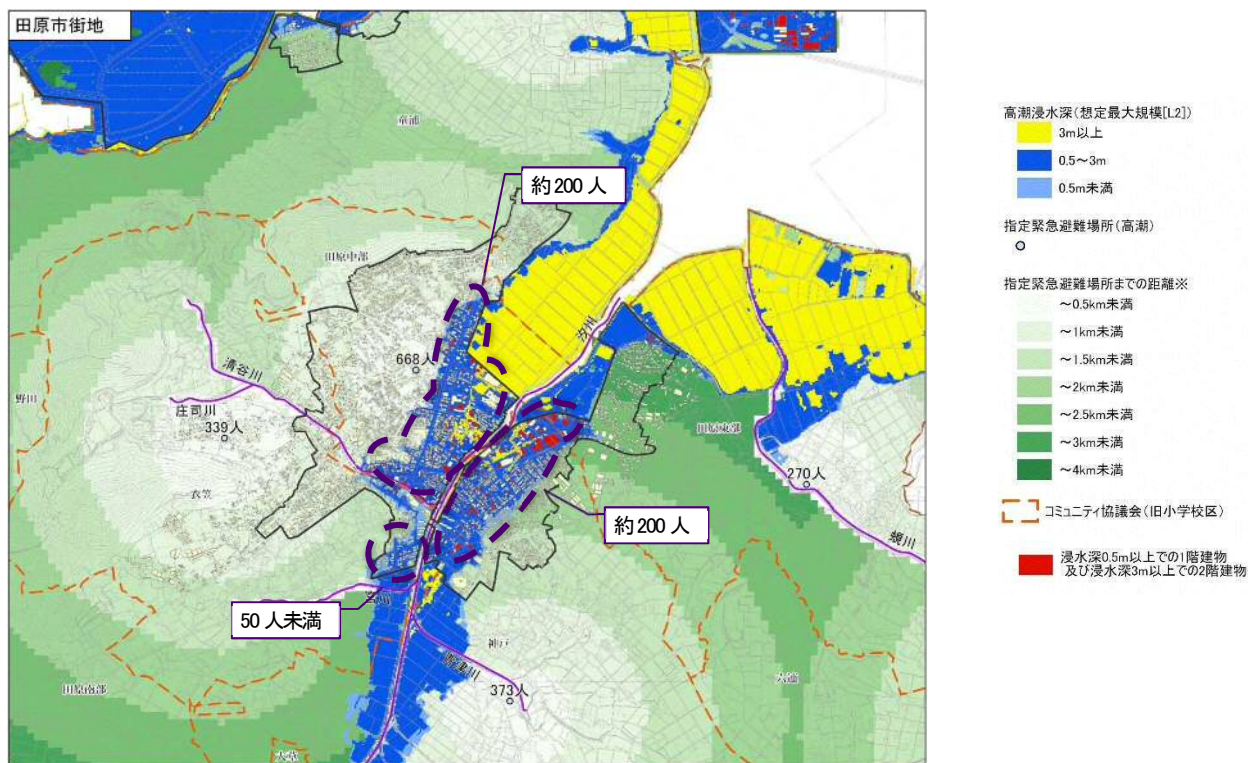
図 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と建物階数

オ 高潮 浸水深 (想定最大規模 [L2]) ×建物×指定緊急避難場所

田原市街地では、高潮浸水(想定最大規模[L2])が生じた際に、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の居住者は約450人と想定され、汐川の両岸がそれぞれ多く、左岸では指定緊急避難場所に近接していますが、右岸では指定緊急避難場所までの距離が約2km以上となる範囲があります。

臨海市街地では、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の居住者は約100人と想定されますが、指定緊急避難場所に近接しています。

福江市街地では、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の居住者は約350人と想定され、免々田川右岸が多くなっていますが、指定緊急避難場所に近接しています。



- ※ 指定緊急避難場所までの距離は氾濫河川を迂回する直線距離である
- ※ 図中の囲み無し人数は、各施設の収容可能人員である
- ※ 図中の囲み人数は、河川で分けられたエリアごとの垂直避難が困難と考えられる建物の居住者数の合計である
- ※ 前記の建物居住者数は、基礎調査結果における住宅系建物の延べ床面積の按分により推計した概数である

図 高潮浸水深(想定最大規模[L2])、建物階数、指定緊急避難場所(田原市街地、臨海市街地)

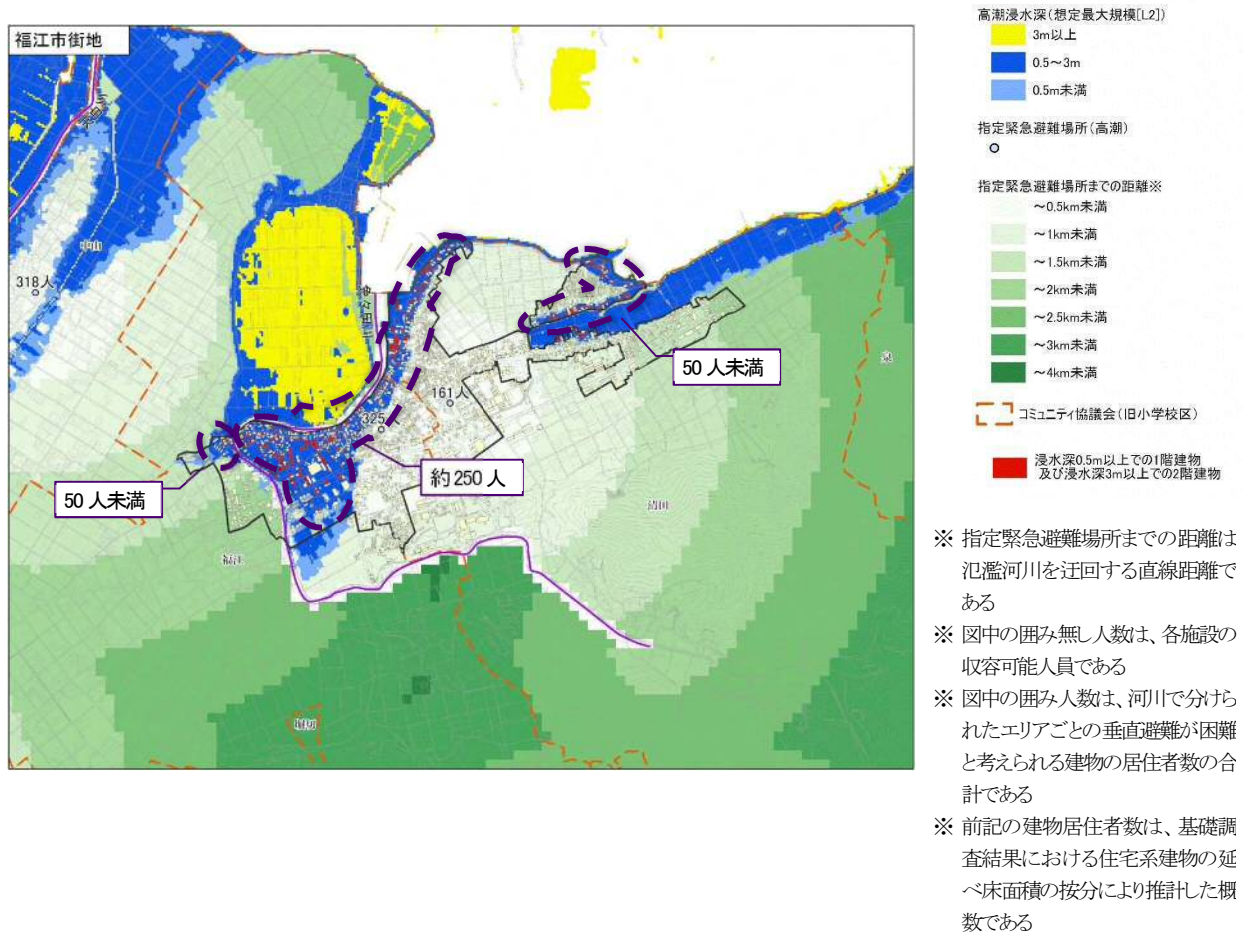


図 高潮浸水深(想定最大規模[L2])、建物階数、指定緊急避難場所(福江市街地)

カ 津波浸水深×建物

田原市街地及び福江市街地では、人的被害が生じ始める浸水深0.3m以上(～2m)の想定区域で1階建ての建物が存在しています。

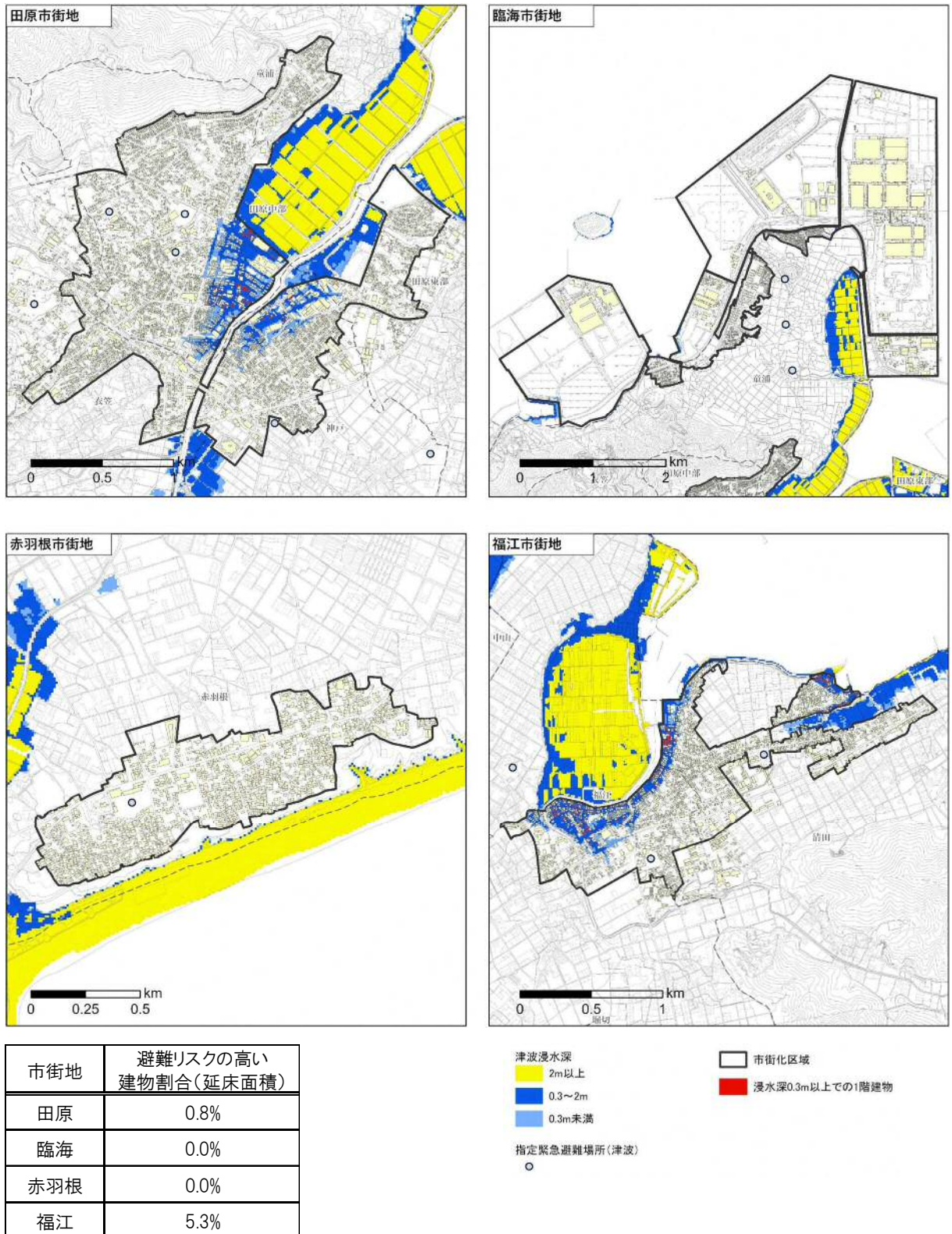
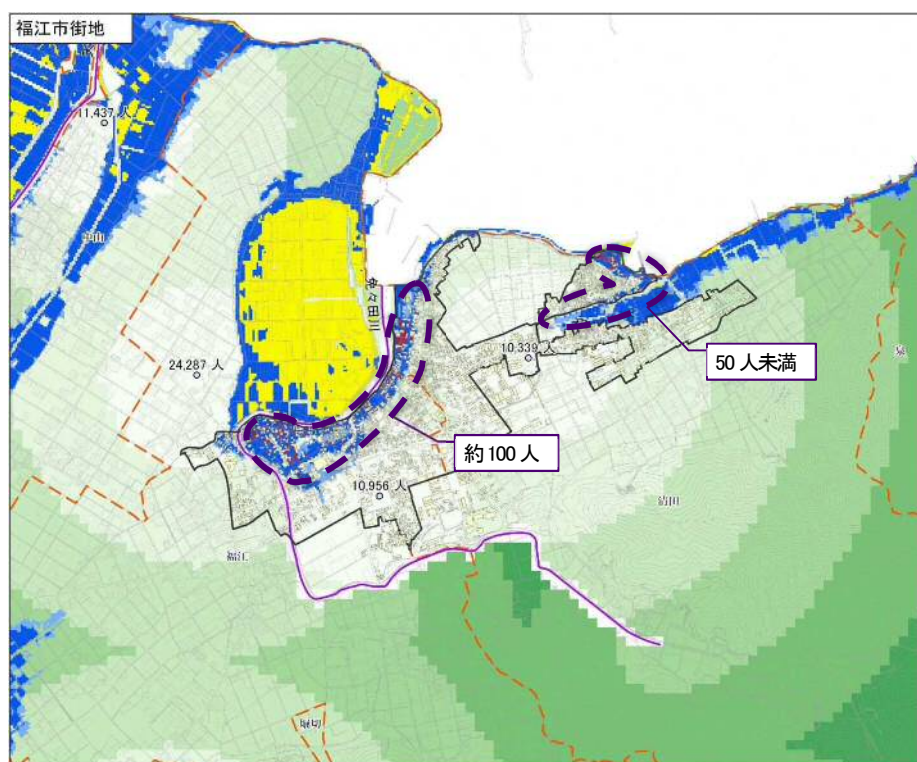
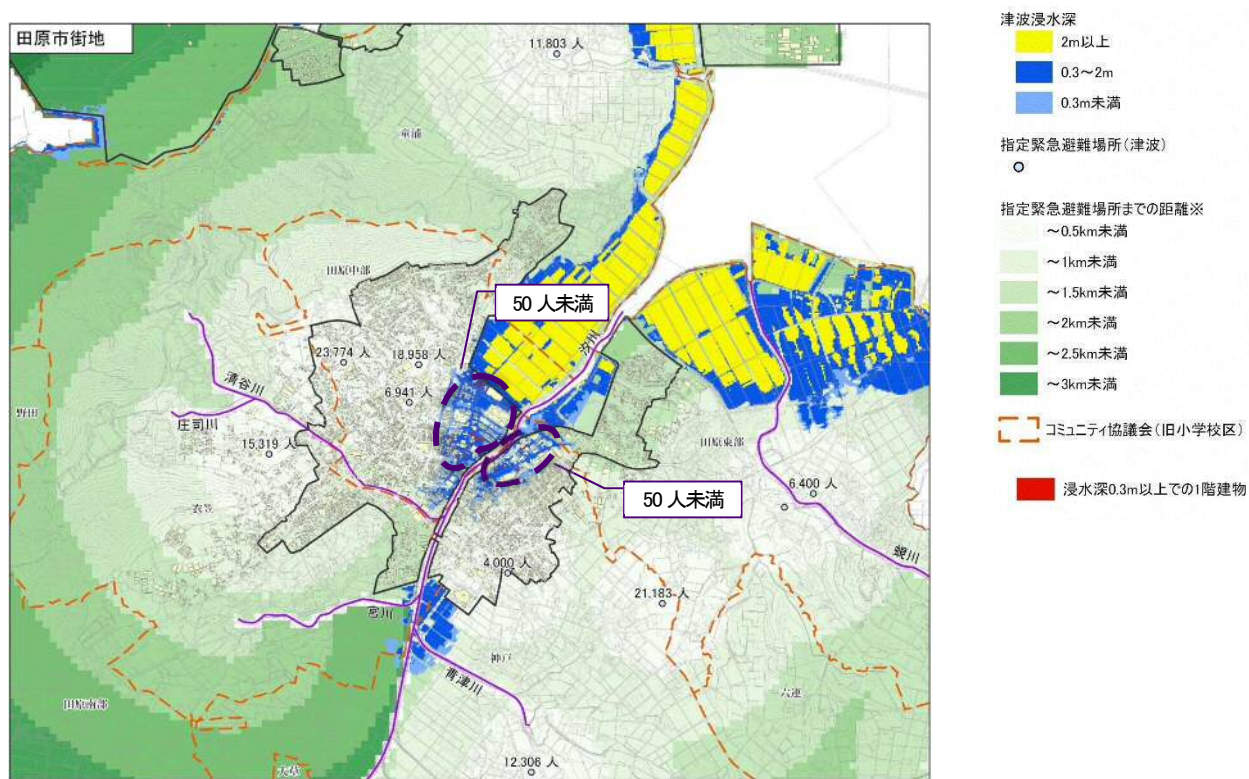


図 津波浸水深と建物階数

キ 津波 浸水深×建物×指定緊急避難場所

田原市街地では、津波浸水が生じた際に、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の居住者は約100人が想定されますが、指定緊急避難場所に近接しています。

福江市街地では、建物内での垂直避難が困難であると考えられる建物の居住者は約150人と想定され、免々田川右岸が多くなっていますが、指定緊急避難場所に近接しています。



- ※ 指定緊急避難場所までの距離は、氾濫河川を迂回する直線距離である
- ※ 図中の囲み無し人数は、各施設の収容可能人員である
- ※ 図中の囲み人数は、河川で分けられたエリアごとの垂直避難が困難と考えられる建物の居住者数の合計である
- ※ 前記の建物居住者数は、基礎調査結果における住宅系建物の延べ床面積の按分により推計した概数である

図 津波浸水深、建物階数、指定緊急避難場所(田原市街地、福江市街地)

4 課題の整理

前項目の災害リスクの分析結果を踏まえて課題をまとめると、下記の通りとなります。

(1) 洪水における主な課題

①想定最大規模 [L2]

- ・ 田原市街地と福江市街地では、概ね浸水深1～2m(田原市街地の道路や駐車場等の地盤が低い箇所は2～3m)の浸水被害が生じるおそれのある箇所があります。
- ・ 福江市街地では、12～24時間の浸水(0.5m以上)が継続するおそれのある箇所があります。
- ・ 河川隣接地では、河岸侵食による家屋倒壊のおそれのある箇所があります。
- ・ 市街化調整区域では、住宅地等において河川付近で概ね浸水深3m未満の被害が生じるおそれのある箇所があります。(田原東部地区、野田地区、高松地区、中山地区、泉地区)
- ・ 福江市街地や泉地区では、災害時要援護者の割合が高く、特に泉地区では、将来的に災害時要援護者の割合が50%以上に増加することが推計される箇所があります。
- ・ 緊急避難場所(風水害避難所)で浸水深0.5～3mが想定されている施設が泉地区に1か所あります。
- ・ 福祉施設で浸水深0.5～3mが想定されている施設が神戸地区、田原東部地区及び田原中部地区でそれぞれ1か所あり、浸水深0.5m未満が想定されている施設が泉地区で1か所あります。
- ・ 緊急避難場所(風水害避難所)で12時間未満の浸水継続が想定されている施設が泉地区に1か所あります。
- ・ 福祉施設で12時間未満の浸水継続が想定されている施設が田原東部地区、田原中部地区、泉地区でそれぞれ1か所あります。
- ・ 田原市街地と福江市街地では、床上浸水のおそれがある浸水深0.5m以上の想定区域に、垂直避難が困難な1階建ての建物が多く存在します。
- ・ 田原市街地では、浸水時に緊急避難場所までの距離が2km以上となる箇所があります。

②計画規模 [L1]

- ・ 田原市街地では、概ね浸水深0.5m未満(道路や駐車場等の地盤が低い箇所0.5～1m)、福江市街地では、概ね浸水深1m未満の浸水被害が生じるおそれのある箇所があります。
- ・ 市街化調整区域では、住宅地等において河川付近で概ね浸水深3m未満の被害が生じるおそれのある箇所があります。(田原東部地区)

(2) 高潮における主な課題

①想定最大規模 [L2]

- ・ 田原市街地と臨海市街地の工業専用地域では、概ね浸水深3m未満(田原市街地の道路や駐車場等の地盤が低い箇所は3～5m)、臨海市街地の住宅地及び福江市街地では、概ね浸水深2m未満の高潮被害が生じるおそれのある箇所があります。
- ・ 市街化調整区域では、住宅地等において三河湾沿岸部で浸水深3m未満の高潮被害が生じるおそれのある地区があります。(野田地区、中山地区、泉地区)
- ・ 福江市街地や野田地区、中山地区、泉地区では、災害時要援護者の割合が高く、特に福江市街地の一部と中山地区、泉地区では、将来的に災害時要援護者の割合が50%以上に増加することが推計される箇所があります。
- ・ 緊急避難場所(風水害避難所)で浸水深0.5～3mが想定されている施設が泉地区に1か所あります。
- ・ 福祉施設で浸水深0.5～3mが想定されている施設が神戸地区、田原中部地区、泉地区でそれぞれ1

か所あり、浸水深0.5m未満が想定されている施設が中山地区で1か所あります。

- ・ 田原市街地、臨海市街地及び福江市街地では、床上浸水のおそれがある浸水深0.5m以上での1階建ての建物及び2階部分が浸水する可能性が高まる浸水深3m以上での2階建ての建物が存在します。
- ・ 田原市街地では、浸水時に緊急避難場所までの距離が2km以上となる箇所があります。

②過去最大規模 [L1]

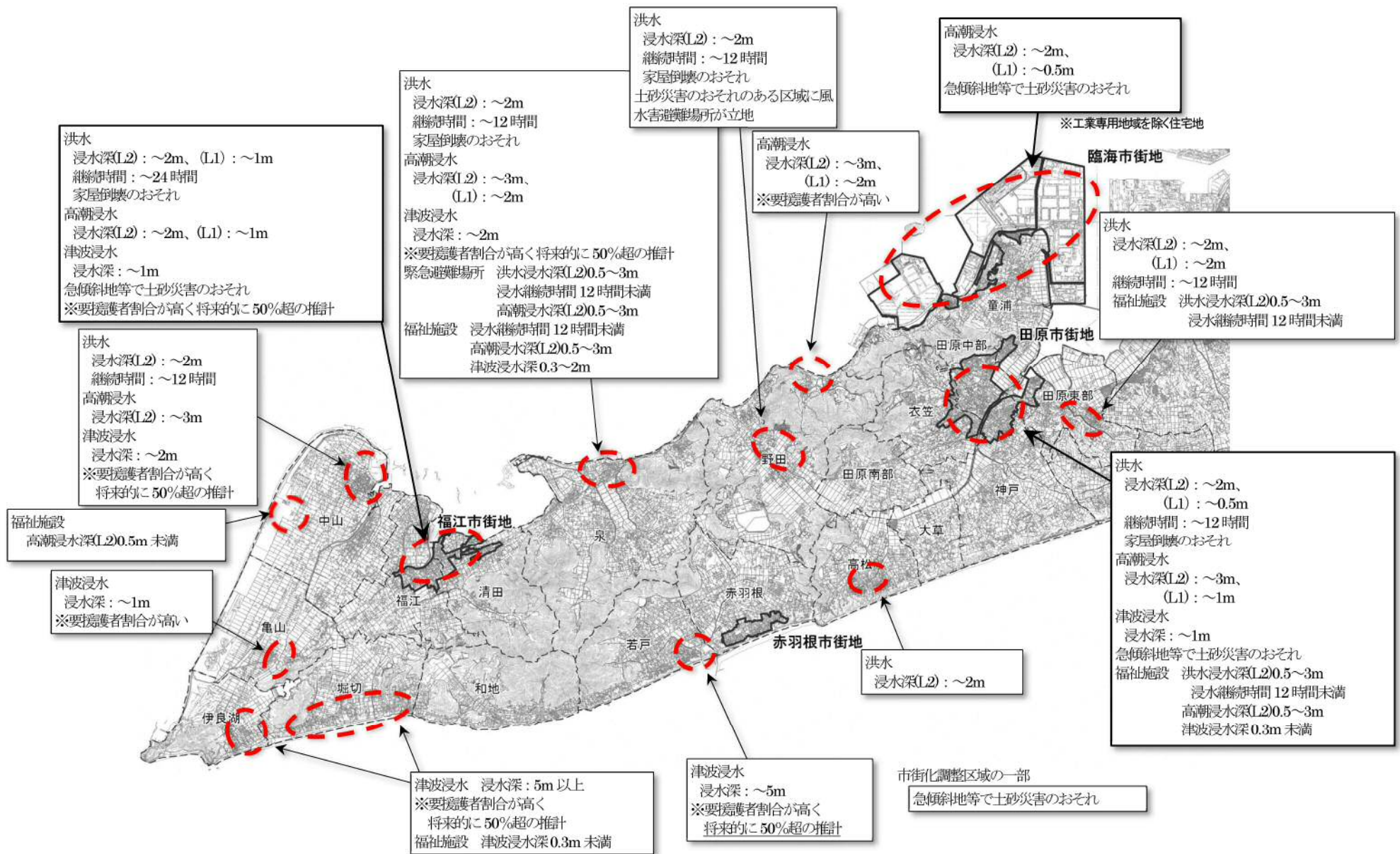
- ・ 田原市街地と福江市街地では、概ね浸水深1m未満(田原市街地の道路や駐車場等の地盤が低い箇所は1~2m)の高潮被害が生じるおそれのある箇所があります。臨海市街地では、工業専用地域で概ね2m未満、住宅地では概ね浸水深0.5m未満の高潮被害が生じるおそれのある箇所があります。
- ・ 市街化調整区域では、住宅地等がある三河湾沿岸部において、概ね浸水深2m未満の高潮被害が生じるおそれのある地区があります。(野田地区、泉地区)

(3) 津波における主な課題

- ・ 田原市街地と福江市街地では、概ね浸水深1m未満の津波被害が生じるおそれのある箇所があります。
- ・ 市街化調整区域の住宅地等がある沿岸部において、太平洋沿岸部の地区では浸水深5m以上、三河湾沿岸部の地区では概ね浸水深2m未満の津波被害が生じるおそれのある箇所があります。(若戸地区、堀切地区、伊良湖地区、亀山地区、中山地区、泉地区)
- ・ 福江市街地や若戸地区、堀切地区、伊良湖地区、中山地区、亀山地区、泉地区では災害時要援護者の割合が高く、将来的に災害時要援護者の割合が50%を超える推計となっています。
- ・ 福祉施設で浸水深0.3~2mが想定されている施設が泉地区で1か所あり、浸水深0.3m未満が想定されている施設が神戸地区、田原中部地区及び堀切地区でそれぞれ1か所あります。
- ・ 田原市街地と福江市街地では、人的被害が生じ始める浸水深0.3m以上(~2m)の想定区域で1階建ての建物が存在します。

(4) 土砂災害における主な課題

- ・ 田原市街地、臨海市街地及び福江市街地では、急傾斜地の崩壊等による土砂災害のおそれのある区域があります。
- ・ 市街化調整区域では、急傾斜地の崩壊等による土砂災害のおそれのある区域があります。(田原南部地区、野田地区、和地地区、伊良湖地区、清田地区)
- ・ 野田地区では、急傾斜地の崩壊による土砂災害のおそれのある区域に緊急避難場所(風水害避難所)が1施設立地しています。



この図は主な居住地における災害リスクの状況を示したもので、
図で示した箇所以外でも災害による被害が生じるおそれがあります。

※ L2: 想定最大規模
L1: 計画規模 (洪水)、過去最大規模 (高潮)

第3章 防災・減災対策

1 対策の取組方針

居住誘導区域の設定方針を踏まえた上で、市街化調整区域を含め市域で実施する防災・減災対策の取組方針を以下に示します。防災・減災対策は、災害発生時に被害が生じないようにする「災害リスクの回避」と、災害発生時に被害を軽減・防止するための「災害リスクの低減」に分類します。また、「災害リスクの低減」対策は、施設整備などによる「ハード対策」と避難体制の整備など「ソフト対策」に分類して取組を進めます。

分類		対策	
災害リスクの回避		<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住誘導区域からの除外 ・ 居住誘導区域外での届出制度による居住誘導 ・ 災害リスク情報の積極的提供による居住誘導 	
災害リスクの低減	ハード対策	風水害による災害被害の低減に向けた施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川・海岸・水路の整備、耐震化等の推進 ・ 水閘門の耐震化 ・ 雨水ポンプ場等の機能強化 ・ 河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等 ・ 公共埠頭の機能強化 ・ 田原市公共下水道事業全体計画の見直し(内水対策を含む)
		避難経路の確保と復旧・復興に向けた施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域幹線道路網の整備促進 ・ 幹線道路の整備 ・ 道路の災害対策の推進 ・ 避難路等の整備(市道) ・ 緊急輸送道路(橋梁)の耐震化の推進 ・ 橋梁等の長寿命化対策の実施
	ソフト対策	ハザードの認知向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災マップ、防災・減災お役立ちガイドブック等の周知 ・ ハザードマップの周知 ・ ハザードマップ(内水)の作成 ・ 市政ほーもん講座によるハザード情報の周知 ・ 田原市地図情報サービス「たはらeマップ」等のデジタルデータを活用したハザード情報の周知
		避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との合同訓練の実施 ・ 情報伝達手段の多重化・多様化の推進 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域における避難指示等の設定 ・ 津波避難看板等の設置

分類		対策	
災害リスクの低減	ソフト対策	自助・共助力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災リーダー研修の充実 ・ 一斉防災訓練への参加促進 ・ 防災教育の推進 ・ 子ども防災教室の実施 ・ 家庭内備蓄の周知・啓発 ・ 自主防災会の充実・強化と災害対応力の強化 ・ 地域コミュニティ力の強化 ・ 地域と協働で実施する防災学習プログラムの推進 ・ 要配慮者支援体制及び避難体制の整備 ・ 事前復興、体制づくりの推進

2 対策の内容

(1) リスク回避

・居住誘導区域からの除外

土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域が指定されている区域は、居住誘導区域から除外します。

・居住誘導区域外での届出制度による居住誘導

災害リスクを考慮して、居住誘導区域を指定しない範囲において法に基づく届出制度を活用し居住を誘導します。届出があった際には、想定される災害リスクの内容を情報提供するとともに、適切な避難行動の理解促進を図ります。

・災害リスク情報の積極的提供による居住誘導

土地利用規制情報を提供する際に、あわせて災害リスク情報の確認を促すことにより、災害リスクを認識した上での居住を誘導します。

(2) リスク低減（ハード）

①風水害による災害被害の低減に向けた施設整備

・河川・海岸・水路の整備、耐震化等の推進

津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化を推進します。また、老朽化した堤防の粘り強い構造への強化等を推進します。

・水閘門の耐震化

河川・海岸にある水閘門が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進します。

・**雨水ポンプ場等の機能強化**

市街化区域内の雨水ポンプ場等における非常用電源の確保や耐震補強などを実施します。また、地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水機場の耐震化、農業用排水路の整備を推進します。

・**河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等**

津波の到達時間が短い地域における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進します。

・**公共埠頭の機能強化**

地震後も健全な状態を維持できるよう、田原2号岸壁(耐震強化岸壁)の機能強化を推進します。

・**田原市公共下水道事業全体計画の見直し(内水対策を含む)**

内水対策を含む公共下水道事業全体計画を見直し、浸水被害の低減に資する施設整備を推進します。

②**避難経路の確保と復旧・復興に向けた施設整備**

・**広域幹線道路網の整備促進**

東西物流の輸送力の強化並びに災害時の相互補完ルートとして浜松湖西豊橋道路、渥美半島道路、三遠伊勢連絡道路、三河湾口道路の整備を促進します。

災害時の復旧・復興ルートとしての機能に加え、地域産業を支える物流ルート、観光・地域間交流としての「東三河1時間交通圏」の確立を目指し、渥美半島縦貫道路等の広域幹線道路網の整備を促進します。

・**幹線道路の整備**

災害時の復旧・復興ルートとして機能する、国道259号、国道42号、主要地方道豊橋渥美線等において、既存道路の改良、整備を促進します。

緊急輸送道路の代替的な役割が期待される県道城下田原線の未整備区間について整備を促進します。

・**道路の災害対策の推進**

緊急輸送道路への接続道路等の災害対策を推進します。

・**避難路等の整備(市道)**

避難路として活用が想定されている道路の拡幅・改良等を推進します。

・**緊急輸送道路(橋梁)の耐震化の推進**

緊急輸送道路における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進します。

・**橋梁等の長寿命化対策の実施**

「愛知県橋梁長寿命化修繕計画」及び「田原市個別施設維持管理計画」に基づき、橋梁等の点検、修繕等を計画的に実施します。

(3) リスク低減（ソフト）

①ハザードの認知向上

・防災マップ、防災・減災お役立ちガイドブック等の周知

防災マップ(外国語版含む)、防災・減災お役立ちガイドブック等の周知・啓発を行います。また、地区地震・津波避難マップの周知・啓発を行います。

・ハザードマップの周知

内水については、愛知県から公表された洪水浸水想定区域図に基づき作成したハザードマップ(家屋倒壊等氾濫想定区域を含む)の周知・啓発を行うとともに、高潮については、愛知県から公表された高潮浸水想定に基づきハザードマップの周知・啓発を行います。

・ハザードマップの作成(内水)

想定最大規模降雨により排水施設に雨水を排除できなかった場合等に浸水が想定される雨水出水浸水想定区域を指定(内水浸水想定区域図を作成)し、それに基づき内水ハザードマップを作成して周知・啓発を行います。

・市政ほーもん講座によるハザード情報の周知

居住地における災害リスクや、避難(家屋倒壊等氾濫想定区域及びその周辺における垂直避難不可の説明含む)について、市政ほーもん講座を活用して積極的に市民周知・啓発を行います。

・田原市地図情報サービス「たはらeマップ」等のデジタルを活用したハザード情報の周知

居住地における災害リスク(家屋倒壊等氾濫想定区域を含む)について、田原市地図情報サービス「たはらeマップ」や愛知県統合型地理情報システム「マップあいち」等のデジタルデータを活用して積極的に市民周知・啓発を行います。

②避難体制の整備

・関係機関との合同訓練の実施

関係機関と合同訓練、情報交換及び意見交換等を実施します。

・情報伝達手段の多重化・多様化の推進

必要な情報を確実に収集し、市民に伝達するため、情報伝達手段の多重化・多様化に向けた整備を行います。

・家屋倒壊等氾濫想定区域及びその周辺における避難指示等の設定

L2相当の洪水が想定された際に、家屋倒壊等氾濫想定区域及びその周辺に対して、垂直避難を避けて、区域及びその周辺すべての住民が指定緊急避難場所等へ避難する避難指示の設定を行います。

・津波避難看板等の設置

避難困難地域や海岸沿いの観光地について、避難看板や海拔標示板等を整備します。

③自助・共助力の強化

・防災リーダー研修の充実

地域防災力を強化させるため、自主防災会への研修や防災訓練・学習などを充実・強化します。

・一斉防災訓練への参加促進

大規模災害時に自らの判断で避難行動がとれるよう、自主防災会一斉防災訓練への園児・児童・生徒及び外国人の参加を促進します。

・防災教育の推進

自助・共助を考えるきっかけとなる市政ほーもん講座、防災カレッジ等による防災教育を推進します。

・子ども防災教室の実施

小学生を対象に、AR体験・講話等により地震・津波に対する知識を普及啓発します。

・家庭内備蓄の周知・啓発

妊産婦、粉ミルク・離乳食が必要な乳幼児、アレルギー児を持つ家庭などへの市民周知・啓発を推進します。

・自主防災会の充実・強化と災害対応力の強化

自主防災会の災害対応力を強化するため、研修や防災訓練・防災学習、組織・人材の充実・強化及び資機材の整備等を推進します。資機材等の整備については、自主防災施設等整備補助金事業等により支援します。

・地域コミュニティ力の強化

大規模災害への対応力を向上するため、地域コミュニティ活動の活性化を図るとともに、防災や防犯などに関する研修等を通じて、地域コミュニティ力を強化します。

・地域と協働で実施する防災学習プログラムの推進

地域全体で大規模災害への対応力を向上するため、防災学習プログラムを推進します。

・要配慮者支援体制及び避難体制の整備

必要な介護等の提供体制を確保し、被災状況により、広域的に支援要請を行うことができる体制を整えます。高齢者単身世帯や障がい者等が災害時にどのような避難行動をとればよいかについて、一人一人の状況に合わせて作成する要配慮者個別避難計画を策定します。

・事前復興、体制づくりの推進

県が実施する震災復興都市計画模擬訓練への参加や津波災害警戒区域における事前復興まちづくり模擬訓練の県との連携実施など、復興の体制づくりを推進します。

3 対策の実施主体と実施時期

防災・減災対策を計画的に進めるため、それぞれの対策の実施主体と実施時期を以下に示します。

対策内容	実施主体	実施時期			
		短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (20年超)	
災害リスクの回避					
居住誘導区域外での届出制度による居住誘導	市、市民	■	■	■	
災害リスク情報の積極的提供による居住誘導	市、市民	■	■	■	
災害リスクの低減					
ハード対策	風水害による災害被害の低減に向けた施設整備				
	河川・海岸・水路の整備、耐震化等の推進	市、県	■	■	■
	水閘門の耐震化	県	■	■	■
	雨水ポンプ場等の機能強化	市、県	■	■	■
	河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等	県	■	■	■
	公共埠頭の機能強化	県、国	■	■	■
	田原市公共下水道事業全体計画の見直し	市	見直し	整備推進	■
	避難経路の確保、復旧・復興に向けた施設整備				
	広域幹線道路網の整備促進	県、国	整備促進	■	■
	幹線道路の整備	県	■	■	■
	道路の災害対策の推進	市、県	■	■	■
	避難路等の整備(市道)	市	■	■	■
緊急輸送道路(橋梁)の耐震化の推進	市、県	■	■	■	
橋梁等の長寿命化対策の実施	市、県	■	■	■	
ソフト対策	ハザードの認知向上				
	防災マップ、防災・減災お役立ちガイドブック等の周知	市、市民	周知・啓発、更新	■	
	ハザードマップの周知	市、市民	周知・啓発、更新	■	
	ハザードマップの作成(内水)	市	■	■	
	市政ほーもん講座によるハザード情報の周知	市、市民	周知・啓発、更新	■	
	田原市地図情報サービス「たはらeマップ」等のデジタルデータを活用したハザード情報の周知	市、市民	更新	■	

第6部

対策内容		実施主体	実施時期			
			短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (20年超)	
(災害リスクの低減)	ソフト対策	避難体制の整備				
		関係機関との合同訓練の実施	市、県、国	▶	▶	▶
		情報伝達手段の多重化・多様化の推進	市、市民	▶		
		家屋倒壊等氾濫想定区域における避難指示等の設定	市、市民	▶	▶	▶
		津波避難看板等の設置	市	▶		
		自助・共助力の強化				
		防災リーダー研修の充実	市、市民	▶	▶	▶
		一斉防災訓練への参加促進	市、市民	▶	▶	▶
		防災教育の推進	市、市民	▶	▶	▶
		子ども防災教室の実施	市、市民	▶	▶	▶
		家庭内備蓄の周知・啓発	市、市民	▶	▶	▶
		自主防災会の充実・強化と災害対応力の強化	市、市民	▶	▶	▶
		地域コミュニティ力の強化	市、市民	▶	▶	▶
		地域と協働で実施する防災学習プログラムの推進	市、市民	▶	▶	▶
		要配慮者支援体制及び避難体制の整備	市、市民	▶	▶	▶
事前復興、体制づくりの推進	市、市民	▶	▶	▶		

第7部 計画の実現に向けて

第7部 計画の実現に向けて

第1章 誘導施策

第2部第2章で掲げた4つの「まちづくりの目標」を達成するためには、居住環境やまちの魅力向上、公共交通ネットワークの維持・充実等を図りながら居住及び都市機能の誘導を進める必要があります。

そのため、「まちづくりの目標」ごとに具体的な誘導施策を検討・実施して目標の達成に努め、最終的に、「都市の将来像」である『街と町をつなぎ 豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ』の実現を目指します。

また、以下に示す具体的な誘導施策以外の施策についても、計画期間内において随時検討・実施して計画の実現に努めます。

目標1：地域にふさわしい都市機能の配置・誘導による拠点づくり

官民連携による遊休不動産の活用やリノベーションなどにより新しい価値を創出し、まちなかにおける交流拠点等の形成を図ります。

■具体的な誘導施策

①都市再生整備計画事業による公共施設等の整備

- ・都市拠点（田原市街地）への親子交流施設の整備等

②低・未利用地を活用した賑わいの創出

- ・各拠点の都市機能誘導区域内に存在する公有地（低・未利用地）の利活用の検討・実施

③公有地における定期借地権制度の活用

- ・官民連携による定期借地権制度を活用した公有地活用の検討・実施

④ショップレイ周辺整備事業

- ・準都市拠点（福江市街地）のショップレイ跡地における民間事業者による市街地活性化事業の支援
- ・JA愛知みなみ跡地における市民プール、親子交流施設等（(仮)多世代交流施設）の整備

目標2：集落から拠点（市街地）に気軽にアクセスできるまちづくり

田原市地域公共交通会議を中心に、利用者のニーズ・需要にあった多様な運行形態による交通手段の確保を図るとともに、まちなか交通の充実をはじめとする公共交通を利用しやすくするための環境整備を行います。

■具体的な誘導施策

①路線バス（伊良湖支線）の増便【豊鉄バス株】

- ・赤羽根地域や渥美地域の表浜沿いに居住する市民の公共交通の利便性を図るための伊良湖支線増便の検討・実施

②利用者のニーズ・需要にあった多様な運行形態（幹線乗合交通、コミュニティ乗合交通、有償パーソナル交通等）による交通手段の検討

- ・地域公共交通網形成計画に基づき田原市地域公共交通会議にて検討・実施

③公共交通利用促進事業

- ・公共交通ネットワークの維持・充実を図るための交通事業者・地域と連携した事業の実施

④田原市ぐるりんバス市街地線の運行及びレンタサイクルの充実

- ・都市拠点（田原市街地）における市街地循環線の運行継続
- ・都市拠点（田原市街地）におけるレンタサイクルの充実

⑤バス待合環境の整備等

- ・交通事業者との連携による待合環境の整備等の実施

目標3：災害等に対応した安心・安全なまちづくり

津波災害等に対応した整備を図るとともに、子どもや高齢者等が安心して暮らせる住環境の創出を図ります。

■具体的な誘導施策

①（県）城下田原線の整備【愛知県】

- ・最終的に都市拠点（田原市街地）の防災面に配慮した道路の整備

②津波防護に関する整備【愛知県】

- ・都市拠点（田原市街地）における海岸堤防等の耐震化や老朽化対策等の整備、河川堤防のかさ上げ等の整備
- ・準都市拠点（福江市街地）における海岸堤防の耐震化や老朽化対策等の整備

③木造住宅等耐震改修促進事業

- ・無料耐震診断の実施
- ・耐震改修費等の補助の実施
- ・ブロック塀改修等の補助の実施

④人にやさしい住宅リフォーム支援

- ・居室、浴室、トイレ等の段差解消等への補助の実施

⑤人にやさしい施設整備（公共施設の改善・整備）

- ・公共建築物、歩道、多目的トイレ等のバリアフリーなどに配慮した改善・整備の実施

目標4：歩いて暮らせる健康的で魅力的なまちづくり

新たな住環境の整備による居住誘導を図るとともに、空き家・空き地の活用による住環境の創出を図ります。また、まちなかに住みたい、周遊したいと思える健康的で魅力的な環境整備を図ります。

■具体的な誘導施策

①土地区画整理事業

- ・市街地拠点（赤羽根市街地）内における、組合施行による土地区画整理事業の実施

事業期間：平成30年3月23日～令和10年3月31日

想定地区内人口：約152人、地区内人口密度：約58人／ha

②住宅供給推進事業

- ・ファミリー世帯の定住や高齢者の居住安定に向けた民間の住宅供給の支援を検討

③空き家・空き地バンク活性化事業

- ・活用件数の増加、マッチングの強化による空き家・空き地の流動化の促進

④空き家修繕等助成事業

- ・空き家・空き地バンク制度を通じて活用する住宅の改修・修繕に対して助成の実施

⑤定住・移住促進奨励金制度

- ・新築住宅又は建売住宅を取得して居住する人への奨励金の交付

⑥都市再生整備計画事業によるウォーキングトレイルの整備

- ・都市拠点（田原市街地）における地域資源を活用したウォーキングトレイル整備の実施

⑦都市再生整備計画事業による公園及び生活道路の整備

- ・市街地拠点（赤羽根市街地）における公園整備の実施
- ・市街地拠点（赤羽根市街地）における生活道路の改良工事の実施

⑧民間宅地開発等奨励金制度

- ・居住誘導区域における民間の宅地開発を支援する奨励金の交付

● 誘導策

都市構造の課題から、まちづくりの方針と目標を踏まえて、具体的な誘導策を整理します。

都市構造の課題	まちづくりの方針 (ターゲット)	まちづくりの目標 (施策)	誘導方針及び施策の方向性		具体的な誘導策	都市機能	
			まちづくりの目標 (施策)	誘導方針及び施策の方向性		都市機能	居住
<ul style="list-style-type: none"> 都市機能の低下を抑制するために市街地人口の維持が必要 集落と市街地等を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実が必要 災害等に対応した安心・安全なまちづくりが必要 都市施設の適正な配置と誘導が必要 公共施設の適正な管理による財政規模の縮減が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地それぞれの特性や役割及び集落に居住している人の日常生活やニーズを意識した都市機能の誘導を図る 鉄道、バス、自転車、徒歩などを組み合わせた交通ネットワークの充実に力を入れ、歩いて暮らせる健康的で魅力的なまちづくりを目指す 	<p>【目標1】 地域にふさわしい都市機能の配置・誘導による拠点(市街地)づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 官民連携による新しい価値を創出する拠点づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 官民連携による遊休不動産の活用やリノベーションなどにより新しい価値を創出し、まちなかにおける交流拠点等の形成を図る 	<p>①都市再生整備計画事業による公共施設等の整備(親子交流施設等)【田原】</p> <p>②低・未利用地を活用した賑わいの創出</p> <p>③公有地における定期借地権制度の活用</p> <p>④シヨップレイ周辺整備事業【福江】</p> <p>①路線バス(伊良湖交線)の増便【豊鉄バス(株)】</p> <p>②利用者のニーズ・需要にあった多様な運行形態(幹線乗合交通、コミュニティ乗合交通、有償パーソンナル交通等)による交通手段の検討</p> <p>③公共交通利用促進事業</p> <p>④田原市ぐるり人バス市街地線の運行及びレンタサイクルの充実【田原】</p> <p>⑤バス待合環境の整備等</p>	●	●
		<p>【目標2】 集落から拠点(市街地)に気軽にアクセスできるまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通と連携した集落からまちなかの誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のニーズ・需要にあった多様な運行形態による交通手段の確保を図る まちなか交通の充実をはじめとする公共交通を利用しやすくなるための環境整備を行う 	<p>①(県) 城下田原線の整備【愛知県】【田原】</p> <p>②津波防護に関する整備【愛知県】【田原】【福江】</p> <p>③木造住宅等耐震改修促進事業</p> <p>④人にやさしい住みやすい住宅リフォーム支援</p> <p>⑤人にやさしい施設整備(公共施設の改善・整備)</p> <p>①土地区画整理事業【赤羽根】</p> <p>②住宅供給推進事業</p> <p>③空き家・空き地バンク活性化事業</p> <p>④空き家修繕等助成事業</p> <p>⑤定住・移住促進奨励金制度</p> <p>⑥都市再生整備計画事業によるウォーキングトレイルの整備【田原】</p> <p>⑦都市再生整備計画事業による公園及び生活道路の整備【赤羽根】</p> <p>⑧民間宅地開発等奨励金制度</p>	●	●
<p>【目標3】 災害等に対応した安心・安全なまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全性の向上による安心・安全なまちづくりの促進 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな住環境の整備による居住誘導を図る 空き家・空き地の活用による住環境の創出を図る まちなかで住みたい、周遊したいと思える健康的で魅力的な環境整備を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 津波災害等に対応した整備を図る 子どもや高齢者等が安心して暮らせる住環境の創出を図る 	●	●		
<p>【目標4】 歩いて暮らせる健康的で魅力的なまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歩いて暮らせる健康的で魅力的なまちづくり 	●	●	●	●		

※具体的な誘導策欄の「都市機能」及び「居住」は、各施策に関連する対象を示す。

第2章 届出制度

1 居住誘導区域外における届出制度

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、居住誘導区域外において、以下の住宅の開発・建築等行為を行う場合は、着手する日の30日前までに、行為の種類や場所等について、市長への届出が義務付けられます。

また、届出内容が居住誘導区域への居住誘導の妨げになると判断した場合は、規模の縮小や別の地域での開発等の事前調整を行い、調整が不調の場合は勧告等を行うことが可能となっています。

■開発行為

- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為



- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



■建築行為等

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



2 都市機能誘導区域外における届出制度

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、都市機能誘導区域外において、本計画で位置付けられた誘導施設の開発・建築等行為を行う場合は、着手する日の30日前までに、行為の種類や場所等について、市長への届出が義務付けられます。

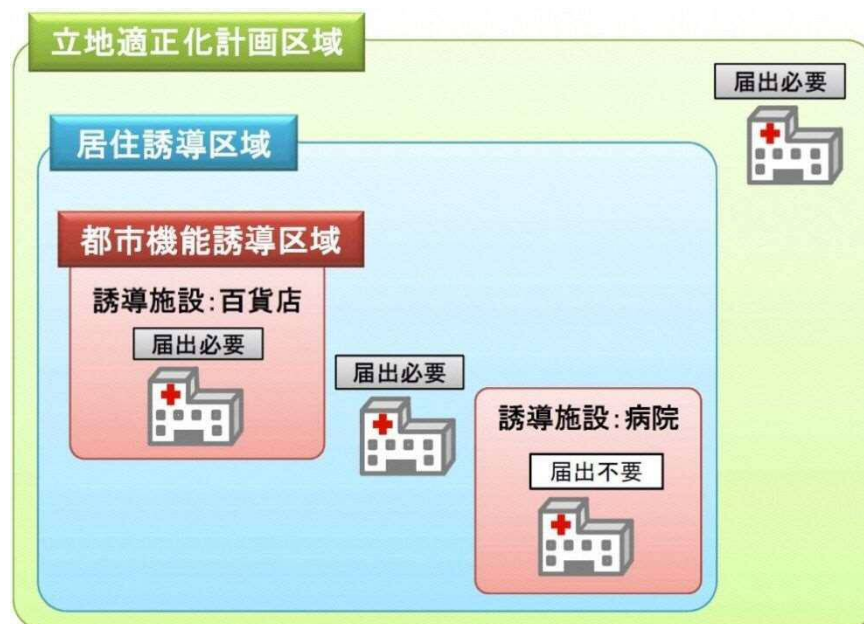
また、届出内容が都市機能誘導区域への都市機能誘導の妨げになると判断した場合は、規模の縮小や別の地域での開発等の事前調整を行い、調整が不調の場合は勧告等を行うことが可能となっています。

■開発行為

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

■建築行為等

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



3 都市機能誘導区域内における届出制度（休止・廃止）

都市再生特別措置法第108条の2第1項に基づき、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、30日前までに市長への届出が義務付けられます。

第3章 計画の推進

1 計画の推進方法

今後、市税の減収や公共施設の維持管理費用の増大による財政的な制約が見込まれるなかで、都市の将来像やまちづくりの目標を実現するためには、関連計画に留意しながら、計画的かつ効率的に進める必要があります。

(1) 市民・事業者等との協働・連携によるまちづくりの推進

市民・事業者・行政等が役割分担しながら、協働・連携してまちづくりを進めていく必要があります。

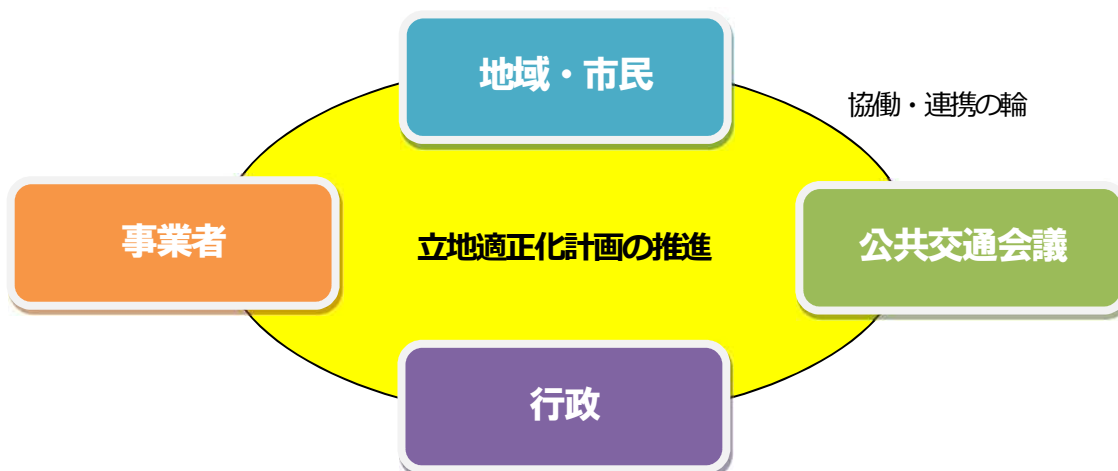
特に、限られた財政状況のなかでは、効率的で効果的な手法が必要となってくることから、事業者（民間企業）が有している知識や経験等による民間活力の導入を踏まえたまちづくりの手法を検討していきます。

(2) 関連部局との連携によるまちづくりの推進と進捗管理

本計画は、公共交通・公共施設管理・福祉・教育・防災・中心市街地活性化等様々な分野に渡るため、各担当部局の計画や考え方に留意し、それぞれが協力して進捗管理していく必要があります。

特に、ネットワークの軸となる公共交通については、将来像に「だれもが安心して移動できるまち」を掲げる第3次田原市地域公共交通戦略計画に基づき、田原市地域公共交通会議を中心に検討していきます。

また、公共施設の配置については、田原市公共施設等総合管理計画と調整を図りながら、基本的には都市機能誘導区域または居住誘導区域内に誘導していくよう、関連部局と連携しながら本計画の趣旨を踏まえて推進していきます。



2 計画の進行管理

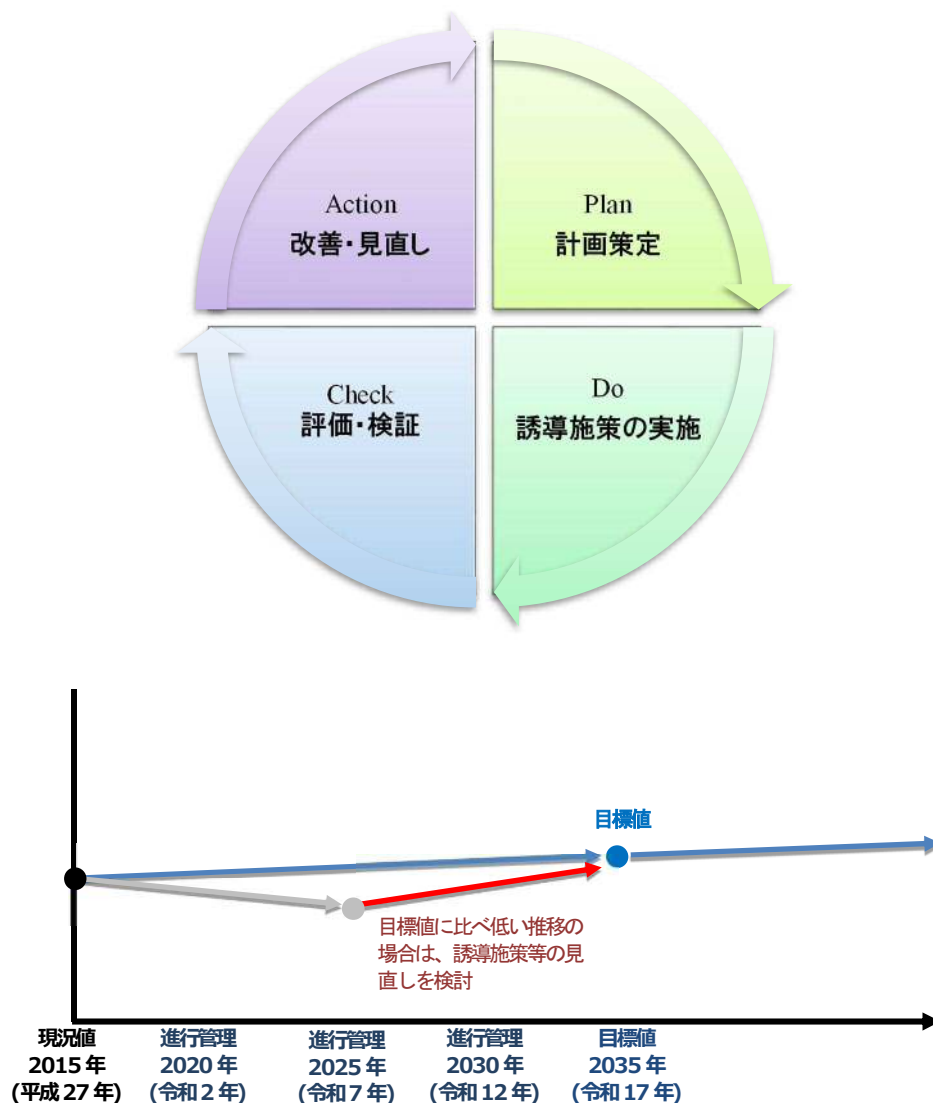
(1) 継続的な計画の見直し

本計画を推進するに当たっては、概ね5年毎に、定量的指標（目標値）や施策等の進捗状況を把握することにより評価を実施します。この評価結果や社会情勢の変化等により必要が生じたときには計画変更を実施することとします。

進行管理の手順については、Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善）のサイクルを繰り返すことにより、継続的な改善を図ります。

(2) 柔軟な計画の見直し

立地適正化計画は、時間軸をもって段階的に都市機能・居住誘導を図ることが求められており、PDCAサイクルに基づいた計画の見直し以外にも、都市機能・居住誘導の状況や都市計画の変更・見直し等、本市を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて柔軟な見直しを行うものとします。



第4章 目標の設定

評価指標の設定

本計画に基づく効果を客観的に評価するため、以下の3つの目標指標と満足度指標を設定します。

1) 人口に関する指標

○目標指標：①居住誘導区域の人口割合

◇改訂版田原市人口ビジョンに基づく改訂版田原市都市計画マスタープランの目標年次である2035年(令和17年)の将来人口は、51,237人(推計人口50,116人)となっています。新たな人口見通しの内容を踏まえるとともに、居住誘導区域に居住を誘導する方向性を考慮して、将来推計に基づいた田原市全体の人口に対する3市街地の人口割合を目標値とします。本市では、市街地の面積と居住誘導区域の面積がほとんど同じため、市街地における人口割合を使用します。

目標指標		現況値 2015(平成27)年	現況値 2020(令和2)年	推計値 2035(令和17)年	目標値 2035(令和17)年
居住誘導区域 の人口割合	田原市街地	23.6%	24.7%	26.3%	27.4%
	赤羽根市街地	2.7%	2.8%	2.8%	2.9%
	福江市街地	5.5%	5.8%	5.4%	5.7%
	3市街地合計	31.8%	33.3%	34.5%	36.0%

○目標指標：②鉄道駅から1km圏域の人口

◇本市では、特に鉄道駅周辺への居住を推進していく方針としていることから、鉄道駅周辺1kmの居住人口の増加を目指します。

目標指標	現況値 2015(平成27)年	現況値 2020(令和2)年	目標値 2035(令和17)年
鉄道駅周辺1km圏域人口 ※市街化区域内人口	12,310人	12,114人	増加

○満足度指標：「住みよさ」についての満足度の向上

◇人口密度の目標値を達成して都市機能が維持・誘導されることで、市民の「田原市の住みよさ」についての満足度が向上していることを確認します。

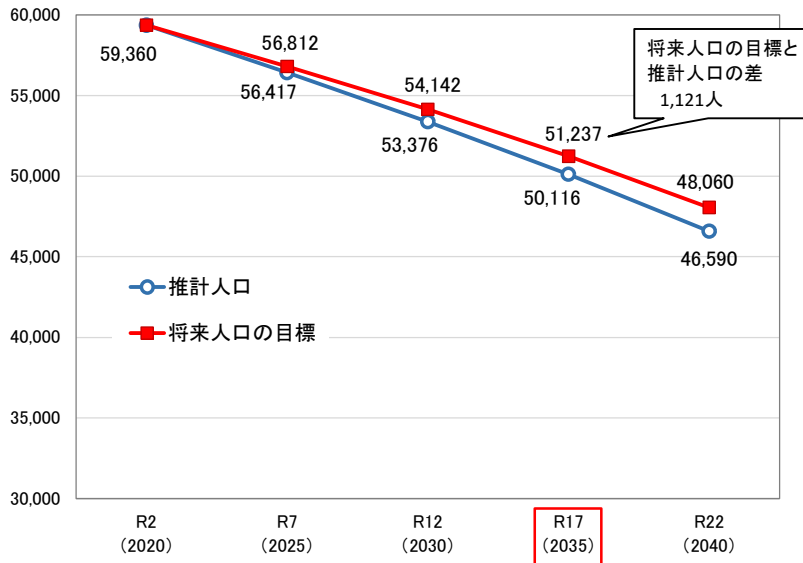
効果指標	現況値 2016(平成28)年	現況値 2022(令和4)年	目標値 2035(令和17)年
田原市の住みよさ 満足度(市民意識調査)	84.0%	84.4%	満足度UP

※3年に1度実施している田原市市民意識調査の中の田原市の住みよさの調査項目において、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」と回答した割合

参考：改訂版田原市人口ビジョンにおける将来人口

1) 将来人口の見通し

改訂版田原市人口ビジョンに基づく改訂版田原市都市計画マスタープランの目標年次である2035年（令和17年）の将来人口は、推計人口50,116人に対して、将来の目標人口を1,121人増の51,237人と設定。



本計画による取組により、改訂版田原市都市計画マスタープランで設定した目標人口との差分（1,121人）について居住誘導区域へ誘導します。市街地ごとの誘導人口は、2035年（令和17年）時点の人口割合で設定します。

表 市街地の人口推移

区域(面積)	2015(平成27)年	2020(令和2)年	2035(令和17)年
田原市街地 (360ha)	14,739人	14,688人	13,178人
赤羽根市街地 (73ha)	1,659人	1,664人	1,395人
福江市街地 (133ha)	3,450人	3,418人	2,730人
3市街地 計	19,848人	19,770人	17,303人
臨海市街地 (1,149ha)	3,456人	3,468人	3,321人
市街化区域 (1,715ha) 計	23,304人	23,238人	20,624人
市街化調整区域 (17,397ha)	39,060人	36,122人	29,492人
市域計	62,364人	59,360人	50,116人
将来人口の目標値			51,237人
差分			1,121人

※ 国勢調査：2015(平成27)年及び2020(令和2)年
推計値：2035(令和17)年

※ 面積は2015(平成27)年時点

表 2035年（令和17年）時点の人口割合

区域	誘導する人口	将来人口(目標)	人口割合
田原市街地	854人	14,032人	27.4%
赤羽根市街地	90人	1,485人	2.9%
福江市街地	177人	2,907人	5.7%
3市街地 計	1,121人	18,424人	36.0%
市域計	1,121人	51,237人	100.0%

2) 公共交通に関する指標

○目標指標：① 市内公共交通の利用者数

田原市地域公共交通会議を中心に、田原市地域公共交通戦略計画に基づいて公共交通の利便性向上を図るとともに、市民・地域・交通事業者・行政が協働で利用促進策を推進することで、**市内公共交通の利用者数の維持**を目指します。

目標指標	現況値 2017(平成29)年	現況値 2022(令和4)年	目標値 2035(令和17)年
市内公共交通の利用者数	165万人	126万人	148万人

※渥美線、バス（伊良湖本線・支線、田原市ぐるりんバス、市街地循環バス）、海上交通、タクシーの利用者合計

※第3次田原市地域公共交通戦略計画の指標

○目標指標：② 田原市ぐるりんバスの1便当たりの乗車人数

公共交通の中でも、田原市ぐるりんバスについては、集落と市街地間、また、市街地の中での移動手段として重要な移動手段であることから、①とは別に1便当たりの乗車人数の目標数値を設定します。また、目標数値に届かない際には、運行内容の変更等を検討・実施します。

目標指標	現況値 2017(平成29)年	現況値 2022(令和4)年	目標値 2035(令和17)年
ぐるりんバス各路線 1便当たりの乗車人数	童浦線 7.0人 野田線 2.8人 市街地東線 2.0人 市街地西線 3.4人	童浦線 7.9人 サンテパルク線 4.4人 市街地線 4.3人	各路線 5.0人以上
ぐるりんミニバス各路線 1便当たりの乗車人数	表浜線 2.6人(循環) 高松線 1.2人 中山線 3.3人(循環) 八王子 1.8人	表浜線 3.0人 中山線 2.2人	各路線 3.0人以上

※第3次田原市地域公共交通戦略計画の指標

○満足度指標：「公共交通の整備」についての満足度の向上

◇公共交通の利便性が維持・充実し、市街地に気軽にアクセスできることで、市民の「公共交通の整備」についての**満足度が向上**していることを確認します。

効果指標	現況値 2016(平成28)年	現況値 2022(令和4)年	目標値 2035(令和17)年
公共交通の整備 満足度（市民意識調査）	-0.30	-0.20	満足度UP

※3年に1度実施している田原市市民意識調査の中の都市整備分野の調査項目における、「公共交通の整備」の満足度（回答を得点化し、点数合計値を、無回答を除いて回答数で割ったもの）

3) 防災・減災に関する指標

○目標指標：① 防災講習会（ほーもん講座等）の参加者数

◇居住地における災害リスクと、その内容に応じた適切な避難行動について認知向上を図ることから、防災講習会（ほーもん講座等）の参加者数の増加を目指します。

目標指標	現況値 2022(令和4)年	目標値 2035(令和17)年
防災講習会（ほーもん講座等）の参加者数	4,000人	5,000人

○目標指標：② 安心・安全ほっとメール、防災アプリ等登録者数

◇災害時に必要な情報を市民に伝達するための情報伝達手段の多重化・多様化等に取り組むことにより避難体制の整備を図ることから、安心・安全ほっとメールや防災アプリ等登録者数の増加を目指します。

目標指標	現況値 2022(令和4)年	目標値 2035(令和17)年
安心・安全ほっとメール、防災アプリ等登録者数	12,000人	20,000人

○目標指標：③ 避難所開設・運営訓練を実施している自主防災会の数

◇地域の災害対応力を強化していくことから、避難所開設・運営訓練を実施している自主防災会の数の増加を目指します。

目標指標	現況値 2022(令和4)年	目標値 2035(令和17)年
避難所開設・運営訓練を実施している自主防災会の数	67団体	103団体

○満足度指標：「防災・減災体制の充実」についての満足度の向上

◇南海トラフ地震やこれに伴う津波のほか、台風、高潮、集中豪雨などの大規模な災害の発生に備えた災害に強いまちづくりをすすめることで、市民の「防災・減災体制の充実」についての**満足度が向上**していることを確認します。

効果指標	現況値 2022(令和4)年	目標値 2035(令和17)年
防災・減災体制の充実 満足度（市民意識調査）	0.20	満足度UP

※3年に1度実施している田原市市民意識調査の中の消防防災分野の調査項目における、「防災・減災体制の充実」の満足度（回答を得点化し、点数合計値を、無回答を除いて回答数で割ったもの）

参考資料

参考資料

策定の経過

1. 田原市立地適正化計画策定委員会（平成 30 年度）

1) 開催の経緯

第 1 回（平成 30 年 9 月 25 日） 場所：田原市役所 北庁舎 300 会議室

- (1) 会長の選任について
- (2) 委員自己紹介
- (3) 田原市立地適正化計画について（案）
 - ・ 立地適正化計画の概要
 - ・ 都市構造の現状分析と課題の整理
 - ・ 立地適正化に関する基本的な方針
- (4) 策定スケジュールについて

第 2 回（平成 30 年 11 月 22 日） 場所：田原市役所 北庁舎 大会議室

- (1) 田原市立地適正化計画（案）について
 - ・ 第1回会議からの修正事項
 - ・ 居住誘導区域（設定方針・範囲）について
- (2) その他

第 3 回（平成 31 年 1 月 22 日） 場所：田原市役所 北庁舎 300 会議室

- (1) 田原市立地適正化計画（案）について
 - ・ 第1回第2回会議からの修正事項
 - ・ 都市機能誘導区域（設定方針・範囲）について
 - ・ 誘導施設について
 - ・ 公共交通ネットワークについて
- (2) その他

第 4 回（平成 31 年 3 月 8 日） 場所：田原市役所 南庁舎 講堂

- (1) 田原市立地適正化計画（案）について
 - ・ これまでの会議からの修正事項
 - ・ 実現化に向けて
- (2) その他

2) 設置要綱

田原市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項を協議するため、田原市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、立地適正化計画の策定に関する事項その他必要な事項について、協議検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民又は各種団体若しくは事業者の代表者若しくはその指名する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 市長は、第1項に規定する者のほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員及びオブザーバーの任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から立地適正化計画案の策定の日までとする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は必要が生じたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び資料等の扱い)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議並びに会議に関する資料及び議事録（以下「資料等」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、円滑な議事運営等に支障が生じると認められる場合においては、会長又は委員の発議により出席した委員の過半数で決したときは、会議又は資料等を非公開とすることができる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部街づくり推進課において処理するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

参考資料

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、立地適正化計画の策定の日限りでその効力を失う。

(会議の特例)

3第6条第1項の規定にかかわらず、会長又は職務代理者が置かれていないときは、市長が会議を招集するものとする。

3) 策定委員名簿

区 分	氏 名	職 名
学識経験者	浅 野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授
各種団体	白 井 英 俊	田原市商工会 事務局長補佐
	森 下 近 生	渥美商工会 事務局長
	花 井 良 枝	社会福祉法人田原市社会福祉協議会 総務課障害福祉係長
	杉 浦 拓	田原中部校区コミュニティ協議会 副会長
	川 崎 政 夫	清田・福江校区まちづくり推進協議会 顧問
	彦 坂 辰 夫	赤羽根地区まちづくり推進委員会 委員
交通事業者	清 水 孝 彦	豊鉄バス株式会社営業企画課長
行政	岡 田 利 幸	田原市都市整備部部長
オブザーバー	片 山 貴 視	愛知県建設部都市計画課 課長

2. 田原市立地適正化計画策定庁内検討会議（平成 29・30 年度）

1) 開催の経緯

第 1 回（平成 29 年 12 月 22 日）場所：田原市役所 北庁舎 大会議室

- (1) 立地適正化計画について
- (2) 庁内検討会議の目的・今後のスケジュールについて
- (3) 立地適正化計画基礎調査業務について

第 2 回（平成 30 年 2 月 20 日）場所：田原市役所 北庁舎 302 会議室

- (1) 都市が抱える課題について
- (2) 目指すべき都市の骨格構造について
- (3) 誘導施設の検討について

第 3 回（平成 30 年 3 月 20 日）場所：田原市役所 南庁舎 政策会議室

- (1) 都市構造の課題、目標とする都市構造と誘導施設について
- (2) 誘導区域設定の方針について
- (3) 公共交通に関する方針について

第 4 回（平成 30 年 12 月 7 日）場所：田原市役所 北庁舎 300 会議室

- (1) 計画の策定状況について
- (2) 都市機能誘導区域の設定について
- (3) 誘導施設の設定について
- (4) 誘導施策について

2) 庁内検討会議構成員

防災局 防災対策課長	企画部 企画課長	企画部 人口増企画室長
総務部 総務課長	健康福祉部 高齢福祉課長	健康福祉部 地域福祉課長
健康福祉部 子育て支援課長	健康福祉部 健康課長	産業振興部 農政課長
産業振興部 商工観光課長	建設部 建設企画課長	都市整備部 街づくり推進課長
都市整備部 建築課長	水道部 下水道課長	教育部 教育総務課長
教育部 生涯学習課長		

3. 田原市都市計画マスタープラン等改定委員会（令和5年度）

1) 開催の経緯

第1回（令和5年8月10日） 場所：田原市役所 講堂

- ・改定委員会設置要綱及び委員会の議事運営等について
- ・委員長選出
- ・田原市都市計画マスタープラン及び田原市立地適正化計画の改定について
- ・将来人口について
- ・災害リスクの分析と課題の整理について

第2回（令和5年10月12日） 場所：田原市役所 講堂

- （都市計画マスタープラン）
- ・都市づくりの課題及び都市づくりの理念と目標について
- ・土地利用フレーム（住宅地）について
- ・将来の都市構造について
- （立地適正化計画）
- ・居住誘導区域等の設定（素案）について

第3回（令和5年11月6日） 場所：田原市役所 講堂

- （都市計画マスタープラン）
- ・将来人口及び将来市街地の考え方について
- ・土地利用の方針等について
- （立地適正化計画）
- ・防災・減災対策について

第4回（令和5年12月21日） 場所：田原市役所 講堂

- （都市計画マスタープラン）
- ・土地利用の方針等について
- （立地適正化計画）
- ・誘導施設について
- ・誘導施策について
- ・目標の設定について

第5回（令和6年2月7日） 場所：田原市役所 講堂

- ・一部改定（案）について

2) 設置要綱

田原市都市計画マスタープラン等改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）の改定にあたり、必要な事項を協議するため、田原市都市計画マスタープラン等改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定に関する事項その他必要な事項について、協議検討を行い、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民、各種団体等の代表者
- (3) 交通事業者
- (4) 行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定の日までとする。

(役員の数及び選任)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 職務代理者 1人

2 委員長は、委員の互選とする。

3 職務代理者は、委員のうちから委員長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 職務代理者は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員は、代理者を会議に出席させることができる。

3 委員会は、委員（その代理者を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、田原市都市建設部街づくり推進課において処理するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集する。

3) 改定委員名簿

区分	氏名	職名
学識経験者	浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授
	◎杉木 直	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 准教授
各種団体	今泉 隆一	田原中部校区コミュニティ協議会 会長
	中川 博文	赤羽根校区コミュニティ協議会 会長
	山本 五夫	福江校区コミュニティ協議会 会長
	木村 敏和	清田校区コミュニティ協議会 会長
	斎藤 健司	田原臨海企業懇話会 (東京製鐵株式会社 田原工場 管理部 安全環境課)
	小野 全子	公益社団法人 愛知建築士会
交通事業者	荒島 丈博	豊鉄バス株式会社 営業企画課 課長
行政機関	伊藤 慎悟	愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市計画課 課長
	村田 卓則	愛知県 東三河建設事務所 企画調整監
	○鈴木 洋充	田原市 都市建設部 部長
	河合 欽史	田原市 防災局 防災対策課 課長

◎：委員長、○職務代理者

4. 田原市都市計画マスタープラン等改定庁内検討会議（令和5年度）

1) 開催の経緯

○第1回（令和5年7月28日） 場所：田原市役所 北庁舎 3階 302会議室

- ・田原市都市計画マスタープラン及び田原市立地適正化計画の改定について
- ・田原市の将来人口について
- ・田原市における災害リスクについて
- ・施策状況の確認について

○第2回（令和5年12月1日） 書面開催

- ・誘導施策の確認について
- ・誘導施設の確認について

○第3回（令和6年1月18日） 場所：田原市役所 北庁舎 3階 300会議室

- ・改定版田原市都市計画マスタープランの改定について
- ・田原市立地適正化計画の改定について
- ・計画改定案の内容確認について

2) 庁内検討会議構成員

防災局 防災対策課長	企画部 企画課長	市民環境部 環境政策課長
福祉部 地域福祉課長	福祉部 高齢福祉課長	こども健康部 子育て支援課長
こども健康部 健康課長	農林水産部 農政課長	商工観光部 商工課長
商工観光部 観光課長	都市建設部 建設課長	都市建設部 維持管理課長
都市建設部 街づくり推進課長	都市建設部 建築課長	上下水道部 下水道課長
教育部 教育総務課長	教育部 生涯学習課長	